



我が国の原産地規則 ～EPA原産地規則(詳細)～

2023年7月
財務省関税局・税関

-目次-

第1章 EPA原産地規則概論

1. EPA原産地規則とは	4
2. EPA特惠税率を適用するための条件	5
3. EPA原産地規則の構成	6
4. 各EPAの原産地規則の概要	8

第2章 EPA原産地基準

第1節 導入

1. EPA原産地基準の構成	11
2. EPAにおける「原産品」であることの決定方法	12

第2節 EPA原産地基準

1. 完全生産品	21
2. 原産材料のみからなる産品	24
3. 実質的変更基準を満たす産品	25
3. 1. 関税分類変更基準	27
3. 2. 加工工程基準	32
3. 3. 付加価値基準	34
4. 実質的変更基準の例外	
4. 1-1. 累積	47
4. 1-2. EU拡張累積	58
4. 2. 僅少の非原産材料	63
4. 3. 原産資格を与えることとならない作業	72
5. まとめ～「原産品」であることの決定方法～	74
6. (参考)EPAと一般特惠の関係	76

第3節 その他の特別な規定

1. 組み立ててないか又は分解してある産品	77
2. 代替性のある産品及び材料	81
3. セット、キット又は複合的な産品	84
4. 間接材料	86
5. 附属品、予備部品及び工具	89
6. 小売用の包装材料及び包装容器	91
7. 船積み用のこん包材料及びこん包容器	94

第4節 品目別規則

1. 品目別規則の読み方	97
2. 個別の留意事項	
繊維製品における品目別規則の注釈	100
繊維製品の「2工程ルール」	105
CPTPP協定における繊維及び繊維製品の品目別規則	109
日EU・EPAにおける繊維及び繊維製品等の品目別規則	112
日英EPAにおける繊維及び繊維製品等の品目別規則	115
アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール	116
IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール	119
自動車関連の品目別規則	122
第3章 EPA積送基準	126

第3章 EPA積送基準

第4章 手続的要件

1. 手続的要件に関する規定	129
2. 原産地証明手続	132
2. 1. 自己申告制度	133
2. 2. 第三者証明制度	134
2. 3. 認定輸出者による自己証明制度	136
3. 原産地に関する証拠書類	
3. 1. 原産地に関する証拠書類の提出・保存	137
3. 2. 自己申告制度における提出書類	141
3. 3. 第三者証明制度における提出書類	146
3. 4. 認定輸出者による自己証明制度の提出書類	153
3. 5. 積送基準を満たしていることを証する書類	154
3. 6. 不備のある原産地証明書等の取扱いについて	158
3. 7. (参考)原産地証明書等に記載される原産地基準の記号	159
4. 事前教示制度	160
5. 事後確認	162

【本資料について】

本資料では、基本となる概念に基づき、例となる協定の規定を引用していますが、これらはあくまで参考であり、実際の事務処理に当たっては、それぞれの協定本文、附属書及び運用上の手続規則、関税法等の関連する各規定を参照して下さい。

第 1 章 EPA原產地規則概論

◎EPA原産地規則とは、

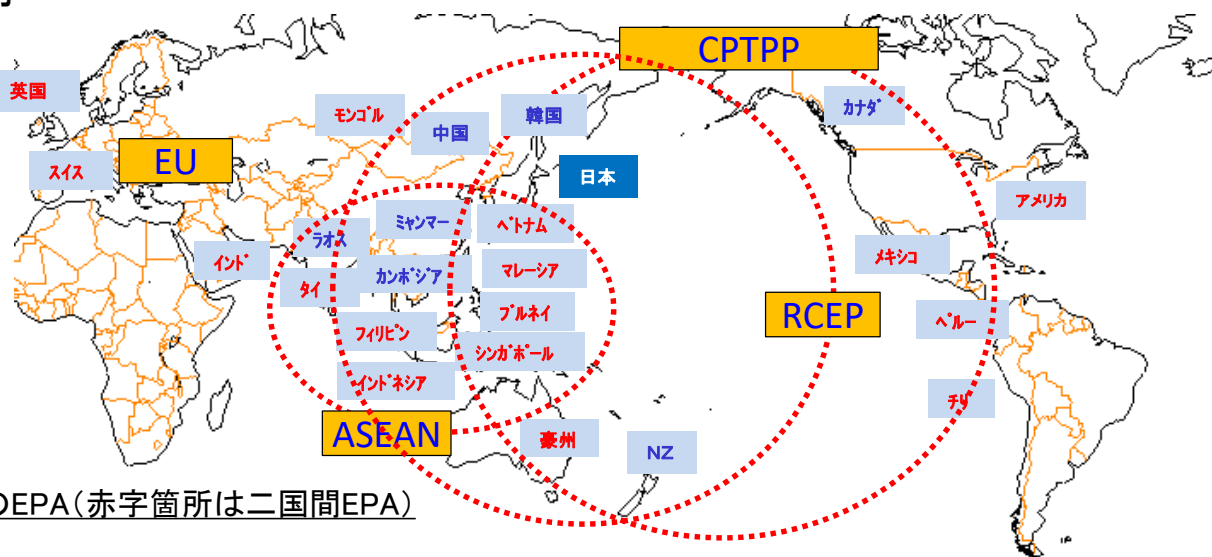
経済連携協定等(以下「EPA」という。)に基づく税率の適用対象となる原産品であるか否かを決定する規則のこと。

- ◆EPA原産地規則は各EPAにおいて相手国と合意の上で策定された、相手国と日本で共通の規則
- ◆日本は、20本のEPAが発効

日本のEPAの現状

発効済EPA

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、モンゴル、オーストラリア、CPTPP、EU、日米貿易協定、英国、RCEP



※発効済のEPA(赤字箇所は二国間EPA)

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	オーストラリア	モンゴル	カナダ	ニュージーランド	EU	アメリカ	英国	韓国	中国
2国間EPA	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
アセアンEPA	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○											
CPTPP	○	○	○	○			○						○		○	○		○	○				△	
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○			○							○	○

※△の国は未発効

◎EPA特惠税率を適用するには、大きく3つの条件がある。

条件①EPA特惠税率

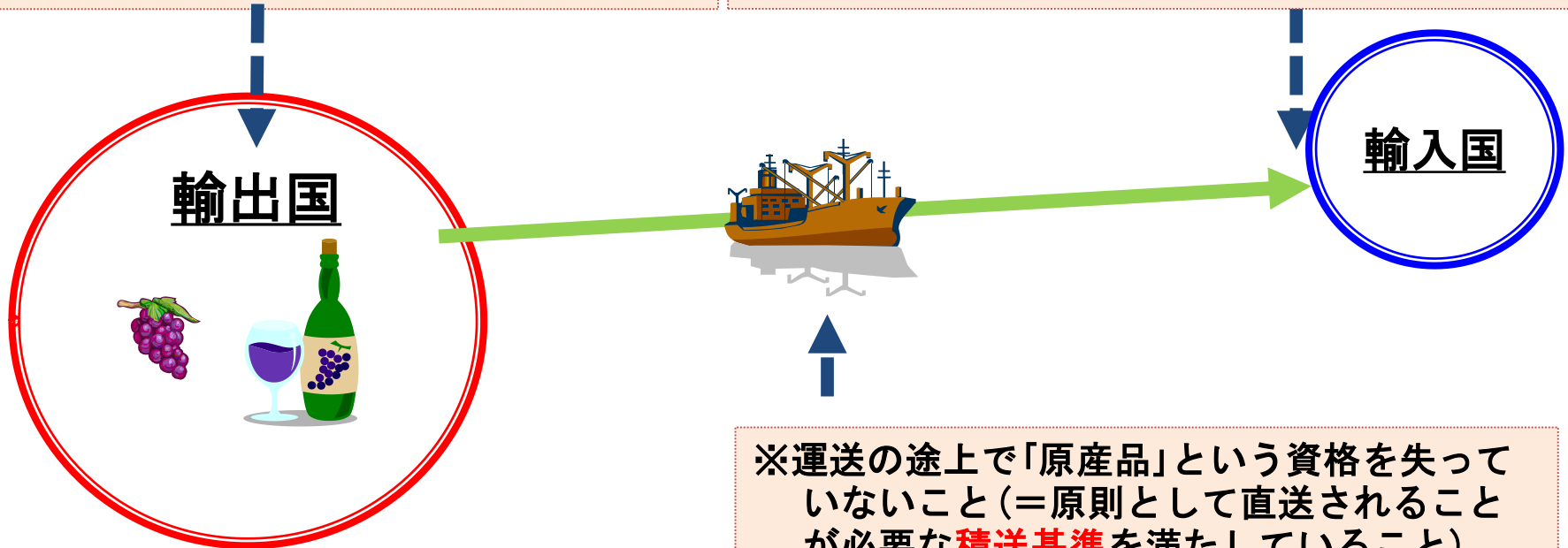
輸出入される産品に関し、**EPA特惠税率が設定**されていること

条件②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=**原産地基準**を満たしていること)

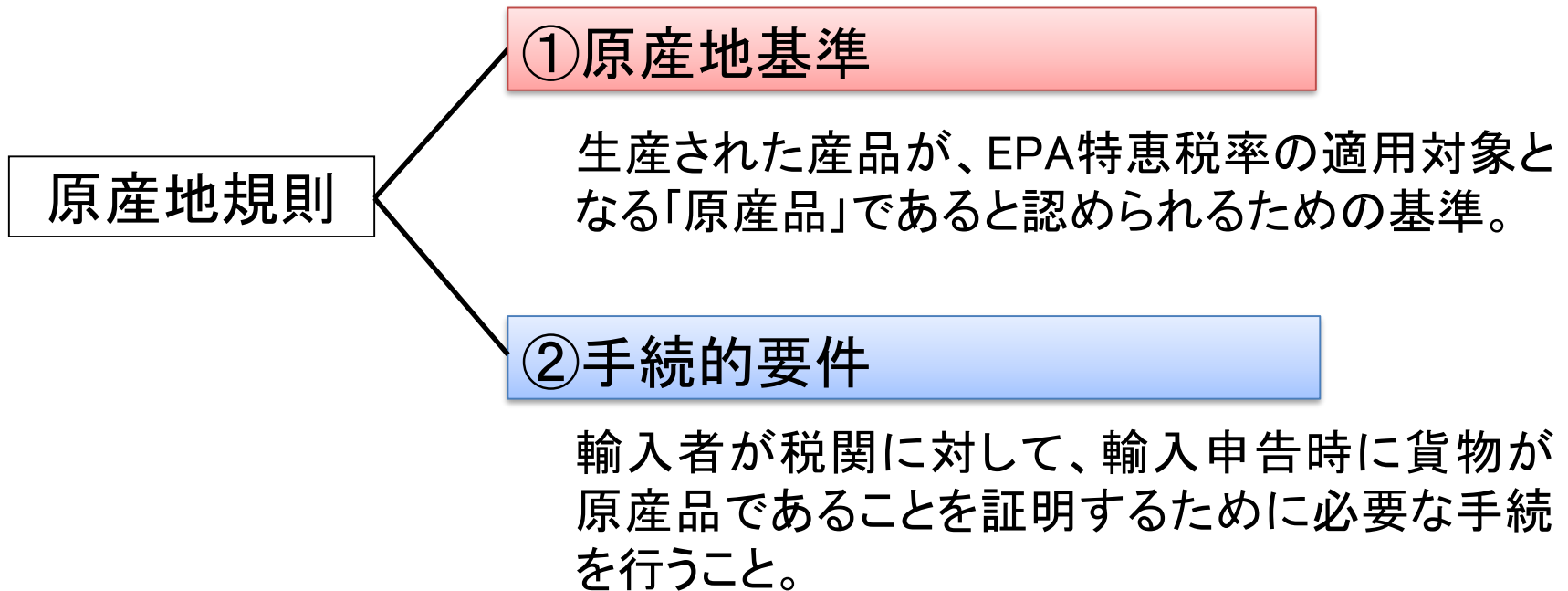
条件③手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、**必要な手続き**を行うこと



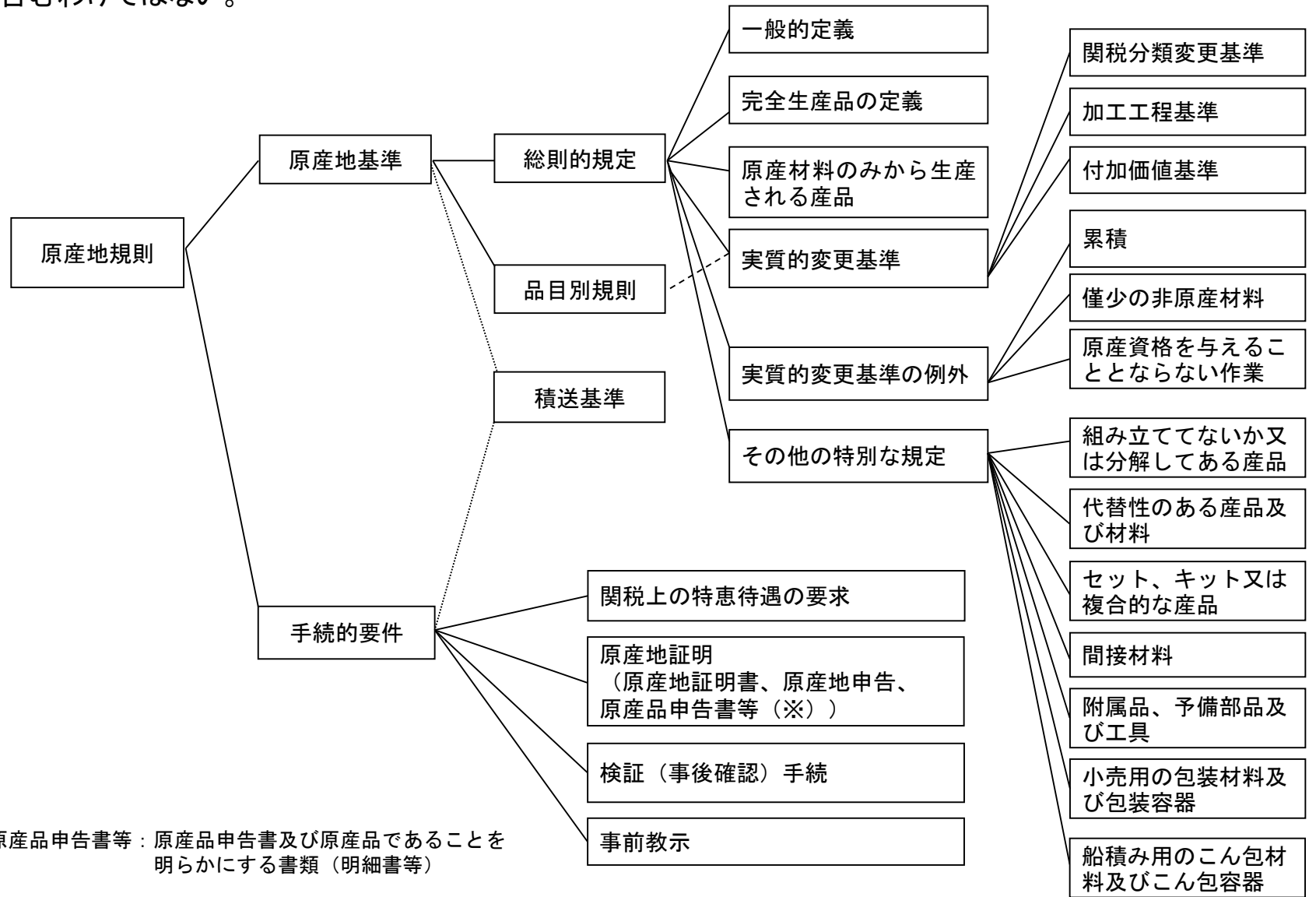
※運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な**積送基準**を満たしていること)

◎原産地規則は、大きく①原産地基準②手続的要件の2つから構成されている。



○原産地基準、手続的要件の構成要素は、下図のように細分される(*)。

* ただし、これらは、含まれ得る要素を列挙したものであり、各EPA原産地規則がいずれもこれらの要素全てを含むわけではない。



※原産品申告書等：原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類（明細書等）

◎EPAの原産地規則は、
各EPAの協定本体・附属書、国内法令等に規定されている。

日タイEPAの例

協定本体

第18条 関税の撤廃

附属書1 譲許表

譲許表において、
タイ特惠税率を設定

第18条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

これらをまとめて、「日タイEPA原産地規則」と呼ぶ。

第3章 原産地規則

他方の締約国の原産品であるか
否かを判断するための規則

【第27条－第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3

原産地証明書の必要的記載事項

- ・日タイEPA協定・運用上の手続規則
- ・関税法第68条、同施行令第61条、同基本通達68-5-0～68-5-21
- ・関税暫定措置法第12条の4、同基本通達12の4-1～12の4-10

第1章 EPA原産地規則概論 4. 各EPAの原産地規則の概要

○各EPAの特恵原産地規則とは、以下の規定をいう。

日シンガポールEPA	協定第22条～第34条、附属書ⅡA、ⅡB	関税法第68条、 同施行令第61条、 同基本通達68-5-0～ 68-5-23、 関税暫定措置法基本通達 12の4-1～12の4-10
日メキシコEPA	協定第22条～第49条、附属書4、5、統一規則	
日マレーシアEPA	協定第27条～第50条、附属書2、3、運用上の手続規則	
日チリEPA	協定第29条～第54条、附属書2、3、4、運用上の手続規則	
日タイEPA	協定第27条～第49条、附属書2、3、運用上の手続規則	
日インドネシアEPA	協定第28条～第50条、附属書2、3、運用上の手続規則	
日ブルネイEPA	協定第23条～第47条、附属書2、3、運用上の手続規則	
日アセアンEPA	協定第23条～第37条、附属書2、3、4、運用上の規則	
日フィリピンEPA	協定第28条～第49条、附属書2、3、運用上の手続規則	
日スイスEPA	協定第23条、附属書2、運用上の手続規則	
日ベトナムEPA	協定第23条～第37条、附属書2、3、運用上の規則	
日インドEPA	協定第26条～第41条、附属書2、3、運用上の手続	
日ペルーEPA	協定第38条～第72条、附属書3、4、運用上の手続規則	
日オーストラリアEPA	協定第3・1条～第3・29条、附属書2、3、実施取極	
日モンゴルEPA	協定第3・1条～第3・26条、附属書2、3、運用上の手続規則	
CPTPP	協定第3・1条～第3・32条、附属書3-A、B、C、D、第4・1条～4・9条、附属書4-A	
日EU・EPA	協定第3・1条～第3・29条、附属書3-A、B、C、D、E、F、付録3-B-1	
日米貿易協定	協定附属書Ⅰ第C節	
日英EPA	協定第3・1条～第3・28条、附属書3-A、B、C、D、E、付録3-B-1	
RCEP協定	協定第3・1条～第3・35条、附属書3A、3B	

第 2 章 EPA原產地基準

◎EPAの原産地基準は、以下のように構成される。

原産地基準

①完全生産品

締約国において完全に得られる産品

②原産材料のみから生産される産品

締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品

③実質的変更基準を満たす産品

非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの

各EPAの「品目別規則」

関税分類変更基準

非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること

加工工程基準

非原産材料を使用した最終産品に特定の加工がなされること

付加価値基準

産品に一定以上の付加価値を付与すること

実質的変更基準の例外(累積、僅少の非原産材料など)

その他の特別な規定

◎ 産品がEPAにおける原産品と言えるかは、基本的に3つの場合に分けて考える。

① 生産のための全ての材料に、協定締約国(1カ国 ※1)のみが関与する場合

⇒ **完全生産品**

② 最終産品の材料の材料(二次材料)に協定締約国以外の国も関与しているが、最終産品の生産に直接使用された材料(一次材料)には協定締約国(1カ国 ※2)のみが関与する場合

⇒ **原産材料のみから生産される産品**

インド協定を除く19のEPAにおいて規定されている

③ 最終産品の生産のための材料に協定締約国以外の国が関与しているが、生産工程において「実質的な変更(大きな変化)」が起こっている場合

⇒ **実質的な変更基準を満たす産品**

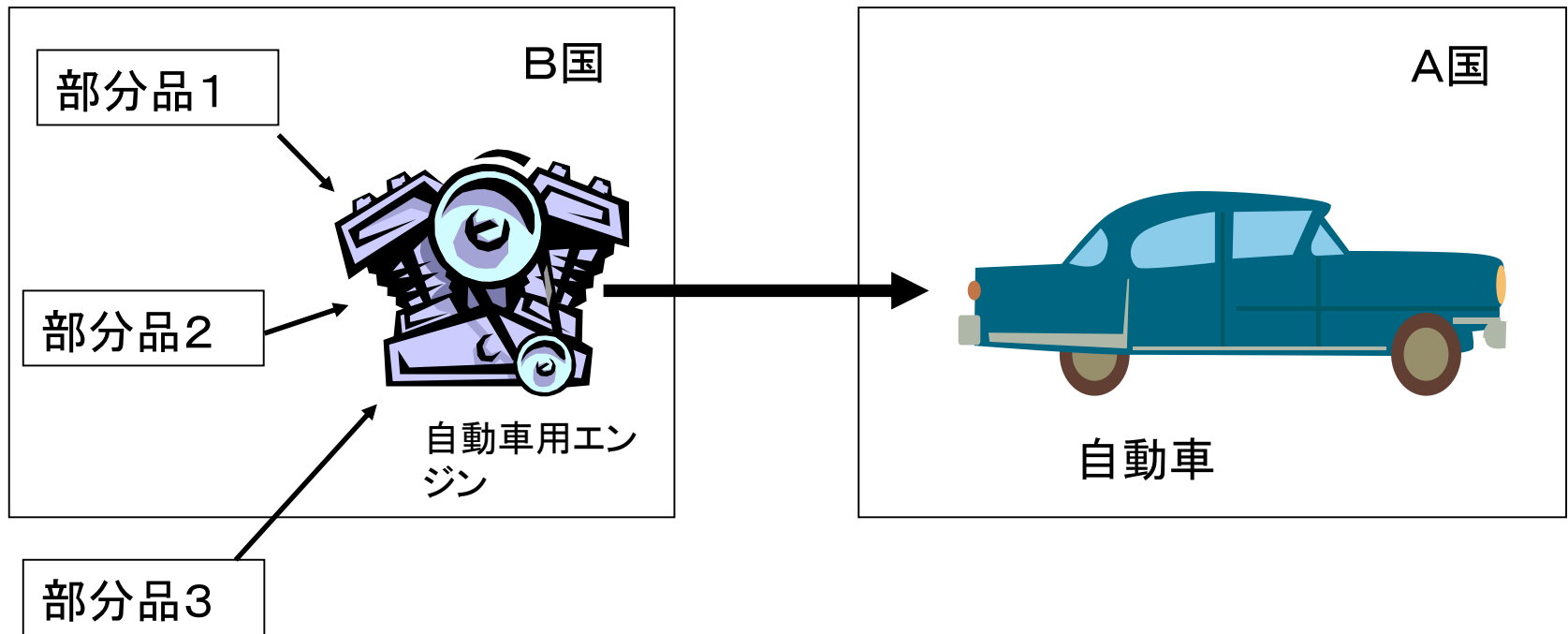
上記①～③のいずれかに当てはまる場合、産品はEPAにおける原産品と言える。

※1 日メキシコEPA及び日米貿易協定の場合は日本を含む両締約国、CPTPPの場合は日本を含む一又は二以上の締約国、日EU・EPAの場合はEU構成国全体を指す。

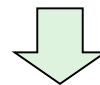
※2 日メキシコEPA及び日米貿易協定の場合は日本を含む両締約国、日アセアンEPA、CPTPP及びRCEP協定の場合は一又は二以上の締約国、日EU・EPAの場合はEU構成国全体を指す。

◎材料の定義

○「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品のことをいう。



(自動車用)エンジンは、エンジンそのものとして見れば完成した産品。
しかし、自動車から見れば部分品、すなわち材料である。

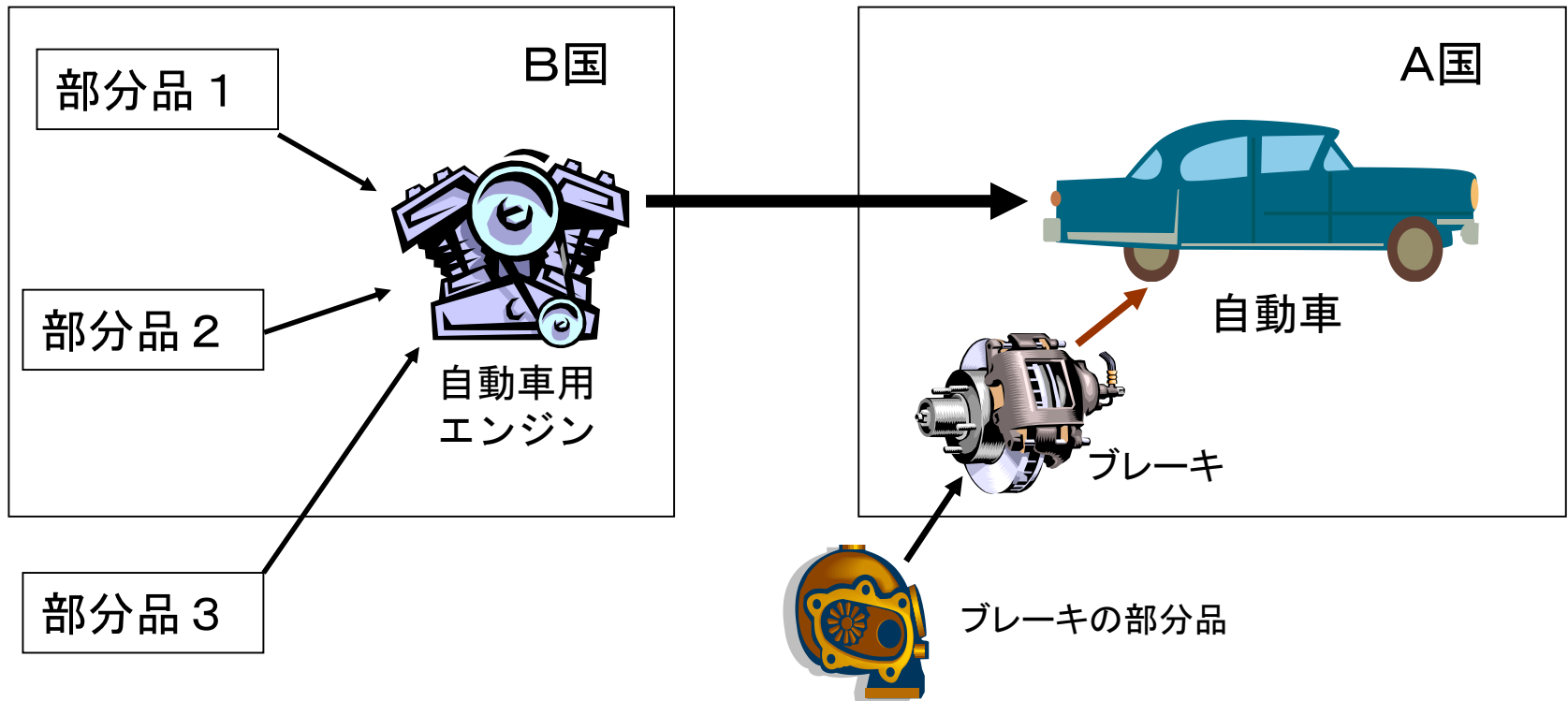


「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品

規定例: タイ協定第27条 (i)

○「原産材料」とは、

締約国において他の製品の生産に使用される、当該締約国の原産品をいう。
材料が原産品かどうかは、当該EPAの原産地基準を満たしているかによって判断する。

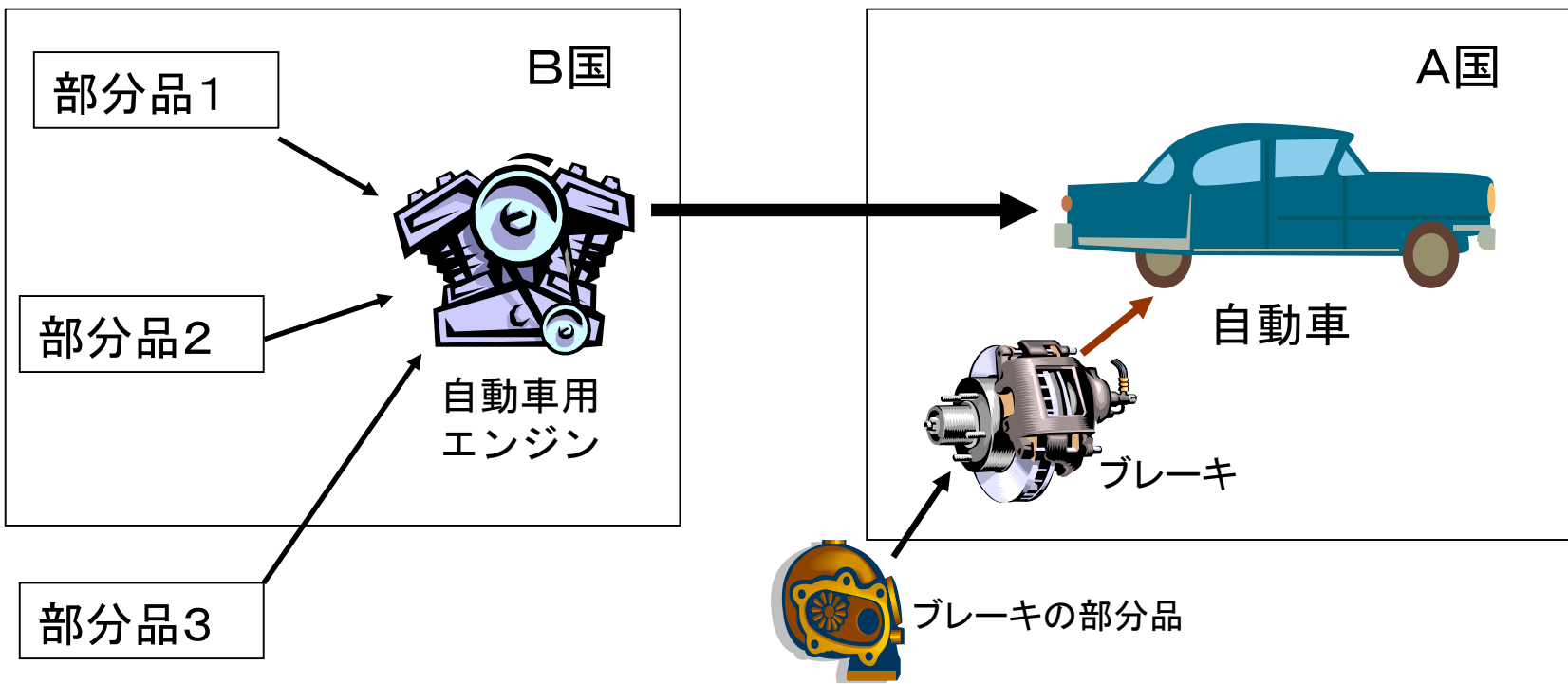


A国で生産されたブレーキが所定の要件を満たすことにより、A国の原産品と認められる場合

「材料」とは他の製品の生産に使用される産品

ブレーキは、A国の自動車から見れば原産材料

○「非原産材料」とは、
他の製品の生産に使用される製品であって原産材料でないものをいう。

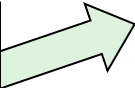


A国で生産されたブレーキが所定の要件を満たさないために
A国の原産品とは認められない場合



A国から見れば非原産品

「材料」とは、
他の製品の
生産に使用
される製品



**ブレーキは、
A国の自動車から見れば
非原産材料**

(注)ここでは累積の規則は考慮しない。

○「原産材料」「非原産材料」を判断する上での留意点

- 一 最終的な産品を生産する国において調達した材料は必ずしも原産材料であるという訳ではない。

例1 その国で生産されていても原産地基準を満たさないために非原産品と認定されてしまう場合

例2 輸入された産品(非原産品)がそのままの状態で転売され材料として使用される場合

- 一 輸入される材料は、その多くは非原産材料であるというだけであって、常に非原産材料であるという訳ではない。

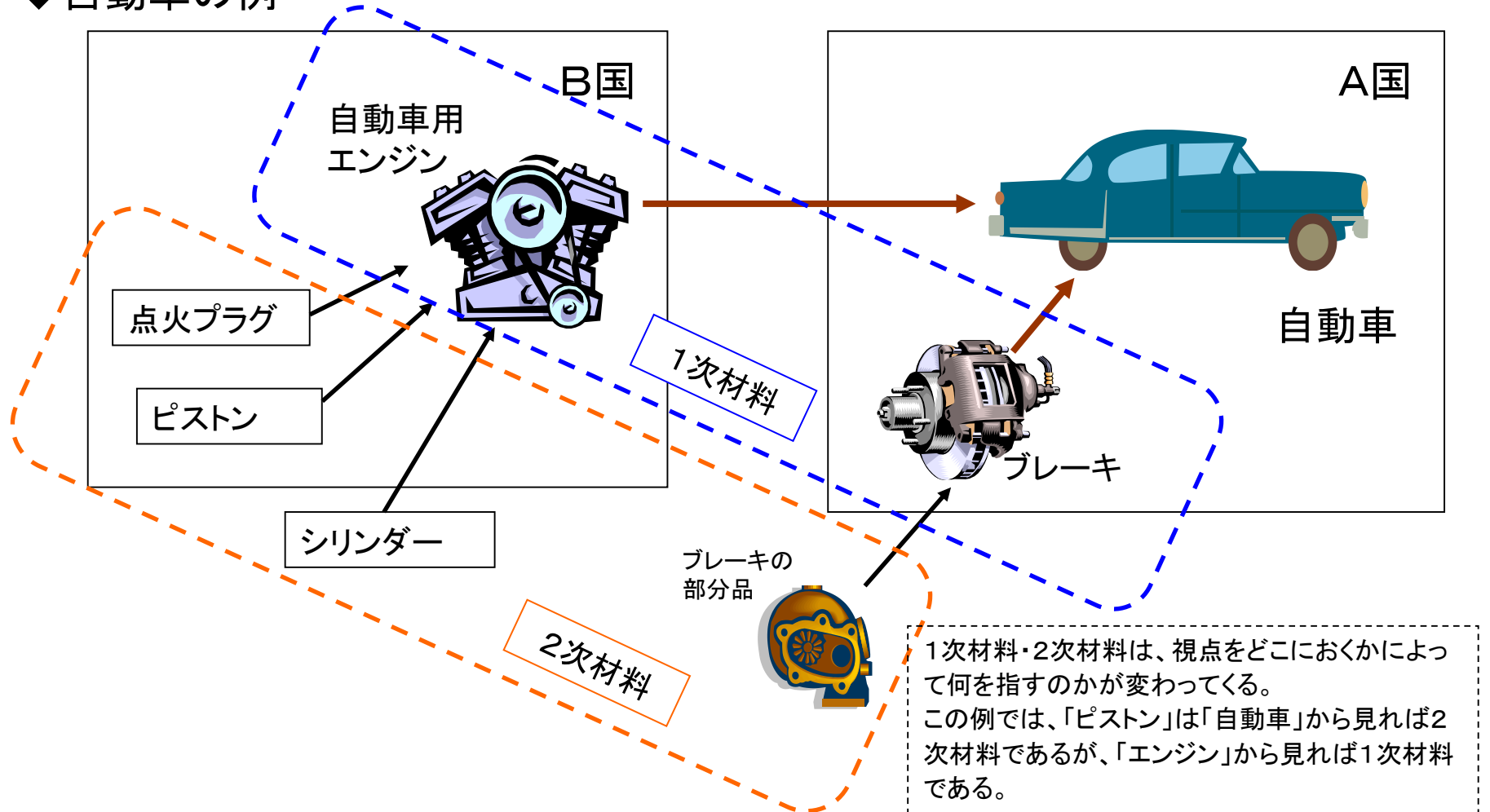
例1 累積の規定の適用により原産材料とみなされる場合

例2 他国に輸出された自国の原産品が、その原産品という資格を維持したまま輸入され材料として使用される場合

○1次材料、2次材料とは

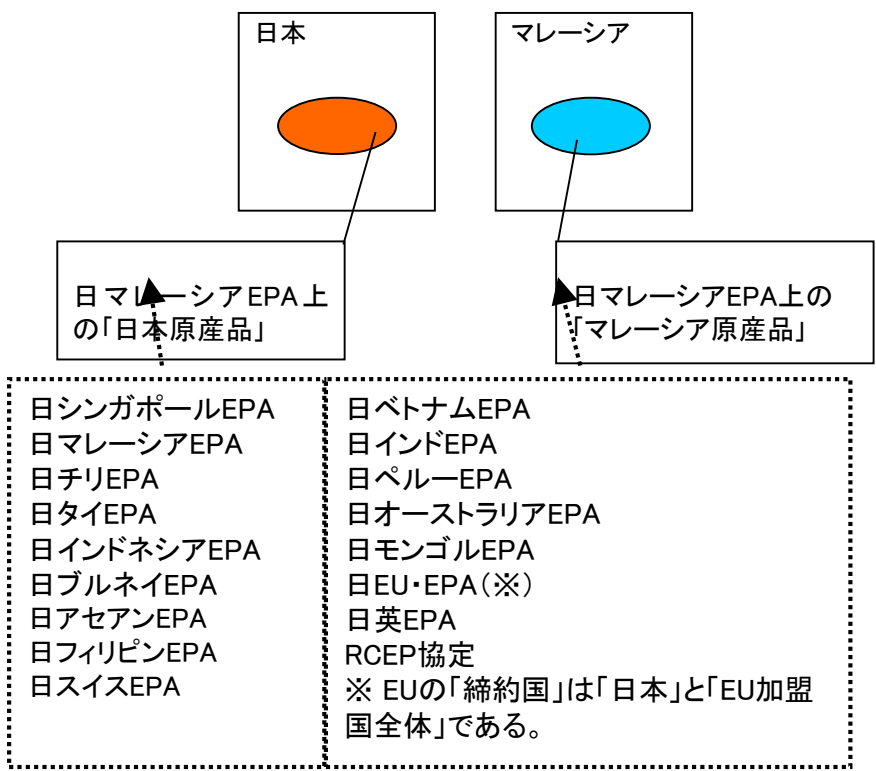
協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶことがある。

◆自動車の例

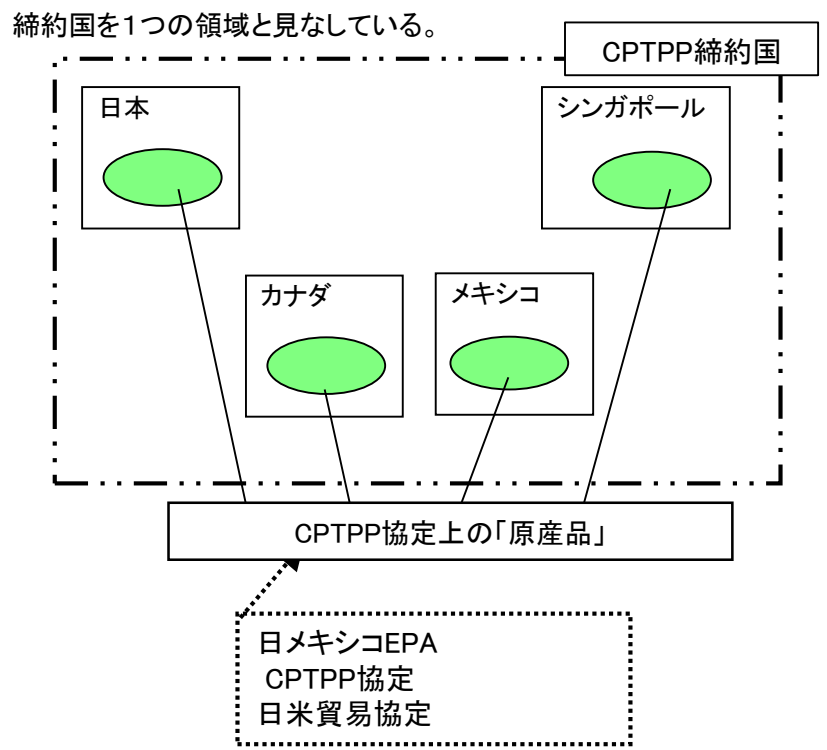


(参考)「締約国原産品」と「協定原産品」

締約国原産品



協定原産品



- ❑ 「締約国原産品」の考え方は、日マレーシアEPAを例にとると、「一の締約国(a Country 日本又はマレーシアのこと)の領域」で生産された「日本原産品」又は「マレーシア原産品」というもの。
- ❑ 一方「協定原産品」は、CPTPP協定を例にとると「一又は二以上の締約国(one or more of the Parties)の領域」で生産された「CPTPP協定上の原産品」と考える(どの国の原産品かは問わない*)。
- ❑ 日本が締結しているEPAのうち「協定原産品」の考え方を採用しているのは、日メキシコEPA、CPTPP及び日米貿易協定のみ。

* ただし、CPTPP協定は国により税率差があるため、該当する品目の場合はどの国の税率を採用するかを決定しなくてはならない。

第2章第1節 導入 2. EPAにおける「原産品」であることの決定方法

○ ①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③実質的変更基準を満たす製品の違いの基本的な考え方は以下のとおり。

①完全生産品

材料をどこまで遡っても原産材料のみ(*)

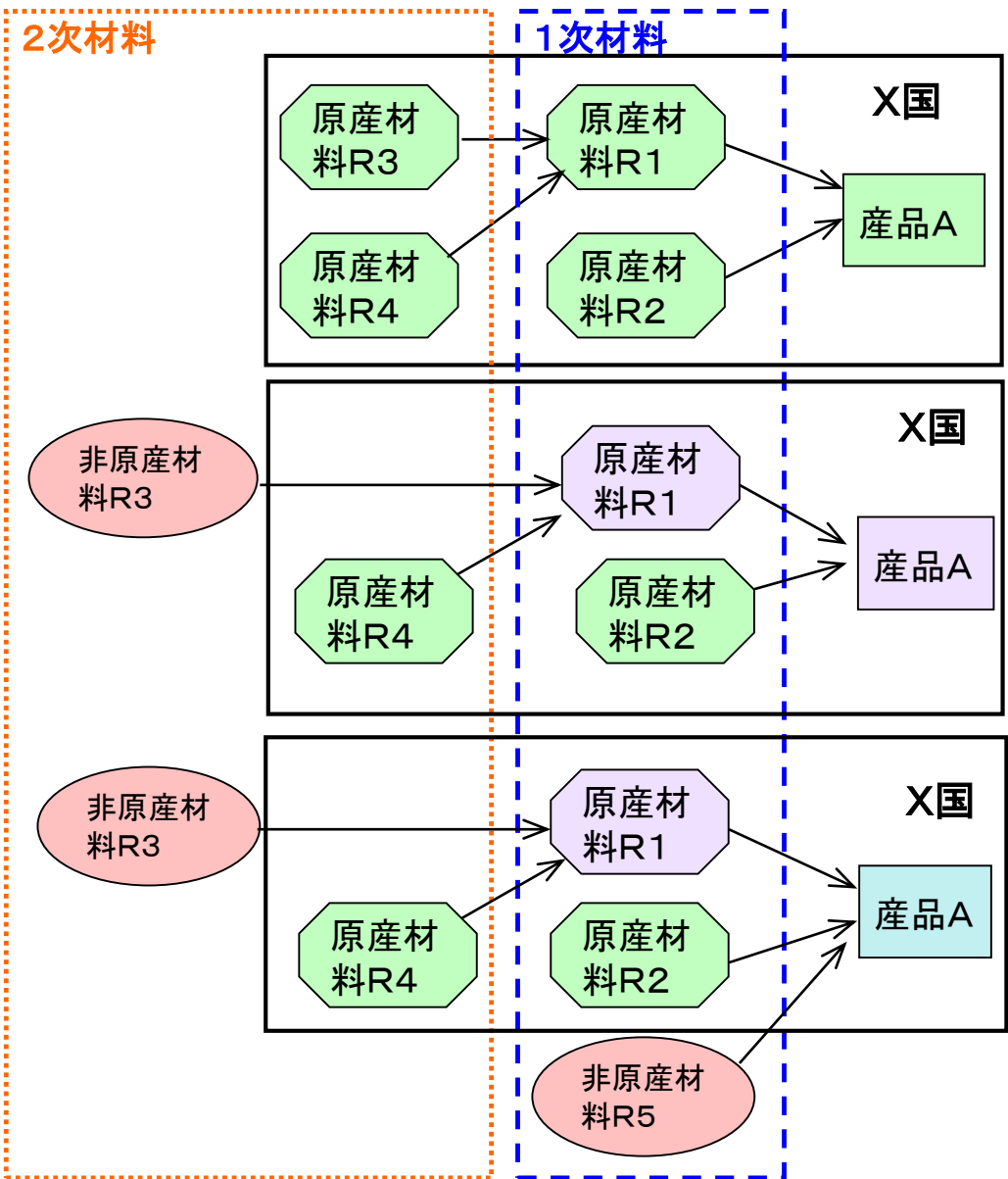
* 厳密には、この表現は正確ではない。

②原産材料のみから生産される製品

材料の材料(2次材料)のうち少なくとも1つは非原産材料

③実質的変更基準を満たす製品

材料(1次材料)のうち少なくとも1つは非原産材料



(注) 協定上「1次材料」「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

○EPA原産地規則においては、①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③実質的変更基準を満たす産品、の定義は以下のよう
に規定されている。

◆日タイEPA原産地規則の例

第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

① 完全生産品

② 原産材料のみから生産される産品

③ 実質的変更基準を満たす産品

(注)日インドEPAについては、②に関する規定はないが、③に含めて解釈している。

◎「完全生産品」とは、

締約国において完全に得られ又は生産される產品のことであり、以下のように定義され、大きく3つの類型に分けられる。

◆完全生産品の定義

「完全生産品」とは、その生産に協定締約国(1カ国)のみ(*)が関与する產品(=その生産が1カ国で完結している產品)。

スイスEPA特惠原産地規則においては、「当該締約国の関税地域において完全に得られる產品」(日スイスEPA附属書2第2節第2条(a))と規定されていることに留意。

◆完全生産品の類型

タイプ1：農水產品・鉱業品の一次產品

一次產品の採捕、收穫、採掘等を「生産」と捉えている。

タイプ2：くず・廃棄物やそれらから回収される物品

くず・廃棄物の発生・回収等を「生産」と捉えている。

タイプ3：完全生産品のみから生産される物品

完全生産品同士を組み合わせても完全生産品であるという概念。

(注)ここでは累積の規則は考慮しないものとする。

第2章第2節 EPA原産地基準 1. 完全生産品

○完全生産品の定義の代表的な例は以下の通り。前頁の完全生産品の類型に基づき、3つのタイプに分けられる。

タイプ1

タイプ2

タイプ3

	項目(例示)
(a)	生きている動物であって、一の国において生まれ、かつ、成育したもの(家畜、養殖魚等)
(b)	一の国において捕獲された動物(捕獲された野生動物)
(c)	一の国において生きている動物から得られた産品(卵、牛乳、ハチミツ等)
(d)	一の国において収穫・採取された植物・植物性生産品(果物、野菜、切花等)
(e)	一の国において抽出・採掘された鉱物性物品(原油、石炭、岩塩等)
(f)	一の国の領海外において、一の国の船舶により海から得られた水産物等(公海で捕獲した魚等)
(g)	一の国の領海外において、一の国の工船上において(f)に規定する産品から生産された産品(工船上で製造した魚の干物等)
(h)	一の国の領海外の海底又はその地下から得られた産品。ただし、一の国が当該海底又はその地下を開発する権利を有することを条件とする。(大陸棚から採掘した原油等)
(i)	一の国において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの(運転が不可能な中古自動車等)
(j)	一の国における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの(木くず、金属の削りくず等)
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、一の国において回収された部品又は原材料(運転が不可能な中古自動車から回収したカーステレオであって、まだ音楽の再生が可能なもの等)
(l)	一の国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品((a)に該当する牛を屠畜して得られた牛肉等)

(注1) CPTPP、日EU-EPA、日英EPA及びRCEP原産地規則においては、養殖によって得られる水生生物も含まれる(タイプ1)。

(注2) 日英EPA原産地規則においては、(f)及び(g)の船舶にEUの自然人又は法人が所有する船舶も含まれる。(次頁参照)

○日英EPA原産地規則における「締約国の船舶」の要件

公海上で採捕される水産物については、「締約国の船舶」により得られるものが完全生産品とされているところ、日英EPA原産地規則においては、当該「締約国の船舶」と認められるための所有要件をEUに拡張している。

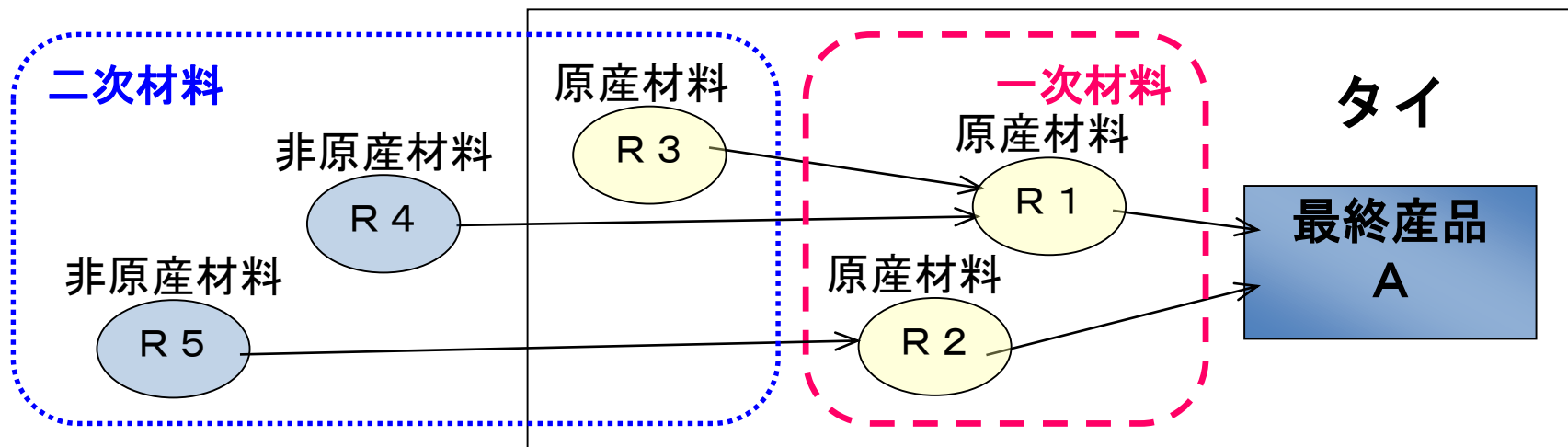
第3.3条2

1(h)に規定する「締約国の船舶」又は1(i)に規定する「締約国の工船」とは、それぞれ、次の全ての要件を満たす船舶又は工船をいう。

- (a) 当該締約国において登録されていること。
- (b) 当該締約国を旗国とすること。
- (c) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (i) 当該締約国又は欧州連合の1又は2以上の自然人が50パーセント以上の持分を所有していること。
 - (ii) 次の(A)及び(B)の要件を満たす1又は2以上の法人が所有していること。
 - (A) 当該締約国内又は欧州連合内に本店及び主たる営業所を有すること。
 - (B) 当該締約国又は欧州連合の自然人又は法人が50パーセント以上の持分を所有していること。

◎「原産材料のみから生産される産品」とは、
締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品の
こと。

◆原産材料のみから生産される産品の例（日タイEPA原産地規則）



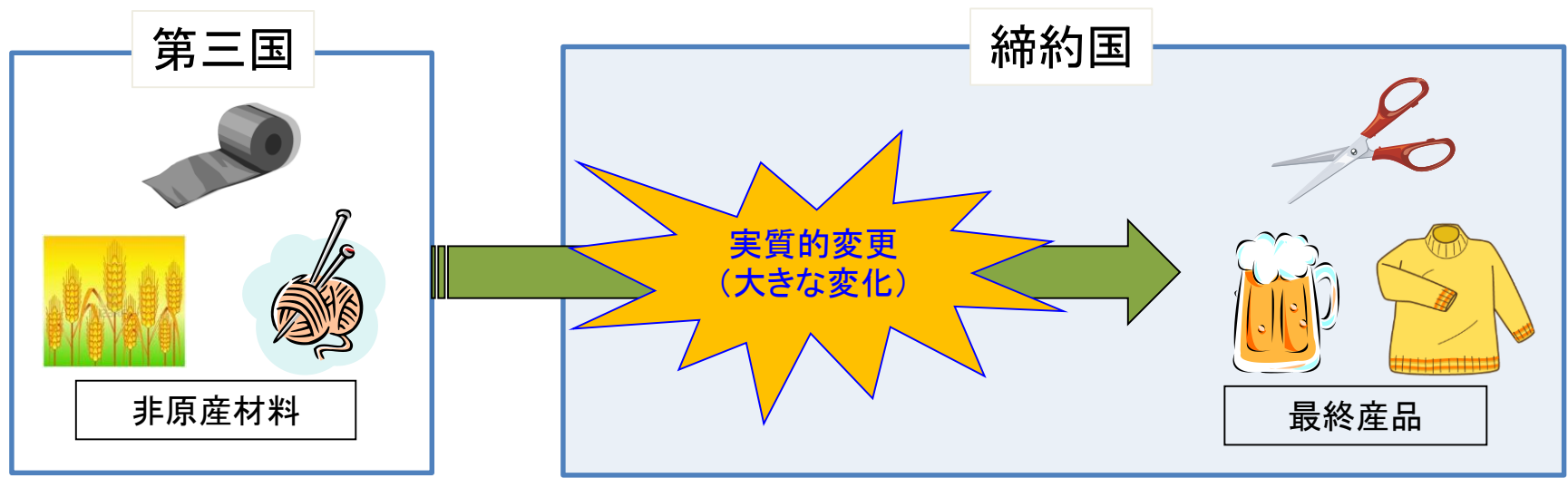
一見したところ、タイ1か国で原産材料のみから生産された産品(当該原産材料の生産工程において、少なくとも1つは非原産材料を用いているもの)

→**厳密に言えば、生産に2か国以上が関与しているものの、最終産品の生産のための材料に、1か国のみが関与し生産が完結しているように見えるもの**

日アセアンEPA、CPTPP及びRCEP協定の場合には一又は二以上の締約国、日メキシコEPA及び日米貿易協定の場合は日本を含む両締約国、日EU・EPAの場合の「締約国」はEU加盟国全体。

◎「実質的変更基準を満たす産品」とは、
非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を締約国の原産品と認めるというもの。

◆実質的変更基準を満たす産品のイメージ



◆実質的変更基準の3類型

- ① 関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 加工工程基準：非原産材料を使用した最終産品に特定の加工がなされること。
- ③ 付加価値基準：産品に一定以上の付加価値を付与すること。

第2章第2節 EPA原産地基準 3. 実質的変更基準を満たす産品

- 各EPA原産地規則における実質的変更基準の規定方法の違いは下表の通り。
- 品目別規則に規定がある場合と、協定本文に規定がある(※)場合がある。

※ 本説明においては「一般ルール」と呼ぶ。

	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
協定本文に規定 (一般ルール)	他の項の材料から の変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料から の変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	存在しない
品目別規則に 規定	一般ルール適用以 外の品目を規定	一般ルール適用以 外の品目を規定	全ての産品につい て規定

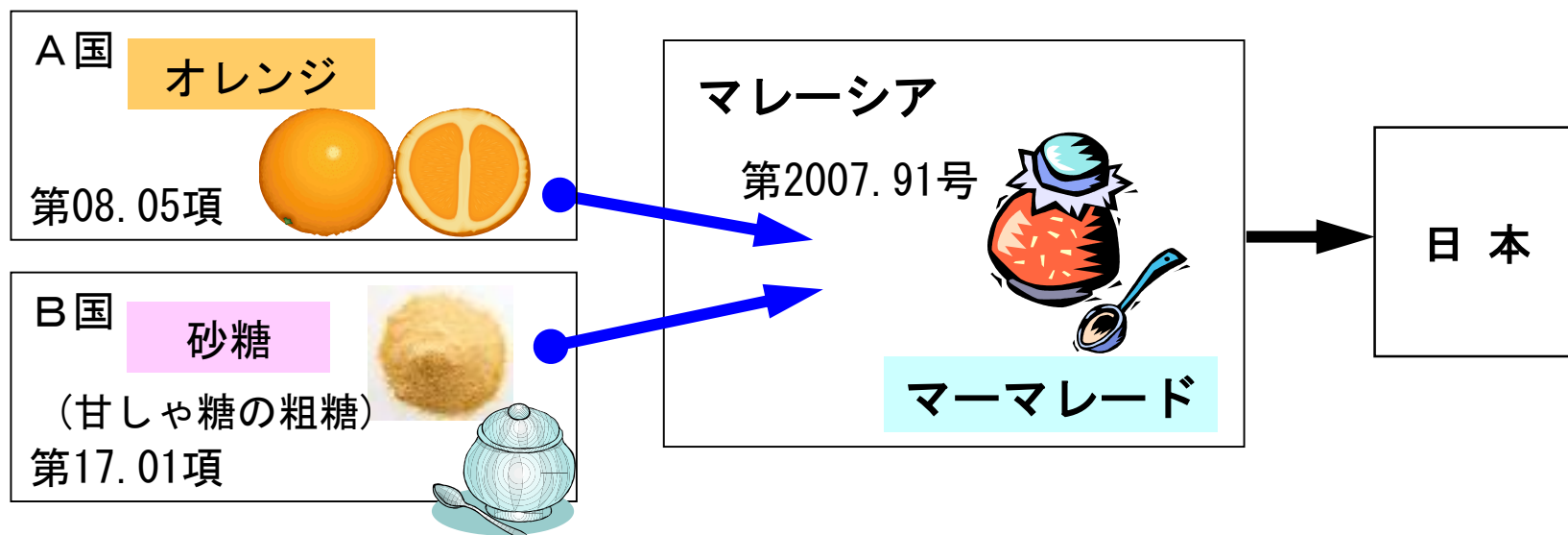
◆一般ルールは・・・

品目別規則に規定のない産品は、協定本文の規定を適用する。

◎関税分類変更基準とは、

非原産材料と最終製品との間に特定の関税分類番号変更がある場合に、最終製品の製造が行われた国の原産品と認めるという基準。

◆関税分類変更基準のイメージ(例:日マレーシアEPA原産地規則)



非原産材料		最終製品
A国で収穫されたオレンジ	B国で製造された砂糖	マーマレード
第08.05項	第17.01項	第2007.91号

上図において、マレーシアにおいて行われた製造によって、全ての非原産材料の関税分類番号と、最終製品の関税分類番号とが異なることとなった。

→ このような製造が行われた国の原産品であると認めるというのが、関税分類変更基準。

○実際のEPA原産地規則において、関税分類変更基準に基づくルールは以下のような形で規定されることが多い。

A. 他の項（号、類）の材料からの変更

非原産材料と最終産品との間に、最終産品の関税分類番号と異なる項（号、類）からの変更があれば、最終産品の生産が行われた国の原産品であると認めるというルール

B. 第X項（第X号、第X類）以外の他の項（号、類）の材料からの変更

非原産材料と最終産品との間に、最終産品の関税分類番号と異なる項（号、類）からの変更があり、かつ、当該非原産材料が第X項（第X号、第X類）でない場合は、最終産品の生産が行われた国の原産品であると認めるというルール

(参考)関税分類変更基準において用いられる略号

○関税分類変更基準のルールは、以下の略号を用いて規定されることがある。

CC (**C**hange of **C**hapter) :

各**類**、**項**、**号**の**産品**への**他の類**の**材料**からの**変更**

CTH (**C**hange of **T**ariff **H**eading) :

各**項**、**号**の**産品**への**他の項**の**材料**からの**変更**

CTSH (**C**hange of **T**ariff **S**ub**H**eading) :

各**号**の**産品**への**他の号**の**材料**からの**変更**

○「A. 他の項(号、類)の材料からの変更」のマレーシアEPA原産地規則における例

日マレーシアEPA原産地規則 第20.07項(ジャム、マーマレード等)
⇒ 第20.07項の産品への他の類の材料からの変更

関税率表全体(HS)

第20類

第20.07項



第X類

(例えば第8類)

は、
非原産材料を表す。

⇒例えば、非原産品である第8類の材料(果物)を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、マレーシア原産品であると認めることが可能。(左図の○印)

⇒非原産品である、産品と同じ項の材料(第20.07項の材料(例えばフルーツピューレー)又は同じ類の他の項の材料(例えば香味付け用レモンジュース))を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、マレーシア原産品であると認めることはできない。(左図の2つの×印)

○「B. 第X項(第X号、第X類)以外の他の項(号、類)の材料からの変更」のタイEPA原産地規則における例

日タイEPA原産地規則：第2103.20号(トマトケチャップ)

⇒ CC (類の変更) (第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

関税率表全体(HS)

第21類

第21.03項

第2103.20号



第7類

生鮮のトマト



第20類

トマトピューレー

第A類
香料等

⇒例えば、第7類、第20類、第21類以外の類に属する非原産材料を使用してタイにおいてトマトケチャップを生産した場合には、タイ原産品と認めることが可能である。(左図の○印)

⇒非原産材料のトマト(第7類)やトマトピューレー(第20類)を使用してタイにおいてトマトケチャップを生産した場合には、タイ原産品であると認めることはできない。(左図の右側2つの×印)

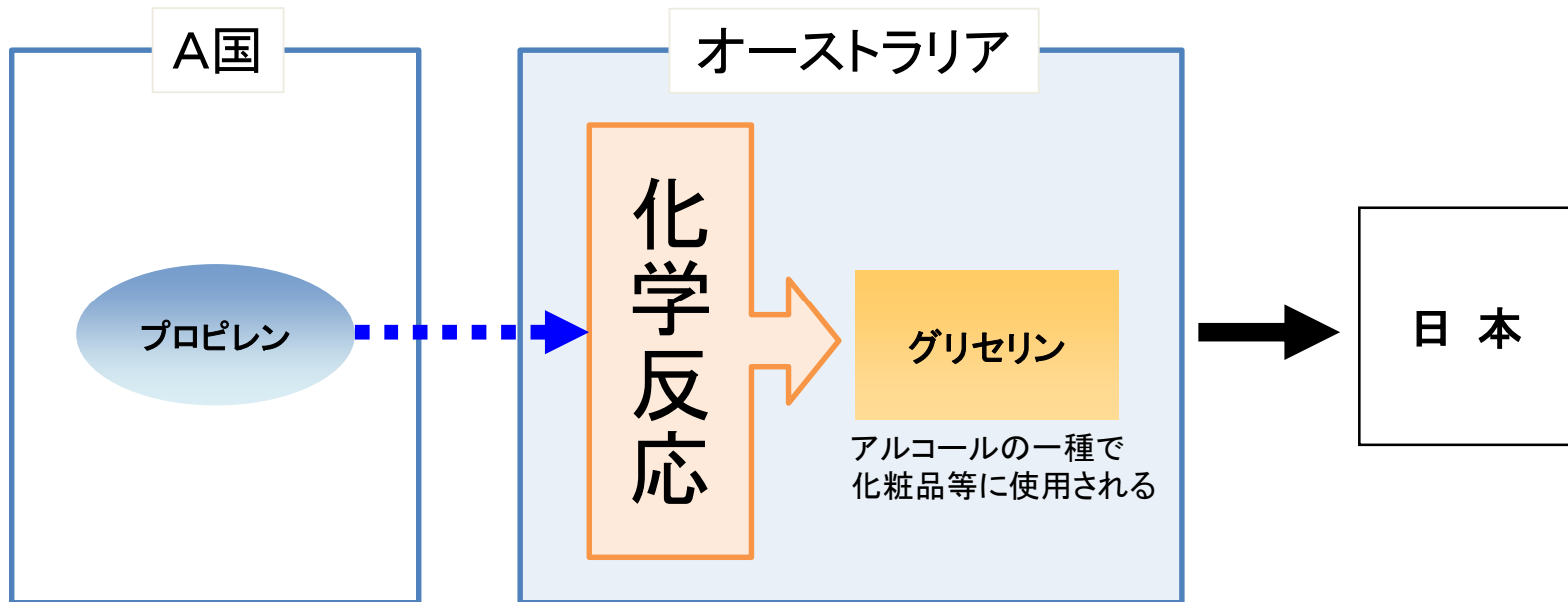
⇒この基準は原料のトマトがタイの原産品であることを求めており、厳格な規則。

は、非原産材料を表す。

◎加工工程基準とは、

非原産材料を使用した最終製品について、相手国で、ある特定の加工工程が施されれば、その産品を相手国の原産品とするという基準。

◆加工工程基準のイメージ(日オーストラリアEPA原産地規則の例)



⇒ A国から材料であるプロピレン(非原産材料)を輸入し、オーストラリアでグリセリンを製造。

⇒ オーストラリアでの製造において、化学反応(特定の加工工程(*))によってグリセリンが得られていることから、当該グリセリンは加工工程基準を満たし、オーストラリア原産品と認められる。

* 日オーストラリアEPA原産地規則においては、「分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものを含む)をいう。」と規定されている(附属書2第1編6(a))。

○加工工程基準の例(日タイEPA原産地規則)

◆加工工程基準は他の基準との選択制によって規定されることが多い。

□ 日タイEPA原産地規則: [第3904.10号](#) (ポリ(塩化ビニル))

CTH(項の変更)、

① 関税分類変更基準

QVC40(原産資格割合が40%以上、かつ、生産の最終工程が締約国において行われたこと)

② 付加価値基準

又は、

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程(*)がいずれかの締約国において行われること。

③ 加工工程基準

*「化学反応」、「精製」、「異性体分離」及び「生物工学的工程」の定義はタイ協定附属書2の第7部の注釈(a)から(d)において規定されている。

3つの基準が併記されているが、これらの間に優先関係はなく、いずれか一つを満たしていればよい。つまり、**三者は全く同格**である。

◎付加価値基準とは、

「その国の生産工程で付加される価値が、要求される条件を満たした場合、その国を産品の原産地とする」という基準。

→ 例えば「産品の価値のうち、全体の40%以上の価値がX国で付加されたら、X国の原産品とする」という考え方。

◆以下の2つの観点からの考察が必要

① 「付加される価値」とは何か？

→ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。

② 「付加される価値」をどのようにして計算するか？

→ 2つの代表的な方法がある。

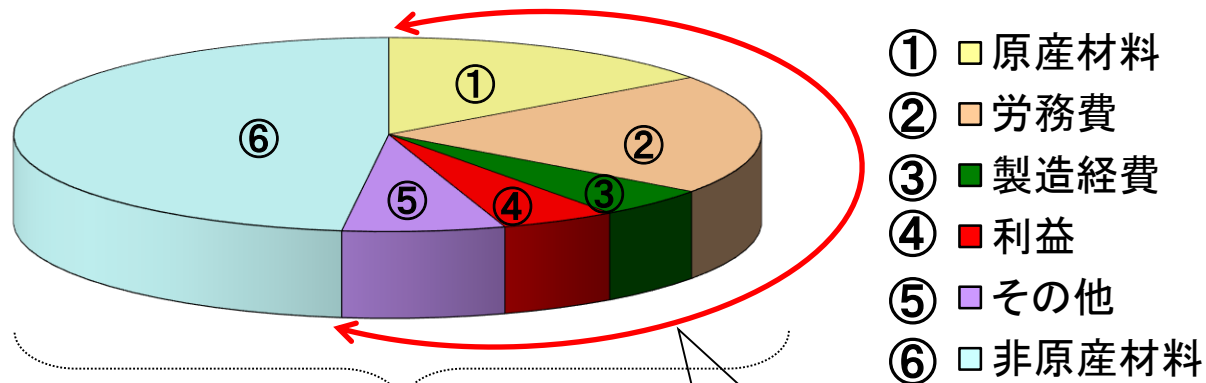
● 非原産材料の価額を産品の価額から控除して求めるもの
＜控除方式＞

● 原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの
＜積上げ方式＞

その他の方法

① 「付加される価値」とは何か？

- ◆ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。
- ◆ 産品の価額のうち、非原産材料の価額を除いた部分を「付加される価値」とみなす。



円グラフの全体が
産品の価額

この矢印部分が原則、
「付加される価値」

以下のように表現される(協定によって異なる)。

域内原産割合 (RVC: Regional Value Content)
 ー 日メキシコEPA原産地規則、日アセアンEPA原産地規則、CPTPP原産地規則、
 日EU・EPA原産地規則、日英EPA原産地規則、RCEP協定原産地規則

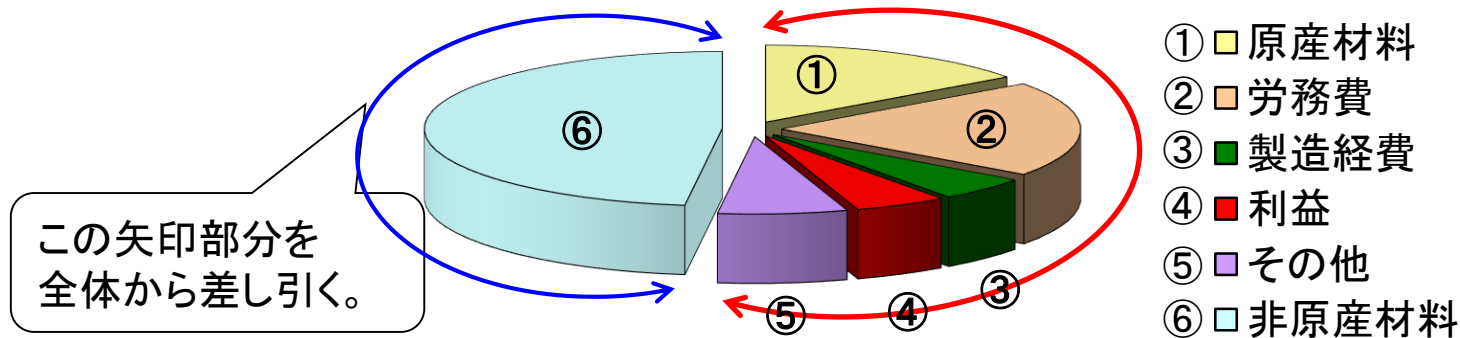
原産資格割合
 (LVC: Local Value Content) ー 日ベトナムEPA原産地規則
 (QVC: Qualifying Value Content) ー 上記及び日スイスEPA、日米貿易協定以外のEPA原産地規則

※日スイスEPA及び日米貿易協定については後述

②「付加される価値」をどのようにして計算するか？

第1の方法：非原産材料の価額を製品の価額から控除して求めるもの
 <控除方式>

◆非原産材料の価額(下図の青矢印部分)を製品の価額から差し引いて、国内で付加される価値(赤矢印部分)を求める。控除方式と呼ばれる。



◆求める計算式

$$\begin{array}{l} \text{域内原産割合} \\ \text{または} \\ \text{原産資格割合(*1)} \end{array} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額(*2)}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

1 前頁参照 *2 日シンガポールEPA原産地規則においては「非原産資格価額」

◆日本の現行EPAのうち、日スイスEPA及び日米貿易協定を除く18のEPA特惠原産地規則において採用。

(チリ、インド、モンゴル、CPTPP、EU、英国及びRCEPの各EPA特惠原産地規則では、この方式以外に他の方式も選択できる。)

◆「控除方式」の計算に使用する価額

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

製品の価額 - 非原産材料価額

製品の価額

FOB価額 CIF価額

⇒ FOB価額、CIF価額がわからない場合(例:日タイEPA原産地規則)

□ FOB価額は存在するが不明

当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額を「製品の価額」とする(日タイEPA第28条第5項(a))。

□ FOB価額が存在しない

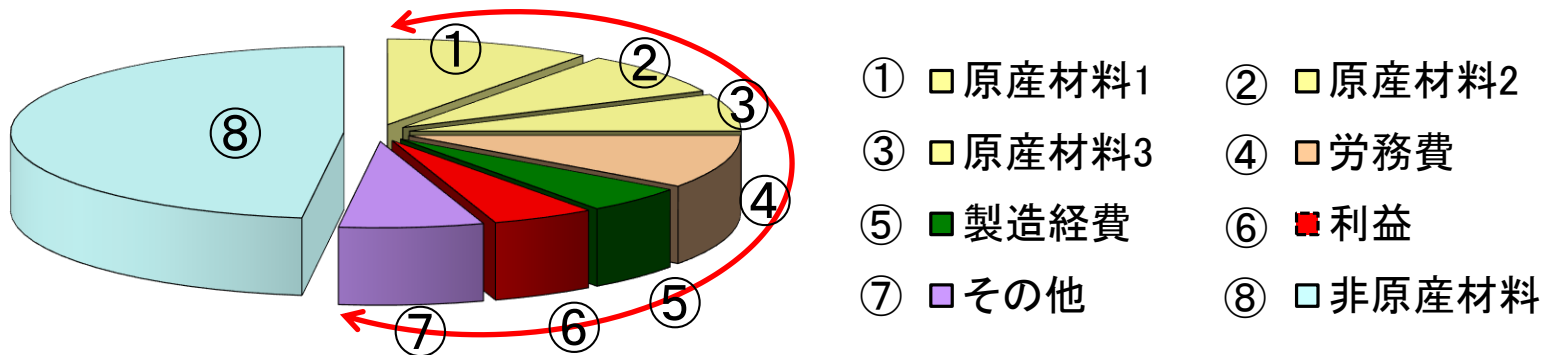
関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額を「製品の価額」とする。(日タイEPA第28条第5項(b))

□ CIF価額は存在するが不明

当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額とする(日タイEPA第28条第6項(b))。

第2の方法：原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの ＜積上げ方式＞

- ◆原産材料、労務費、間接費、利益等の価額を積算して、国内で付加される価値（下の円グラフの矢印部分）を求める。積上げ方式と呼ばれる。



◆求める計算式【タイプ1】

原産材料の価額のみを足し合わせ、一定の割合(例えば30%)を超えたら原産品と認めるといもの

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

→ 日チリEPA及びCPTPP特惠原産地規則において採用

◆求める計算式【タイプ2】

原産材料価額、直接労務費、直接経費及び利益を足し合わせていき、一定の割合(例えば35%)を超えたら原産品と認めるというもの

$$\begin{array}{l} \text{域内原産割合} \\ \text{または} \\ \text{原産資格割合} \end{array} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

→インド、モンゴル及びRCEPの各EPA特惠原産地規則において採用

◆チリ、インド、モンゴル、CPTPP及びRCEPの各EPA特惠原産地規則は、積上げ方式と前出の控除方式両方を採用しており、そのどちらを選択するかは輸出者に委ねられている（CPTPPは他の方式も採用している）。

◆「積上げ方式」の計算に使用する価額

$$\frac{\text{原産材料価額} + \text{経費等} + \text{利益}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

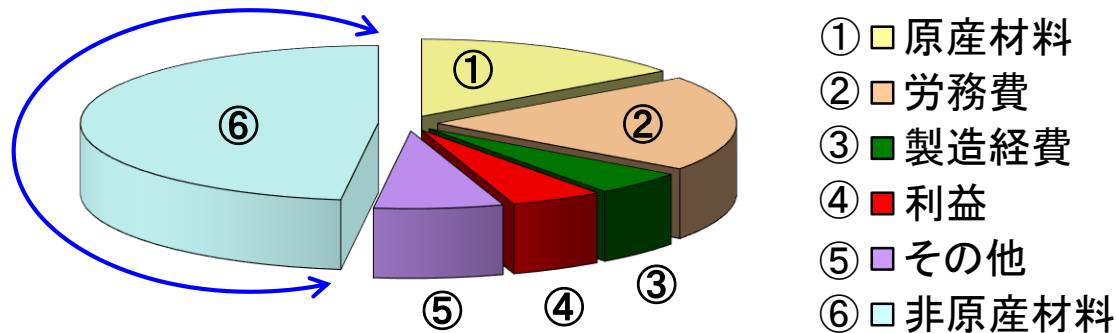
製品の価額

FOB価額

⇒ FOB価額がわからない場合については37頁参照。

その他の方法 - (i) : 非原産材料の価額と産品価額を比較する方法
 ≪日スイス、日EU及び日英EPAで採用≫

- ◆ 産品の価額に占める非原産材料の割合を求め、X%以下の場合は原産品と認めるという基準。付加される価値ではなく付加されない価値により判断する。
- ◆ 日スイス、日EU・EPA及び日英EPA原産地規則において採用されている。



◆ 求める計算式

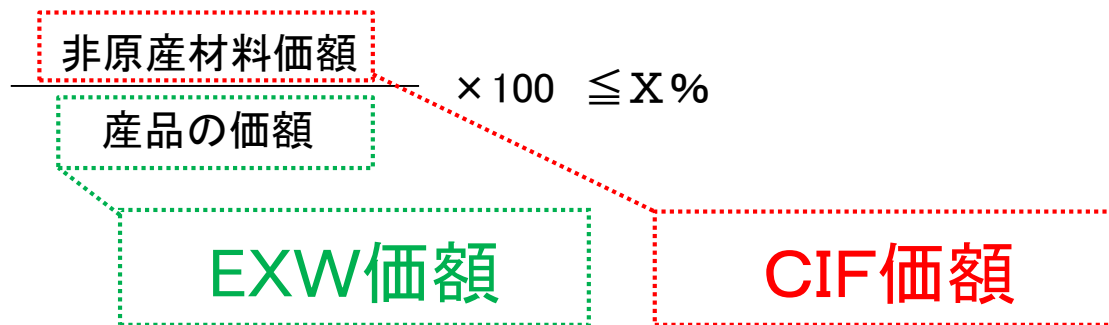
$$\begin{array}{l} \text{非原産材料の最大の価額} \\ \text{または} \\ \text{非原産材料の最大限の割合} \end{array} = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}} \times 100 \leq X\%$$

協定によって以下のように表現される。※

非原産材料の最大の価額 : (VNM: Value of Non-originating Materials) - 日スイスEPA及び日米貿易協定

非原産材料の最大限の割合 : (MaxNOM: Maximum value of non-originating materials) - 日EUEPA及び日英EPA

◆計算に使用する価額



⇒ EXW価額がわからない場合(例: 日EU・EPA及び日英EPA特惠原産地規則)

輸出締約国における当該製品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。販売費、一般管理費及び利益等を含み、輸送運賃、保険料及び払い戻される内国税等を除く。

(日EU・EPA及び日英EPA 附属書3-A注釈4 定義1(b)(ii))

⇒ CIF価額がわからない場合

37頁参照。

◆日EU及び日英EPA原産地規則においては、

- 非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM) と控除方式による域内原産割合 (RVC) とが併記され、選択可能となっている。
- RVCで用いるFOBには輸出国内での運送費用分が含まれているため、EXWより高くなることから、両者の閾値には一律5%の差が設けられている(両者を足しても100%にならない)。

品目別規則の例:

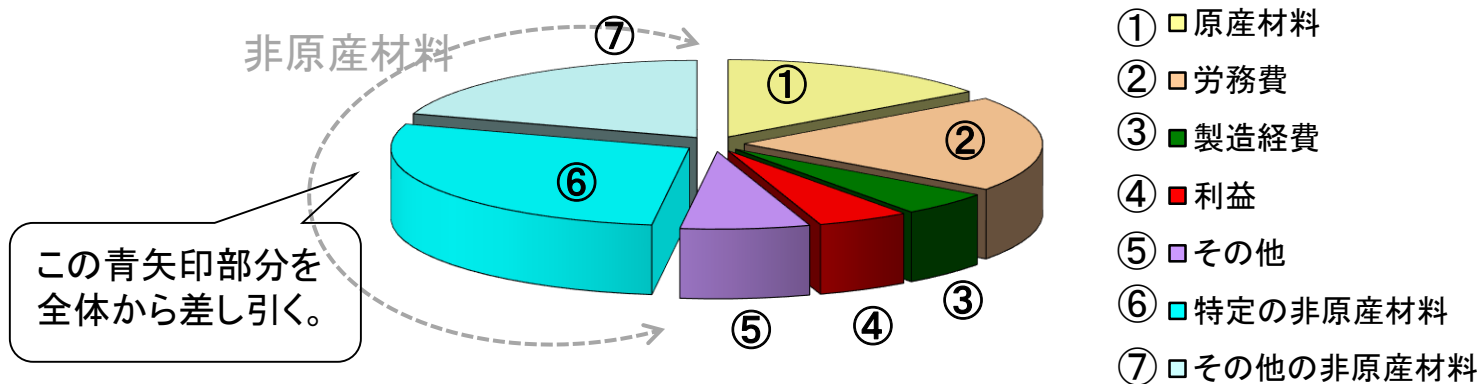
- ・MaxNOM40%(EXW)又はRVC65%(FOB)
- ・MaxNOM50%(EXW)又はRVC55%(FOB)

その他の方法 -(ii): CPTPP協定原産地規則で採用されている方法

◆CPTPP特惠原産地規則では、前出の「控除方式」及び「積上げ方式」に加えて、「重点価額方式」及び「純費用方式」という新たな計算方法が採用されている。

(1) 重点価額方式

- 一部の鉱工業品に適用。
- 「控除方式」と異なり、控除する非原産材料価額を、特定の主要な材料(品目別規則内に明記されている)に限定する。

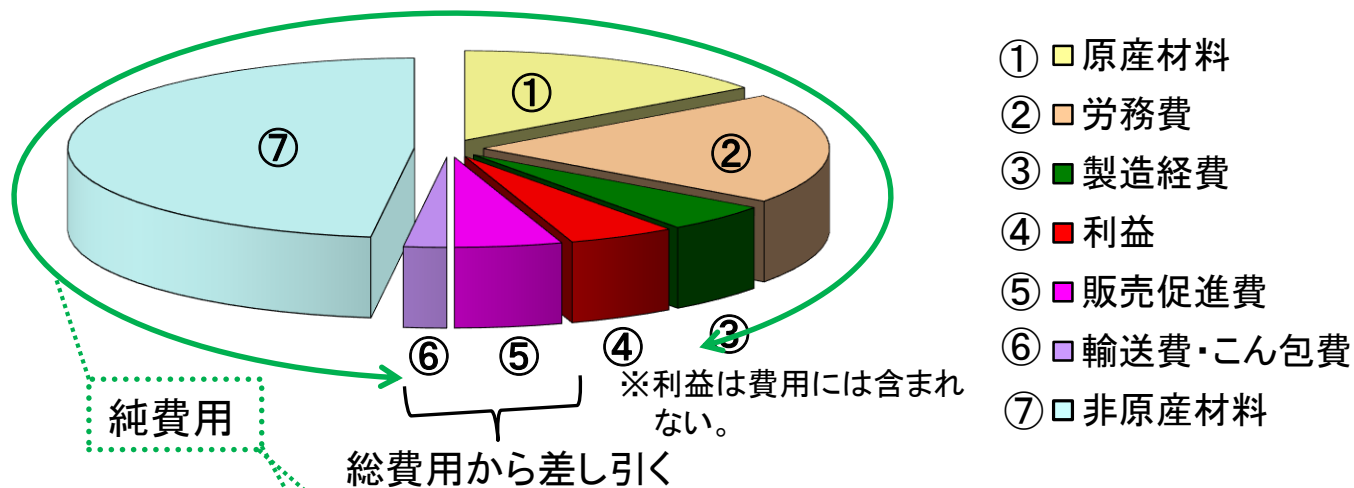


□ 求める計算式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{特定の非原産材料価額}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 \geq X\%$$

(2) 純費用方式

- 自動車関連の品目のみに適用。
- 「控除方式」と異なり、製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る「純費用」における、非原産材料価額の割合を求める。
- 「純費用」とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子を減じたものをいう。



□ 求める計算式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{純費用 (総費用 - (⑤ + ⑥))} - \text{非原産材料価額}}{\text{純費用 (総費用 - (⑤ + ⑥))}} \times 100 \geq X\%$$

◆重点価額方式、純費用方式が利用可能な品目は、品目別規則にその旨が記載されている。

□ 重点価額方式の例

CPTPP協定原産地規則 第70.05項(フロート板ガラス及び磨き板ガラス)

第70.05項の産品への他の項の材料からの変更(第70.03項から第70.04項までの各項の材料からの変更を除く。)

又は

域内原産割合が(a) 30パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b) 40パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c) 50パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第70.03項から第70.05項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第70.05項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

特定の非原産材料

□ 純費用方式の例

CPTPP特惠原産地規則 第8408.20号(車両用エンジン)

域内原産割合が(a) 45パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b) 45パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(c) 55パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第8408.20号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

※純費用方式は、第3. 9条にも対象となる品目が明記されている。

○材料の原産部分の考え方

◆その1 「ロールアップ」と「ロールダウン」

材料の材料(2次材料、3次材料...)の原産性を考慮しない考え方

材料価額の内訳がわからなくても付加価値を計算できるメリットがあるが、原産資格が得にくくなる場合がある。

□ ロールアップ

締約国での「原産材料」の製造に使用された非原産部分を含めて、材料全体の価額を「原産材料価額」とする

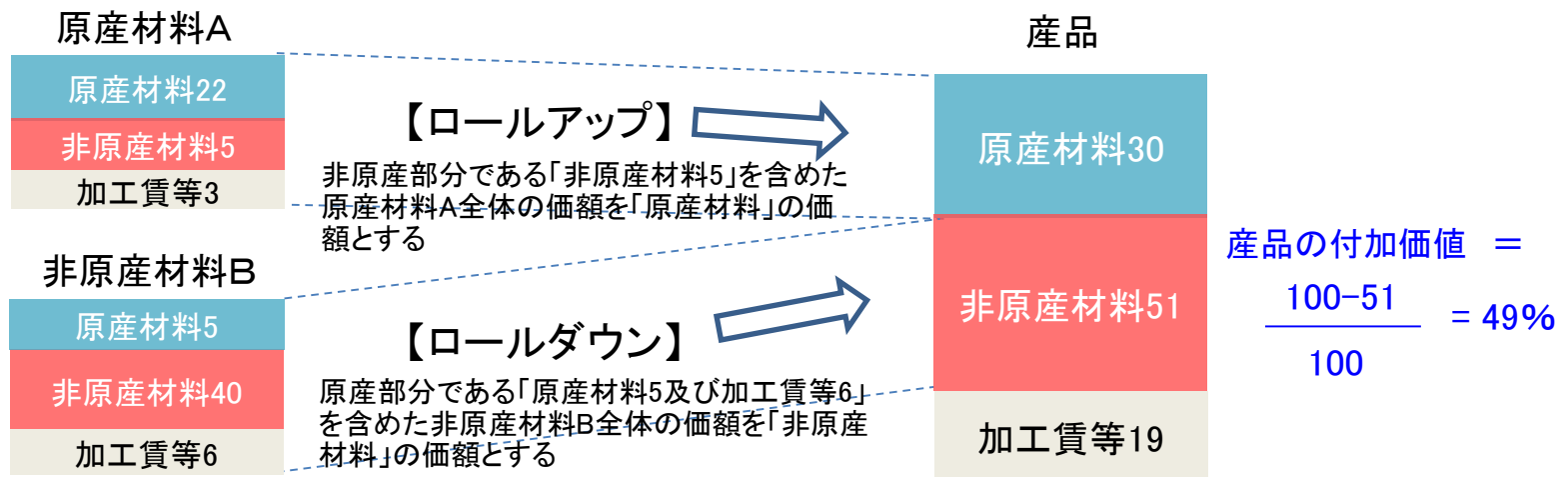
→ 原産材料の価額が大きくなり、原産品として認められやすくなる

□ ロールダウン

締約国での「非原産材料」の製造に使用された原産部分を含めて、材料全体の価額を「非原産材料価額」とする

→ 非原産材料の価額が大きくなり、原産品として認められにくくなる。

ロールアップ・ロールダウンを適用した付加価値計算(控除方式)の例

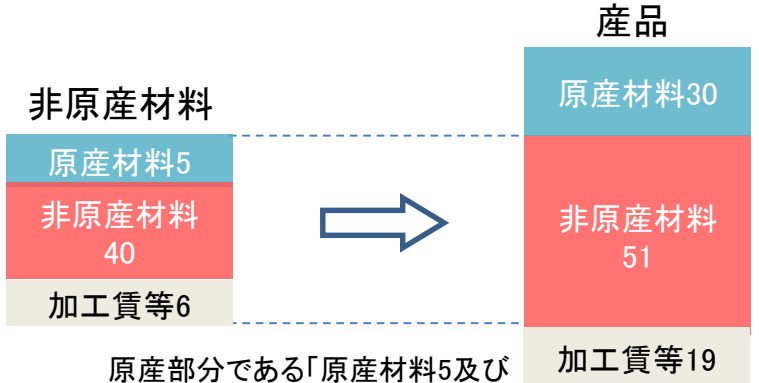


◆その2 トレーシング

締約国での「非原産材料」の製造に使用された原産部分を、原産材料価額として算入できる。
 材料価額の内訳を判明させることができれば適用可能。

ロールダウンとトレーシングを適用した付加価値計算(控除方式)の例
 製品の品目別規則「付加価値50%以上」の場合

【①ロールダウンの場合】

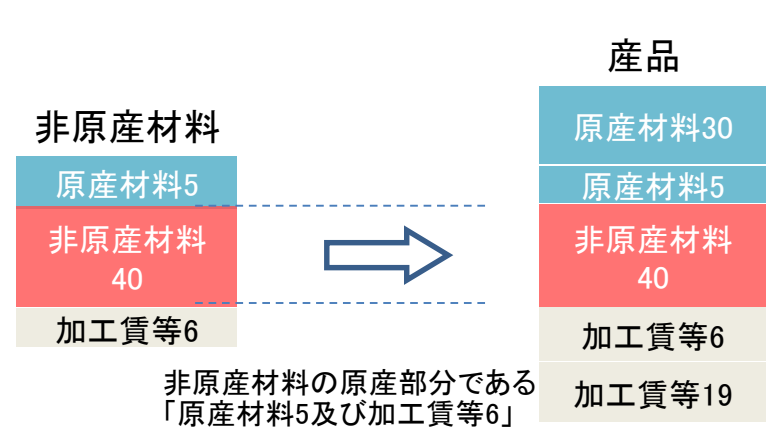


原産部分である「原産材料5及び加工賃等6」を含めた非原産材料全体の価額を「非原産材料」の価額とする

$$\text{製品の付加価値} = \frac{100-51}{100} = 49\% < 50\%$$

原産品と認められない

【②トレーシング適用ありの場合】



非原産材料の原産部分である「原産材料5及び加工賃等6」を、原産材料価額に算入

$$\text{製品の付加価値} = \frac{100-40}{100} = 60\% \geq 50\%$$

原産品と認められる

◎累積とは、

他の締約国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、製品の原産性の判断の際に考慮することができるとするルール。

◆なぜ累積を用いるのか？

→ 累積は、一の国の生産のみでは原産地基準を満たしていない場合でも、他の締約国における生産を重ね合わせる(=累積する)ことにより全体として原産地基準を満たす場合には、産品を原産品と認めるというルールであり、これを用いることにより原産品の資格を獲得しやすくなる場合があるため。

◆「累積」には、2つの類型がある。

①「相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ」とみなす考え方

→ 「モノ」の累積

②「相手国で行った生産は、自国で行った生産」とみなす考え方

→ 「生産行為」の累積

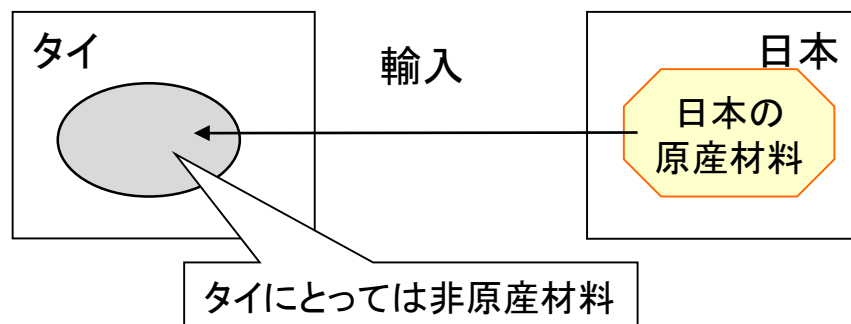
◆日英EPA原産地規則においては、締約国間の累積に加えて、「EU拡張累積」を採用している。(58頁参照)

①「モノ」の累積

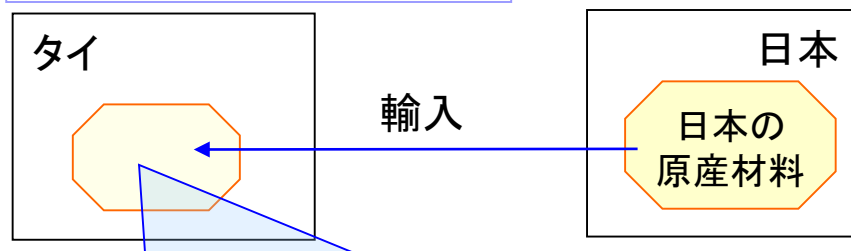
「モノ」の累積とは、
生産に使う他の締約国の原産品を自国の原産材料とみなす、という考え方

(日タイEPA原産地規則の例)

累積を適用しない場合



累積を適用する場合



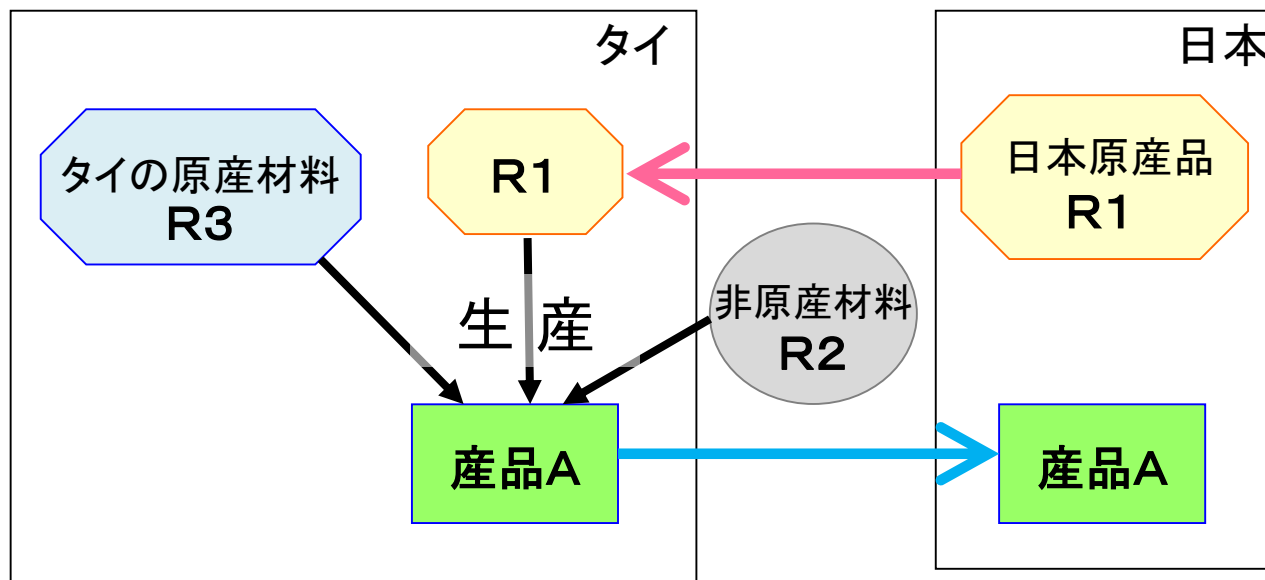
生産に使われる場合、本来タイにとって非原産材料であるものをタイの原産材料とみなす

採用している協定

- 日マレーシアEPA (第29条1)
- 日チリEPA (第33条)
- 日タイEPA (第29条)
- 日インドネシアEPA (第30条1)
- 日ブルネイEPA (第25条1)
- 日アセアンEPA (第29条)
- 日フィリピンEPA (第30条1)
- 日スイスEPA (附属書2第5条)
- 日ベトナムEPA (第29条)
- 日インドEPA (第31条)
- 日ペルーEPA (第43条(a))
- 日オーストラリアEPA (第3・6条)
- 日モンゴルEPA (第3・5条(a))
- CPTPP協定 (第3・10条2)
- 日EU・EPA (第3・5条1)
- 日英EPA (第3・5条1)
- RCEP協定 (第3・4条1)

日本の現行EPAのうち、シンガポール、メキシコ及び日米貿易協定を除く17のEPAにおいて採用。

◆モノの累積の適用例-1 二国間協定の場合:(例)日タイEPA

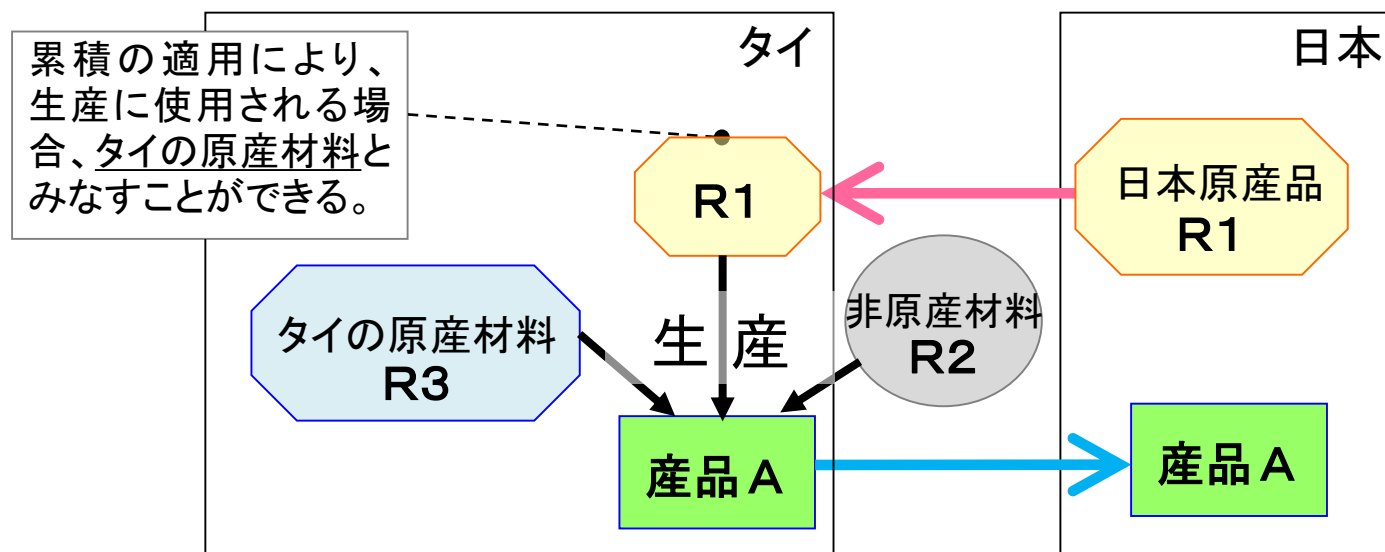


日タイEPA 第29条1

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、
 当該一方の締約国の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、
 当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

上図の例で読み替えると

産品Aがタイの原産品であるか否かを決定するに当たり、
 タイの領域において産品Aを生産するための材料として使用される日本の原産品(この場合R1)は、
 タイの原産材料とみなすことができる。

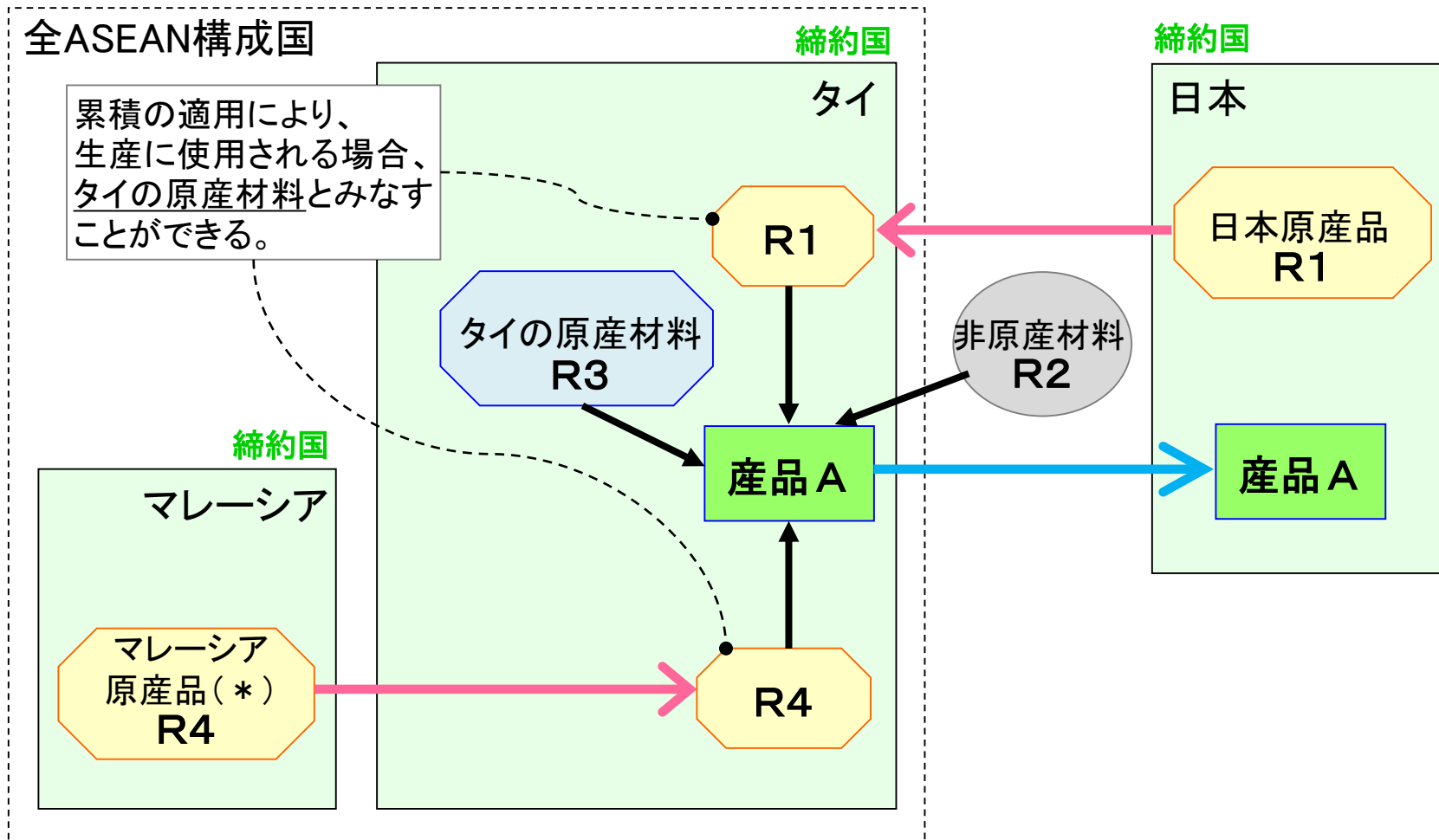


生産に使用される日本の原産品R1を、タイの原産材料とみなすことができるということは、

- 品目別規則が「関税分類変更基準」に基づいている場合には、本来であれば、非原産材料であるため品目別規則を満たしていることを要する「R1」について、原産材料とみなすため品目別規則を満たしているかを考慮する必要はない。
- 品目別規則が付加価値基準に基づいている場合には、本来であれば、非原産材料であるため付加価値の計算式中の「非原産材料価額」に算入することを要する「R1」の価額について、「非原産材料価額」に算入する必要はない。

結果として、原産資格を獲得しやすくなるという効果がある。

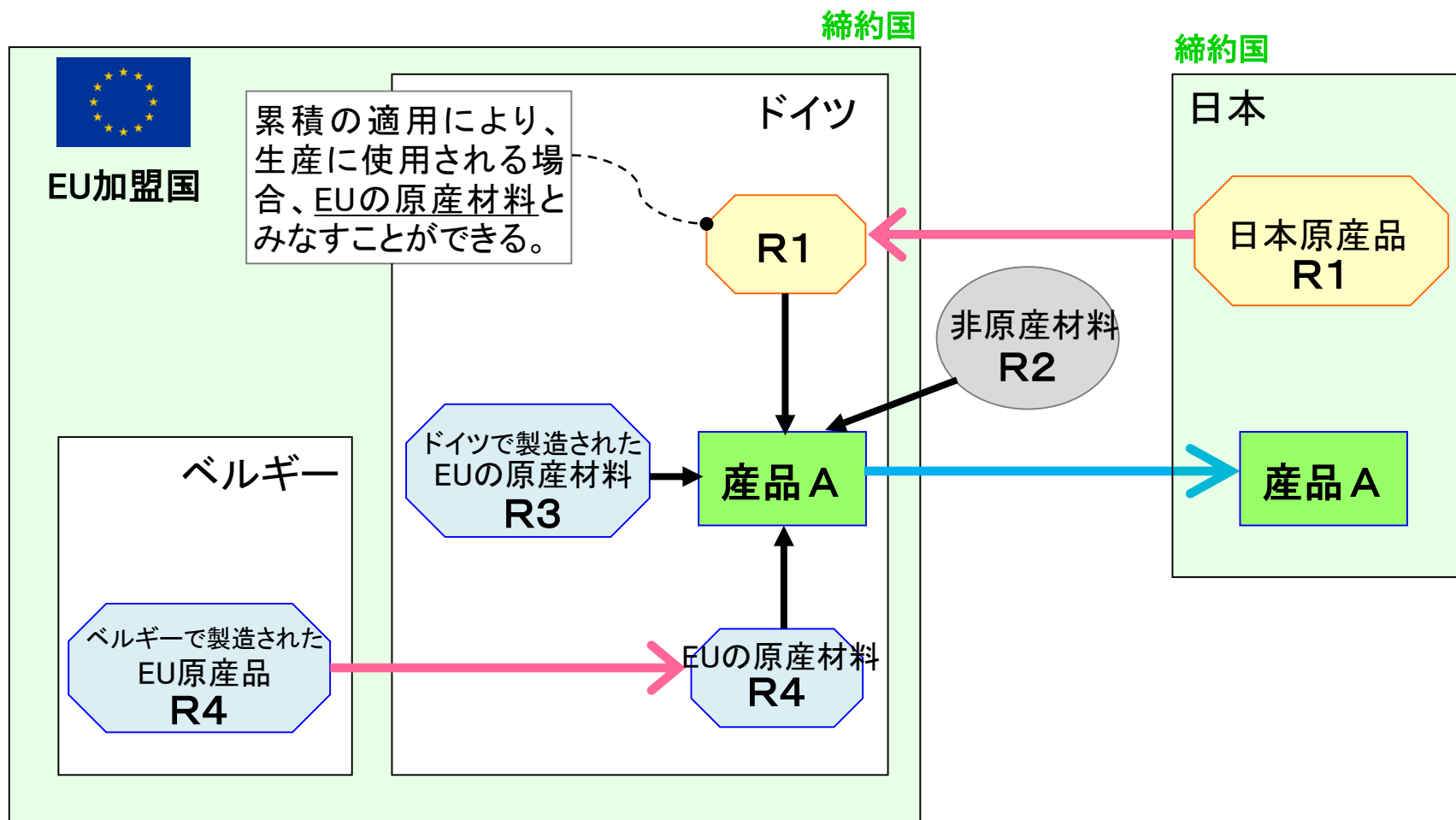
◆モノの累積の適用例-2 日アセアンEPA 原産地規則の場合



日アセアンEPAにおいては、日本以外の締約国(上図ではマレーシア)の原産品に関しても、累積の規定の適用が可能。

* アセアン原産品ではなくマレーシア原産品であることに注意。

◆モノの累積の適用例-3 日EU・EPA原産地規則の場合



- 日本の原産品である「R1」については、累積の規定を適用することで、EUの原産材料とみなすことが可能。
- 日EU・EPAにおいては、締約国は「日本」と「EU加盟国全体」であり、EU加盟国のいずれの国で製造されたとしても、原産地基準を満たしていれば「EU原産品」となる。よって上図の「R4」については、累積の規定を適用することなくEUの原産材料である。

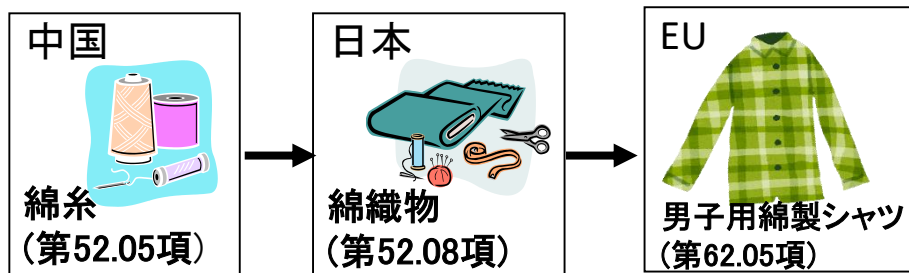
②「生産行為」の累積

「生産行為」の累積とは、
 他の締約国で行われた生産行為を最終的な製品の生産者が行ったものとみなす、
 という考え方

(日EU・EPA原産地規則の例)

※第62.05項品目別規則：製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ
 又はなせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)

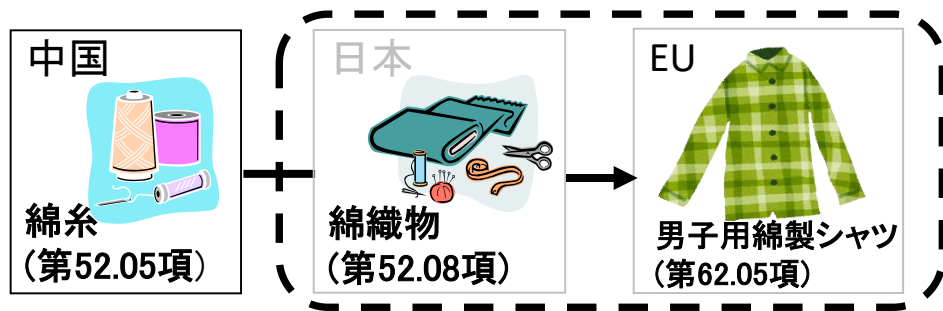
累積を適用しない場合



日本で綿糸から綿織物を製織し、EUで綿織物を裁断・縫製して男子用綿製シャツを製造した。

- 採用している協定
- 日シンガポールEPA (第24条)
 - 日メキシコEPA (第27条)
 - 日ペルーEPA (第43条(b)、(c))
 - 日モンゴルEPA (第3・5条(b)、(c))
 - 日EU・EPA (第3・5条2)
 - CPTPP協定 (第3・10条1,3)
 - 日英EPA(第3・5条3)

累積を適用する場合



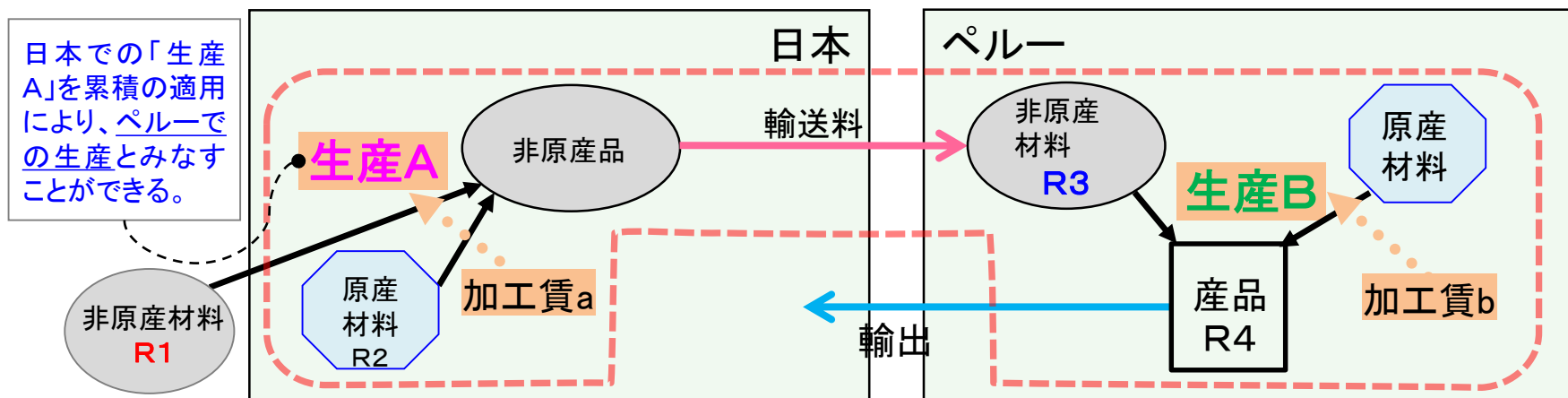
EUで綿糸から綿織物を製織して、男子用綿製シャツを製造したとみなすことができ、その結果、上記品目別規則の要件を満たす。

◆生産行為の累積の適用例【付加価値基準】-1 他方の締約国の生産行為の累積

日ペルーEPA 第43条

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。(後略)

(b)他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。



□ 累積を適用しない場合の原産資格割合計算

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額R4} - \text{生産Bにおける非原産材料の価額R3}}{\text{産品の価額R4}} \times 100$$

(R1+R2+加工賃a+輸送料)

□ 累積を適用した場合の原産資格割合計算

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額R4} - \text{生産(A+B)における非原産材料の価額R1}}{\text{産品の価額R4}} \times 100$$

累積適用により、日本における生産コスト等(上図のR2+加工賃a+輸送料)を非原産材料価額に含めなくてよくなる。

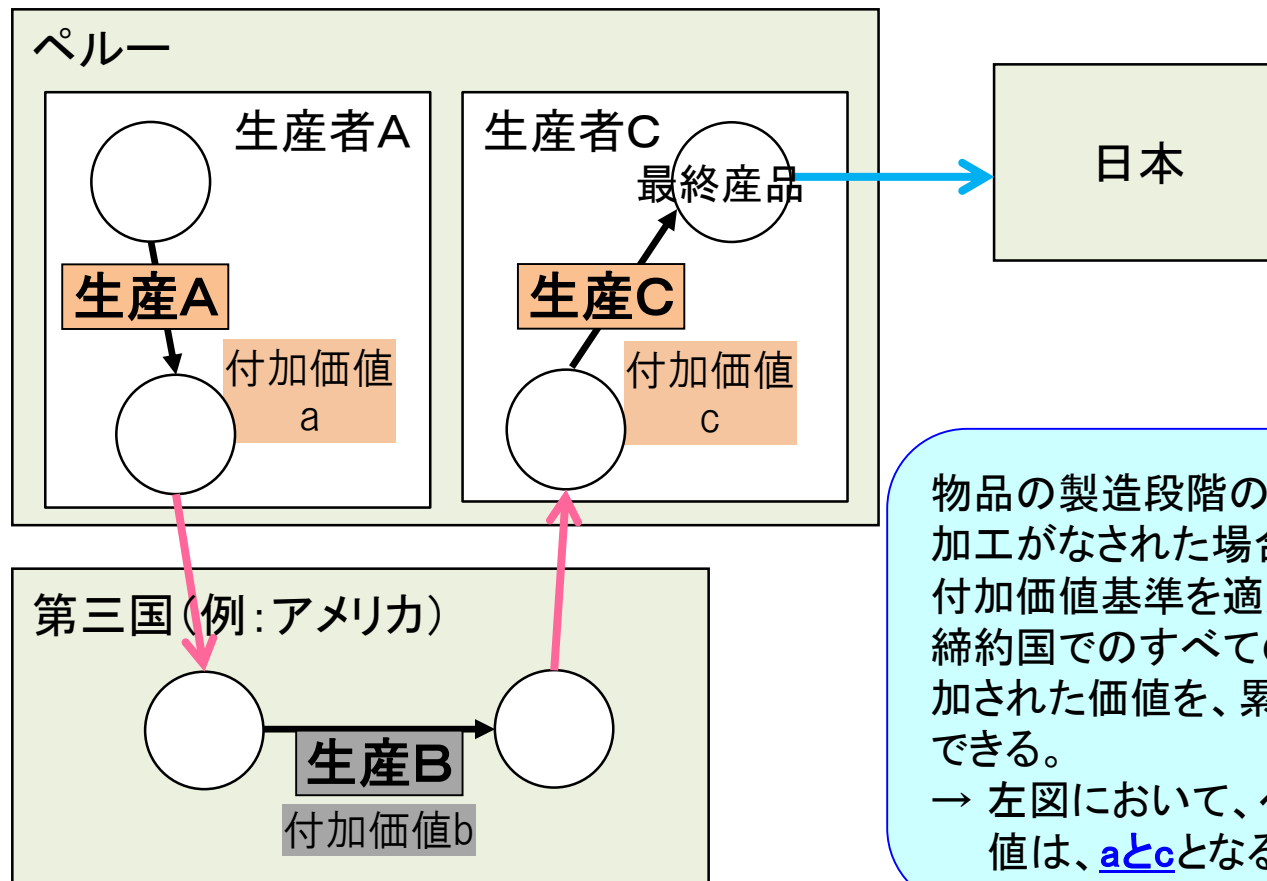
→ 原産資格を獲得しやすくなる。

◆生産行為の累積の適用例【付加価値基準】-2 自国内の生産行為の累積

日ペルーEPA 第43条

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。(後略)

(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

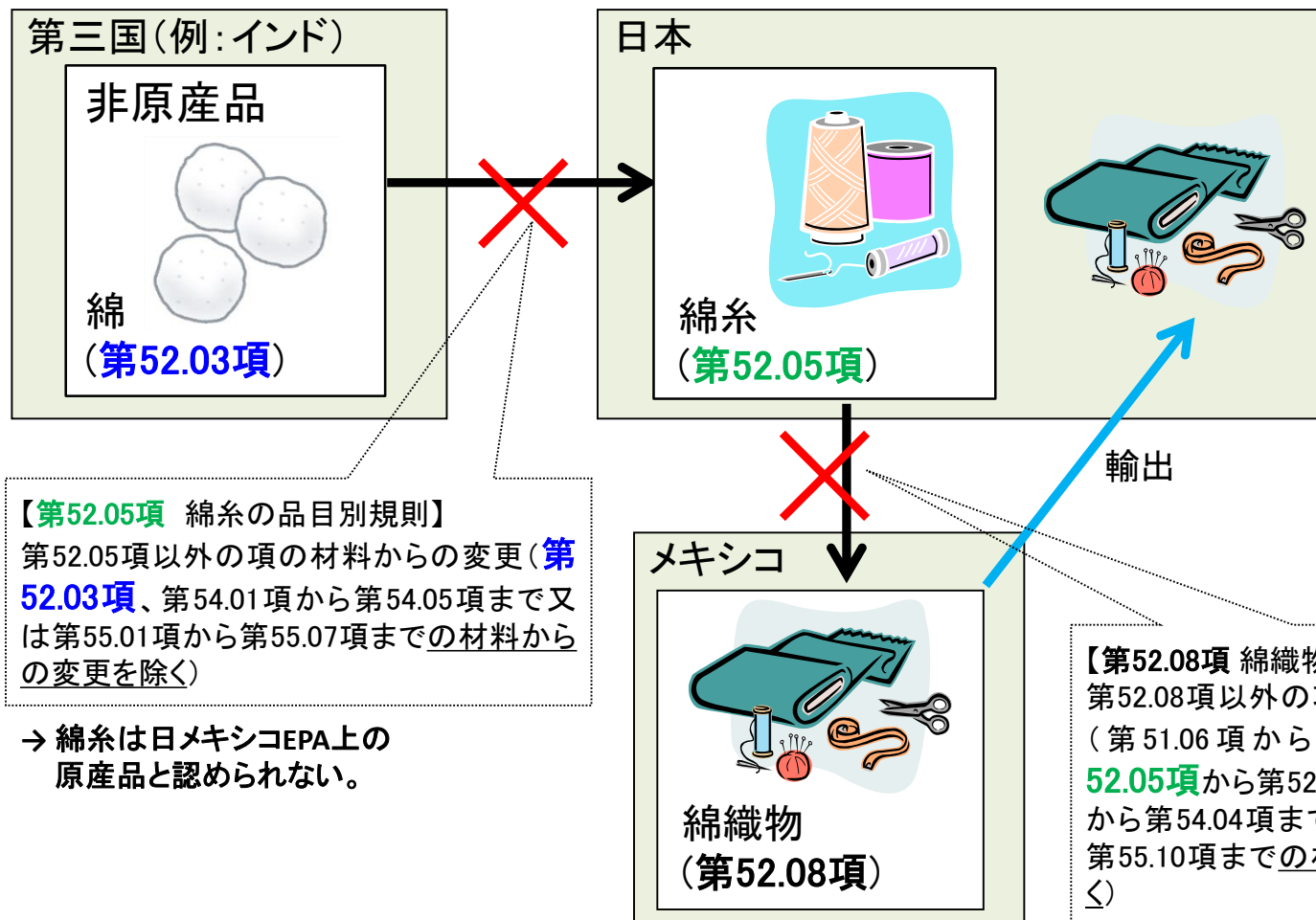


物品の製造段階の途中で第三国において加工がなされた場合であっても、付加価値基準を適用する際に、締約国でのすべての製造段階において付加された価値を、累積して計算することができる。
→ 左図において、ペルーにおける付加価値は、aとcとなる。

◆生産行為の累積の適用例【関税分類変更基準】

(日メキシコEPA 原産地規則の例)

□ 累積を適用しない場合

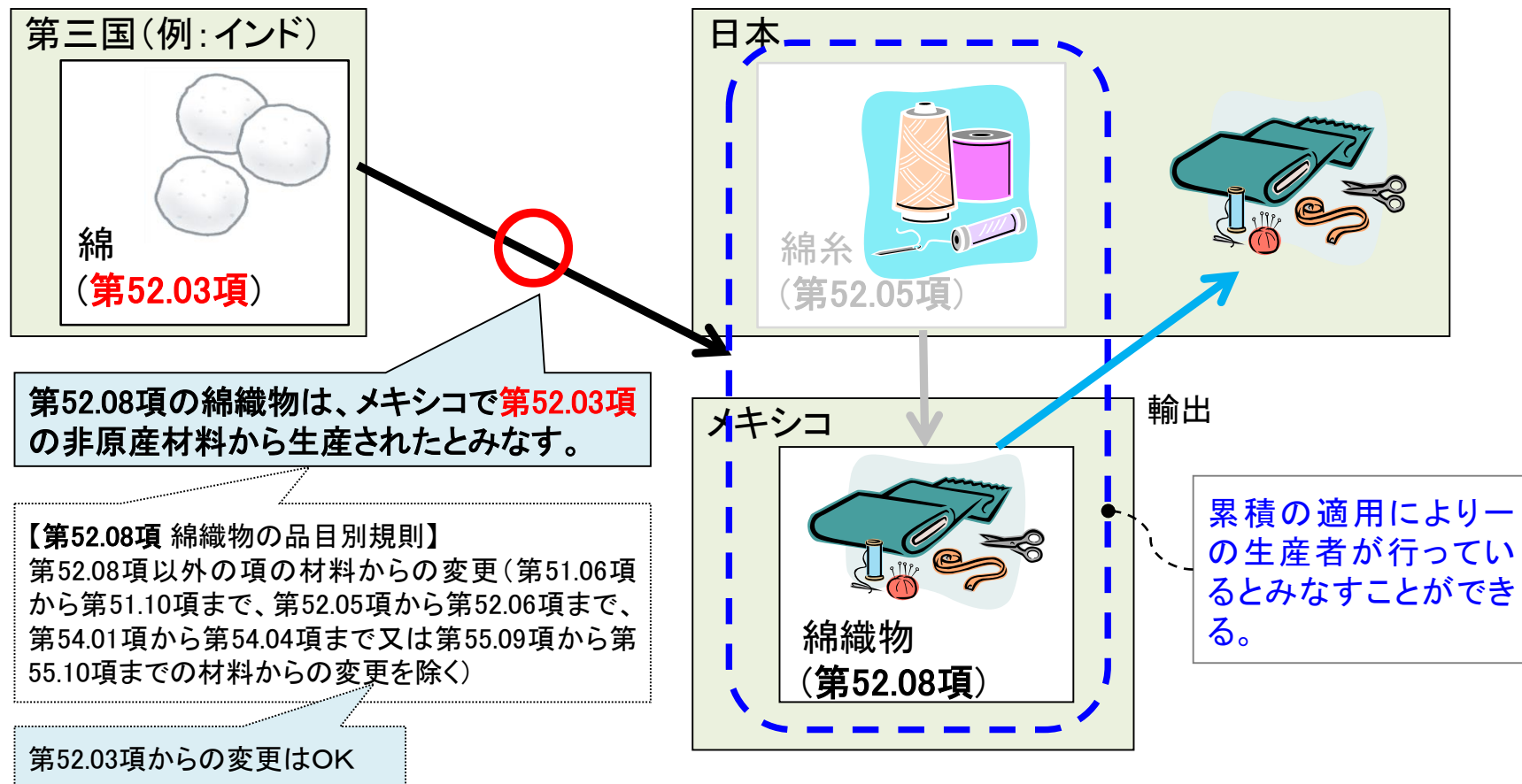


→ 綿織物は日メキシコEPA上の原産品と認めることはできない。

□ 累積を適用した場合

日メキシコEPA 第27条

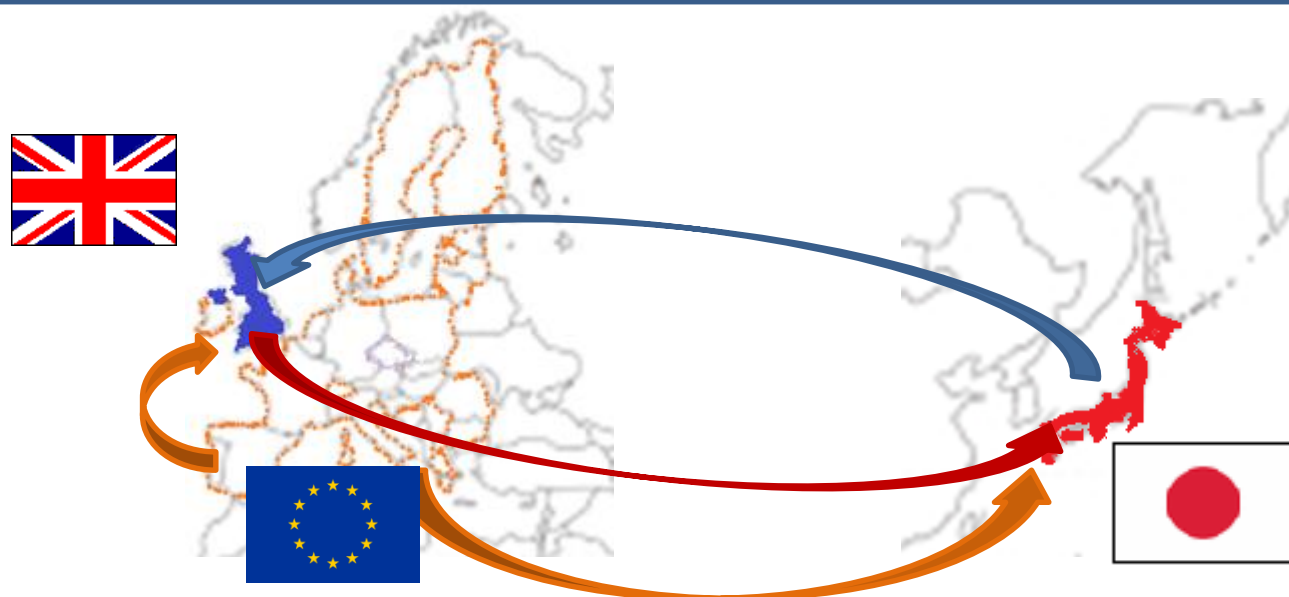
産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。(後略)



→ 綿織物は日メキシコEPA上の原産品と認められる。

- 日英2国間の累積については、日EU・EPAと同様に可能。
- EUの原産材料・生産行為を日英EPA上の原産材料・生産行為とみなすEU拡張累積を採用(第3. 5条2、4)。対象産品は附属書3-Cに規定。

- 「EUの原産材料」又は「EUの生産行為」は、日英EPAの原産地規則で判断(日EU・EPAの原産地規則ではない)
- 日本又は英国において行われた生産について、「十分な変更とはみなされない作業又は加工」(第3. 4条)を超える工程が必要(第3. 5条6)
- 累積できるEUの地理的範囲は、英国のEU離脱の移行期間終了後に適用される日EU・EPAのEU側の地理的適用範囲。ただし、セウタ及びメリリヤを除く(第3. 3条2(c)(i)注1)



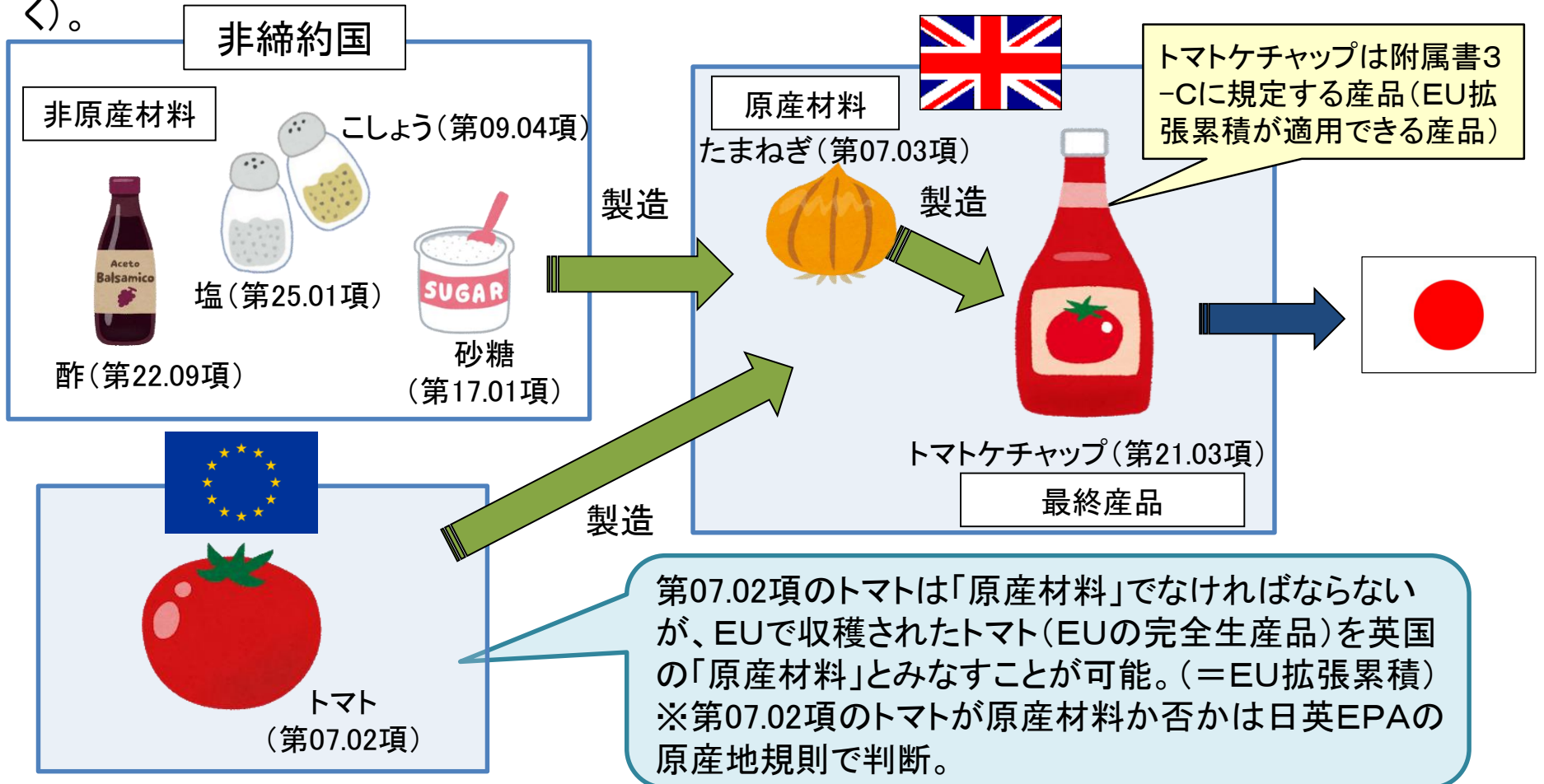
EU拡張累積の適用は、以下の産品に限る（※最終産品であって材料の制限ではない）

- (a) 第2類から第4類
- (b) 第06.04項
- (c) 第7類及び第8類
- (d) 第09.01項から第09.04項及び第09.07項から第09.10項
- (e) 第10.01項から第10.03項及び第10.05項から第10.08項
- (f) 第11.02項、第11.03項及び第11.05項から第11.09項
- (g) 第12.02項、第12.08項及び第12.10項から第12.14項
- (h) 第13類及び第14類
- (i) 第15.01項、第15.03項から第15.08項及び第15.11項から第15.22項
- (j) 第16.01項及び第16.03項から第16.05項
- (k) 第17.01項から第17.03項
- (l) 第18.03項、第18.05項及び第18.06項
- (m) 第19.03項
- (n) 第20類
- (o) 第21.02項から第21.06項
- (p) 第22類
- (q) 第23.01項
- (r) 第24.02項及び第24.03項
- (s) 第25類から第43類
- (t) 第44.03項から第44.05項及び第44.07項から第44.21項
- (u) 第45類から第49類
- (v) 第50.01項及び第50.04項から第50.07項
- (w) 第51.04項から第51.13項
- (x) 第52.04項から第52.12項
- (y) 第53.03項から第53.11項
- (z) 第54類から第97類

◆EU拡張累積(モノの累積)の適用例-1

EUで収穫したトマト(第07.02項)を使用し、英国で生産したトマトケチャップ(第2103.20号)を日本へ輸入

第2103.20号の品目別原産地規則:CC(第07.02項及び第20.02項の材料からの変更を除く)。

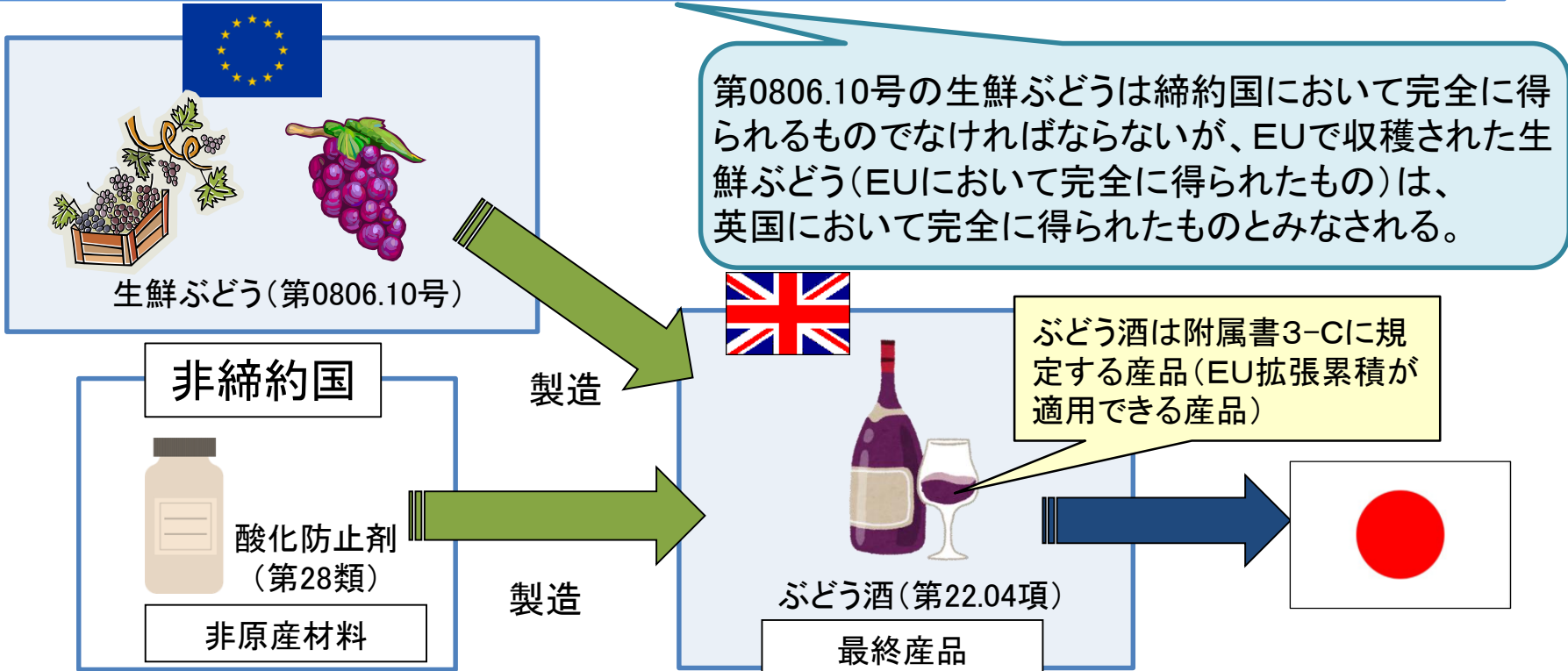


→ トマトケチャップは日英EPA上の英国原産品と認められる。

◆EU拡張累積(モノの累積)の適用例-2

EUで収穫した生鮮ぶどう(第0806.10号)を使用し、非原産の酸化防止剤(第28類)を用いて英国で生産したぶどう酒(第22.04項)を日本へ輸入

第22.04項の品目別原産地規則:CTH(第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く)。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。
生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。(後略)



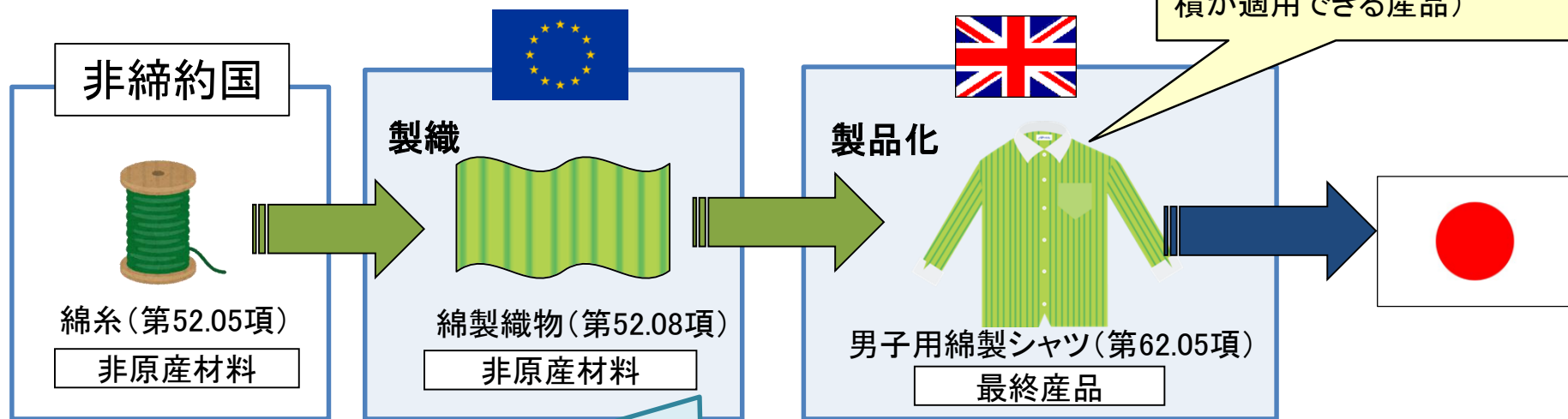
→ ぶどう酒は日英EPA上の英国原産品と認められる。

◆EU拡張累積(生産行為の累積)の適用例

EUで非原産材料の糸から製織した綿製織物(第52.08項)を使用し、英国で生産した男子用綿製シャツ(第62.05項)を日本へ輸入

第62.05項の品目別原産地規則:
製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ、(後略)

男子用シャツは附属書3-C
に規定する産品(EU拡張累
積が適用できる産品)



EUでの製織(生産行為)は、英国での生産行為として
考慮することが可能。(=EU拡張累積)

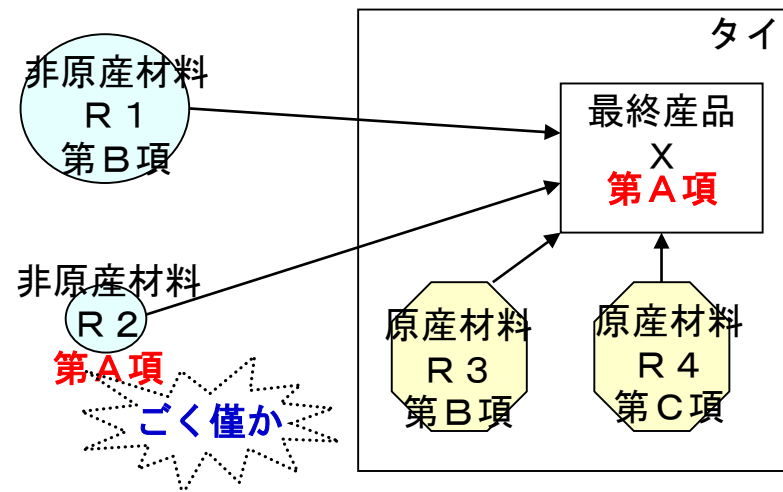
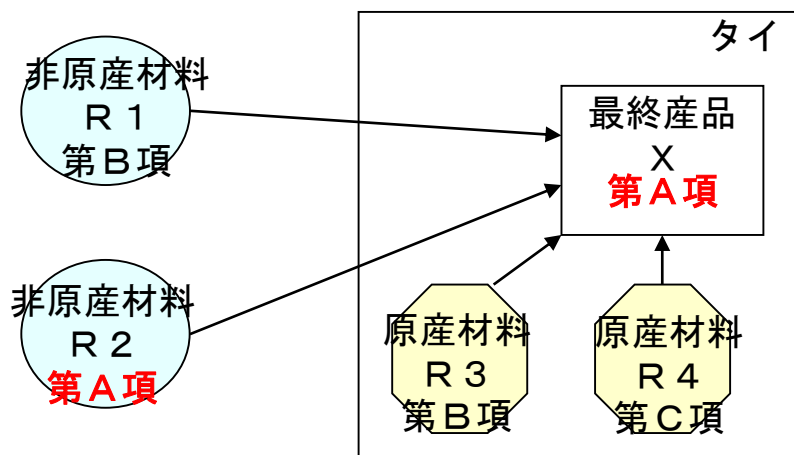
→ 男子用シャツは日英EPA上
の英国原産品と認められる

生産行為の累積を適用して原産地に関する申告(Statement on Origin)を作成する輸出者は、附属書3-Dに掲げる情報を供給者(この場合は綿製織物の供給者)から入手しなければならない。(第3.5条7)

◎「僅少の非原産材料」(*)とは、

原産地基準を満たさないごく僅かな非原産材料の使用を許容するルールのこと。

* 日スイスEPA、日EU・EPA及び日英EPAでは「許容限度」と規定している。



上図の「最終製品X」の品目別規則が「他の項の材料からの変更」である場合・・・
 「非原産材料R2」とXとは同じ第A項に属することから、品目別規則の要件を満たしていない。

よって、このままでは、Xは日タイEPA上のタイ原産品と認めることはできない。

しかし、最終製品に比べて原産地基準を満たさない部分がごく僅かである場合に、そのために原産品としての資格が得られないというのは厳しすぎるという観点から、

「関税分類変更基準を満たしていない部分が僅かであれば、無視してもよい」

とするのが、「僅少の非原産材料」という規定。

→ 上図でR2を無視することとなれば、すべての非原産材料は「他の項の材料からの変更」という品目別規則の要件を満たしており、
「最終製品X」はタイ原産品と認められる。

○僅少の非原産材料の例(日タイEPA)

◆日タイEPA 第30条 僅少の非原産材料

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

* 日タイEPA 原産地規則 第2103.20号

CC(類の変更)(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)



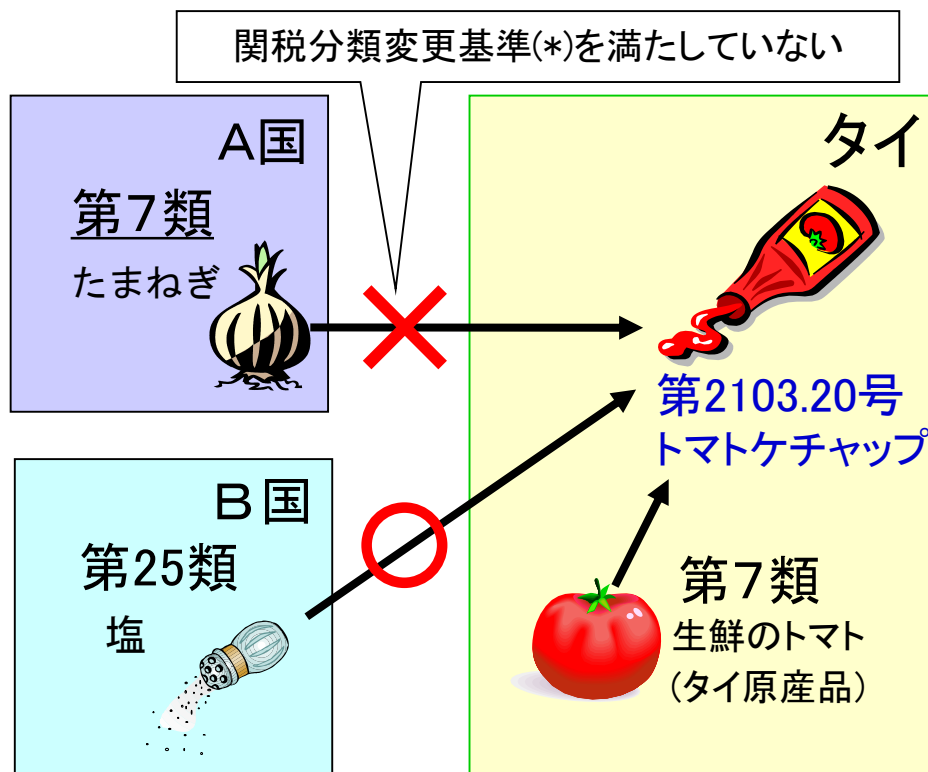
右図のトマトケチャップは、非原産材料である第7類の「たまねぎ」が関税分類変更基準を満たしていないことから、日タイEPA上の原産品とは認めることができない。



もし「たまねぎ」に僅少の非原産材料の規定を適用できれば(※)、日タイEPA上の原産品と認めることが可能となる。

日タイ協定では、第21類の製品の非原産材料は「製品の価額の7%」を超えなければ、僅少規定適用可能(附属書2第1節(f)(i))。

→ たまねぎの価額が、トマトケチャップの価額の7%を超えなければ、原産品と認められる。



※協定によっては原産地証明書に「DMI」の記載が必要になる。

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料①

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(日シンガポールEPA～日モンゴルEPAまで)

※適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類					
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下		×					製品のFOB価額の10%以下							
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)														製品の取引価額の10%以下				
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×										×										製品のFOB価額の10%以下				
日チリ	×										製品のFOB価額の7%以下	2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×					製品のFOB価額の10%以下						
日タイ	×										製品のFOB価額の7%以下										×	製品のFOB価額の10%以下			
日アセアン	×			製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		×			製品のFOB価額の10%以下									
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															製品の工場渡し価額の10%以下(※5)									
日ベトナム	×		0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	×		製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		×			製品のFOB価額の10%以下								
日インド	×			製品のFOB価額の7%以下		1604.20, 1605.20, 1605.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下										2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	2207.10, 2207.20: ×	製品のFOB価額の7%以下		2501.00: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	2904.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下 2905.44: × その他: 製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下		
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)			×	製品のFOB価額の10%以下(※2)														製品のFOB価額の10%以下				
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															製品のFOB価額の10%以下									
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															製品のFOB価額の10%以下									

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※2: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※3: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※4: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※5: 例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料②

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(日シンガポールEPA～日モンゴルEPAまで)

※適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第35類	第36類、 第37類	第38類	第39類 ～第41 類	第42類	第43類 ～第45 類	第46類	第47類 ～第49 類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類 ～第60 類	第61類 ～第63 類	第64類、 第65類	第66類	第67類 ～第69 類	第70類	第71類 ～第93 類	第94類	第95類	第96類	第97類
日シンガポール	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の7%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下								関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※6)						製品の取引価額の10%以下								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の7%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日チリ	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の7%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日タイ	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日アセアン	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※5)								製品の重量の7%以下						製品の工場渡し価額の10%以下								
日ベトナム	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日インド	3505.10、 3505.20 : 製品の FOB価 額の7% 以下	製品の FOB価 額の 10%以 下	3809.10、 3824.60: 製品の FOB価額 の7%以 下	製品のFOB価額の10%以下				4601.29、 4601.94、 4602.19 : ×	製品の FOB価 額の 10%以 下	5001.00、 5003.00 : ×	51.02、 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01、 53.02: ×	製品の重量の7% 以下	製品のFOB価額の10%以下								
	3502.11、 3502.19 : ×		その他: 製品の FOB価額 の10%以 下					その他: 製品の FOB価額 の10%以 下		その他: 製品の重量の7%以下													
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下								製品の重量の10%以下						製品のFOB価額の10%以下								

※5: 例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。
 ※6: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料③

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表 (CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEP)

※適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類	第5類~ 第8類	第9類	第10類 ~ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類、 第27類	第28類	第29類	第30類 ~ 第34類	
CPTPP	産品の価額の10%以下		04.01 ~ 04.06 : (※7) その他: 産品の 価額の 10%以下	産品の価額の10%以下			15.07、 15.08、 15.12、 15.14 : (※8) その他: 産品の 価額の 10%以下				産品の価額の10%以下	1901.1 0: (※9) 1901.2 0: (※10) 1901.9 0: (※11) その他: 産品の 価額の 10%以下	20.08 : (※12) 2009.1 1~ 2009.3 9: (※13) その他: 産品の 価額の 10%以下	21.05 : (※14) 2106.9 0: (※11) その他: 産品の 価額の 10%以下	2202.9 0: (※15) 2202.9 9: (※16) その他: 産品の 価額の 10%以下	2309.9 0: (※17) その他: 産品の 価額の 10%以下						産品の価額の10%以下
日EU	産品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下 (※20)、(※21)																					
日米	産品の価額の10%以下		04.01 ~ 04.06 (※25) その他: 産品の 価額の 10%以下	産品の価額の10%以下			15.07、 15.08、 15.12、 15.14 : (※8) その他: 産品の 価額の 10%以下				産品の価額の10%以下	1901.1 0: (※9) 1901.2 0: (※26) 1901.9 0: (※11) その他: 産品の 価額の 10%以下	20.08 : (※12) 2009.1 1~ 2009.3 9: (※13) その他: 産品の 価額の 10%以下	21.05 : (※14) 2106.9 0: (※28) その他: 産品の 価額の 10%以下	2202.9 1、 2202.9 9: (※27) 2202.9 9: (※28) その他: 産品の 価額の 10%以下	2309.9 0: (※17) その他: 産品の 価額の 10%以下					産品の価額の10%以下	
日英	産品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下 (※20)、(※21)																					
RCEP	産品のFOB価額の10%以下																					

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料④

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表（CPTPP、日EU-EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEP）

※適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第35類	第36類、第37類	第38類	第39類~第41類	第42類	第43類~第45類	第46類	第47類~第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類~第60類	第61類~第63類	第64類、第65類	第66類	第67類~第69類	第70類	第71類~第93類	第94類	第95類	第96類	第97類	
CPTPP	製品の価額の10%以下			4202.12、4202.22、4202.32、4202.92: 製品の総重量の10%以下 (※19)		製品の価額の10%以下			製品の総重量の10%以下						(※18) (※19)	製品の価額の10%以下	66.01: 製品の総重量の10%以下 (※19)	製品の価額の10%以下	70.19: 製品の総重量の10%以下 (注19)	製品の価額の10%以下	9404.90: 製品の総重量の10%以下 (注19)	製品の価額の10%以下	96.19: 製品の総重量の10%以下 (注19)	製品の価額の10%以下
				その他: 製品の価額の10%以下												その他: 製品の価額の10%以下		その他: 製品の価額の10%以下		その他: 製品の価額の10%以下		その他: 製品の価額の10%以下		その他: 製品の価額の10%以下
日EU	製品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下(※20)、(※21)								<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の基本的な紡織用繊維を含む場合、非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の10%以下(※20)~(※24) ・特定の紡織用繊維を用いた製品の製造にあたり、当該製品の項以外の項に分類される非原産の紡織用繊維(裏地及び芯地を除く)については、製品の工場渡し価額又はFOB価額の8%以下(※20)、(※21) 						製品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下(※20)、(※21)									
日米	製品の価額の10%以下																							
日英	製品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下(※20)、(※21)								<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の基本的な紡織用繊維を含む場合、非原産である基本的な紡織用繊維の総重量が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の重量の10%以下(※20)~(※24) ・特定の紡織用繊維を用いた製品の製造にあたり、当該製品の項以外の項に分類される非原産の紡織用繊維(裏地及び芯地を除く)については、製品の工場渡し価額又はFOB価額の8%以下(※20)、(※21) 						製品の工場渡し価額又はFOB価額の10%以下(※20)、(※21)									
RCEP	製品のFOB価額の10%以下								<ul style="list-style-type: none"> ・製品のFOB価額の10%以下 ・製品の生産において使用された非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量が当該製品の総重量の10%以下 						製品のFOB価額の10%以下									

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表 ※適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

- ※7: 第0402.10号から第0402.29号までの各号又は第0406.30号の産品を除く第04.01項から第04.06項までの産品の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号若しくは第2106.90号の原産品ではない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については、適用されない。
- ※8: 産品の生産に使用される第15類の非原産材料については適用されない。
- ※9: 第1901.10号の育児食用の調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※10: 第1901.20号の混合物及び練り生地（乳脂肪の含有量が乾燥状態において全重量の25%を超えるものとし、小売用にしたものを除く。）の生産において使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※11: 第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用しない。
- ※12: 産品の生産に使用される第8類又は第20類の原産品ではない桃、梨又はあんずについては適用されない。
- ※13: 第08.05項又は第2009.11号から第2009.39号までの各号の非原産材料については適用されない。
- ※14: 第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※15: 第2106.90号若しくは第2202.90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わない）に使用される第08.05項又は第2009.11号から第2009.39号までの各号の非原産材料については適用されない。
- ※16: 第2202.90号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※17: 第2309.90号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※18: 関税分類を決定する構成部分に要件を満たさない非原産材料であるファイバー又は糸を含むものは、当該ファイバー又は糸の総重量が当該構成部分の総重量の10%以下。
- ※19: 弾性糸を含むもの（第61類から第63類までの各類に分類される繊維又は繊維製品にあっては、その関税分類を決定する構成部分に弾性糸を含むもの）は、当該弾性糸が一又は二以上の締約国の領域において完全に作られる場合に限り、原産品とみなされる。
- ※20: PSRに当該品目にも適用される許容限度の例外を定めている場合には、同許容限度と合算して適用することはできない。
- ※21: 第3・3条に規定する完全に得られる産品については適用しない。附属書3-B（PSR）の規定が、産品の生産において使用される材料が完全に得られる産品であることを要求する場合には適用する。
- ※22: 「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）」を含む産品については、基本的な紡織用繊維の重量の20%以下まで適用。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については10%以下。
- ※23: 「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が5mm以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間挟まれたもの」を含む産品については、基本的な紡織用繊維の重量の30%以下まで適用。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については10%以下。
- ※24: 第51・06項から第51・10項まで及び第52・04項から第52・07項までの各項の産品については、非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造繊維の総重量が産品の重量の40%以下であることを条件とする。
- ※25: 第0402.10号から第0402.29号までの各号及び第0406.30号の産品を除く第04.01項から第04.06項までの各項の産品の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号若しくは第2106.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※26: 第1901.20号の混合物及び練り生地（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の25%を超えるものであって小売用ではないものに限る。）の生産において使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※27: 第2202.91号又は第2202.99号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）の生産に使用される第04.01項から第04.06項までの各項の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。）については適用されない。
- ※28: 第2106.90号、第2202.91号若しくは第2202.99号の果実若しくは野菜ジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用される第08.05項又は第2009.11号から第2009.39号までの各号の非原産材料については適用されない。

第2章第2節 EPA原産地基準 4. 2. 僅少の非原産材料

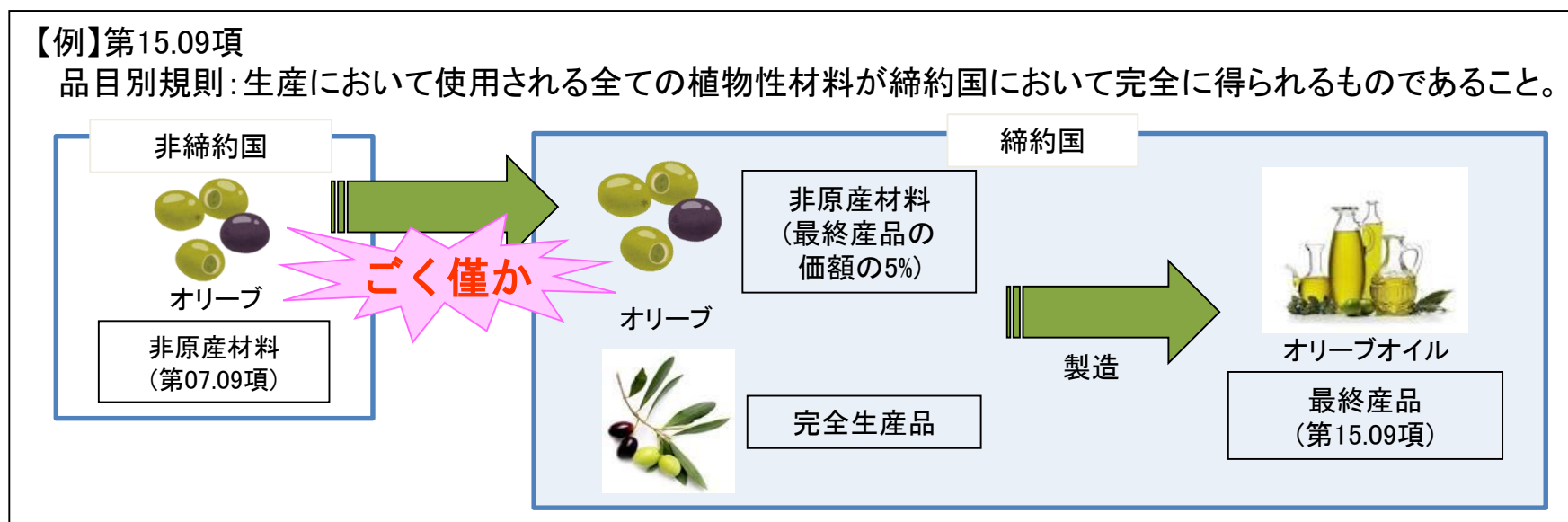
◆ CPTPP特惠原産地規則「僅少の非原産材料」の特徴的規定

下表右欄の生産に使われる、左欄に掲げる非原産材料については、第3・11条に定める「僅少の非原産材料」の規定を**適用しない**旨を規定している(CPTPP 附属書3-C)。(日米貿易協定 附属書 I 第C節 第1款 パラ3(c))
 ※CPTPPと日米貿易協定の僅少の非原産材料の適用できないものについては基本的に同じであるが一部異なる。異なる箇所 **赤字** CPTPP **青字** 日米

適用できない非原産材料	適用できない生産
第04.01項～第04.06項	第04.01項から第04.06項までの各項の製品の生産 (第0402.10号から第0402.29号までの各号又は第0406.30号の製品を除く。)
第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)	(注)第0402.10号から第0402.29号までの各号の粉乳又は第0406.30号のプロセスチーズで、 第3.11(パラ3(c)) 条の僅少の非原産材料の規定を適用した結果原産品としての資格を得るものを使う場合は、原産材料とする。
第04.01項～第04.06項	以下の製品の生産 1. 第1901.10号の育児食用の調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。) 2. 第1901.20号の混合物及び練り生地(乳脂肪 バター脂 の含有量が乾燥状態において全重量の25%を超えるもの)に限り、小売用にしたものを除く。) 3. 第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)
第1901.90号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)	4. 第21.05項の製品 5. 第2202.90号の飲料 第2202.91又は第2202.99号の飲料 (ミルクを含有するものに限る。) 6. 第2309.90号の飼料(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。) (注)第0402.10号から第0402.29号までの各号の粉乳又は第0406.30号のプロセスチーズで、 第3.11(パラ3(c)) 条の僅少の非原産材料の規定を適用した結果原産品としての資格を得るものを使う場合は、原産材料とする。
第08.05項	以下の製品の生産
第2009.11号～第2009.39号	(1) 第2009.11号から第2009.39号までの各号の製品 (2) 第2106.90号又は 第2202.90号 第2202.91号若しくは第2202.99号の単一の 果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたもの)に限り、濃縮したものかどうかを問わない。)
第15類	第15.07項、第15.08項、第15.12項又は第15.14項の製品の生産
第8類の桃、梨又はあんず	第20.08項の製品の生産
第20類の桃、梨又はあんずの調整品	

◆ 日EU・EPA及び日英EPA 「許容限度」の特徴的規定

- 第50類から第63類の繊維製品の場合には、上記許容限度とは別に価格ベースと重量ベースの許容限度が規定されている(113～115頁参照)。
- 許容限度の基準は、完全に得られる製品には適用されない。しかし、品目別規則で、使用される材料が完全に得られる製品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。



- 品目別規則に当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。(品目別規則上の許容限度(例：製品の価額の15%以内)と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。)
- 通則3(b)又は3(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットであって、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、製品の価額の15%以内

◎「原産資格を与えることとならない作業」とは、

単純な作業によって品目別規則を満たすことになったとしても、
産品の原産資格を認めないというもの。

◆各EPA特惠原産地規則において、以下のように規定されている。

- 日シンガポールEPA「十分な変更」とみなさない作業
- 日スイスEPA及びRCEP協定「十分な作業又は加工」とみなさない工程
- 日メキシコ、日チリ、日インド、日ペルー、日オーストラリア、日モンゴル、日EU及び日英EPA

「特定の作業」が行われることのみをもって原産品としない。

- 日マレーシア、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン及び日ベトナムEPA

「特定の作業」が行われることのみをもって関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすとはしない。

※ CPTPP及び日米貿易協定にはこの規定は存在しない。

(ただし、CPTPPにおいては、関税率の差異がある場合の税率適用国決定ルールには、当該規定と類似した「軽微な作業」の規定がある。)

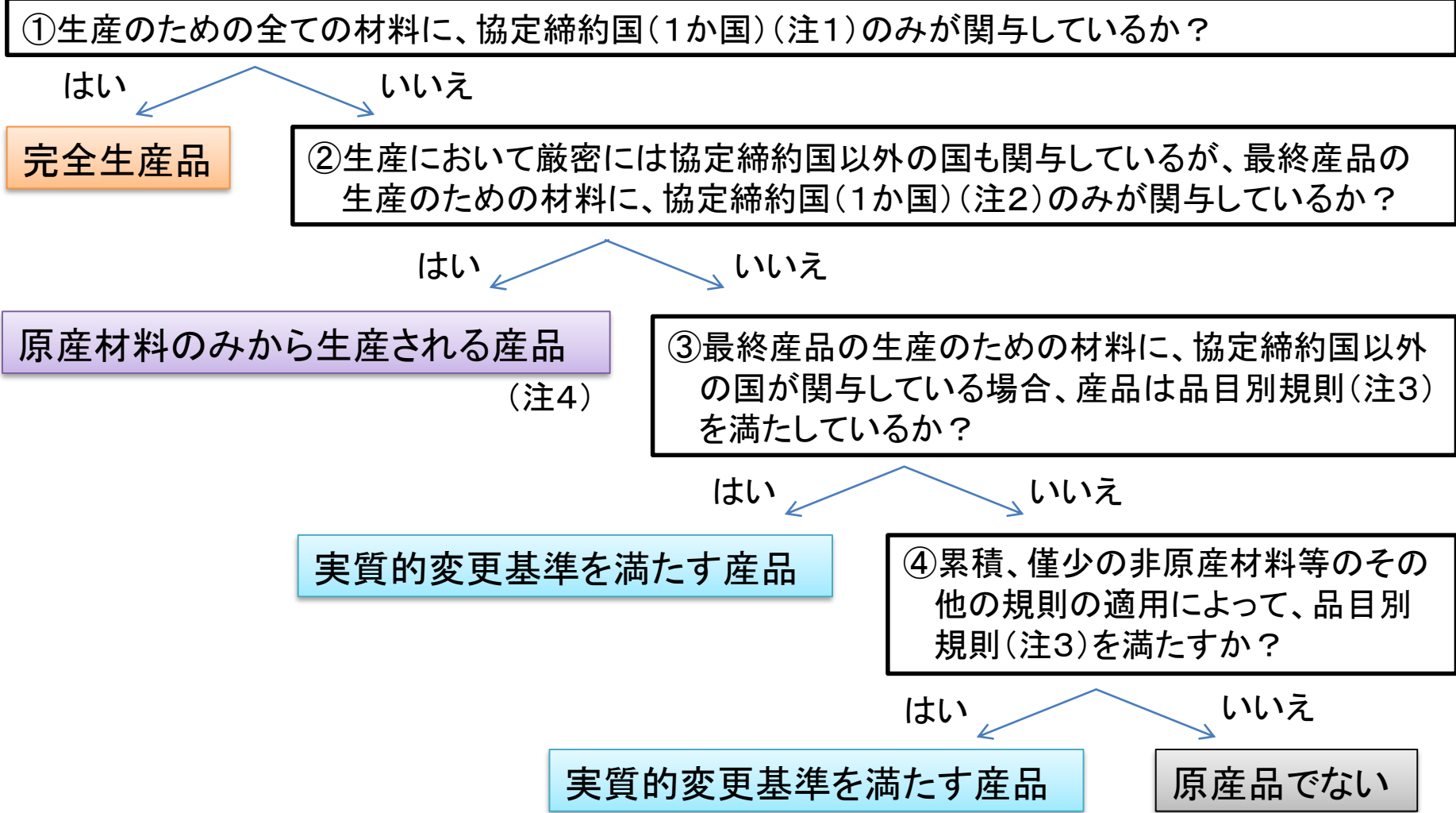
各EPA原産地規則共通の項目

- 輸送又は保存の間に(産品を良好な状態に保つために)行われる行為
(例:乾燥、冷凍、塩水漬け等)
- 改装及び仕分け (メキシコEPA特惠原産地規則では改装が含まれない)
- 瓶、箱等の容器に詰める等の包装作業
- 未完の完成品の部品等の収集
- 物品を単にセットにすること
- 組立てられたものの分解

特定のEPA原産地規則にのみ規定されている項目

- マーク、ラベル等の貼付等 (日シンガポール、日メキシコ、日スイス、日インド、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 単なる切断 (日シンガポール、日スイス、日インド、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 単に分類する作業 (日オーストラリア、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 単なる混合 (日シンガポール、日スイス、日インド、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 動物のとさつ／洗浄、浄化、粉じんの除去／単純な塗装
(日スイス、日インド、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 単なる水等による希釈(日インド、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則)
- 繊維製品等のアイロンがけ又はプレス／穀物及び米の殻の除去、漂白、研磨又は艶出し／果実、野菜等の皮、核又は殻の除去／研ぐこと又は単純な粉碎／砂糖の着色又は角砂糖とするための工程
(日スイス、日EU、日英及びRCEPの各EPA特惠原産地規則) 等

◎原産品であることの決定方法



(注1)日メキシコEPA及び日米貿易協定の場合は日本を含む両締約国。CPTPP協定の場合は日本を含む一又は二以上の締約国。
(注2)日メキシコEPA及び日米貿易協定の場合は日本を含む両締約国。アセアンEPA、CPTPP協定及びRCEP協定の場合は日本を含む一又は二以上の締約国。
(注3)品目別規則が設定されていない産品については、協定本文の規定(一般ルール)を満たしているか、検討する。
(注4)原産材料のみから生産される産品の概念は、日インドEPAを除く19のEPA特惠原産地規則において規定されている。

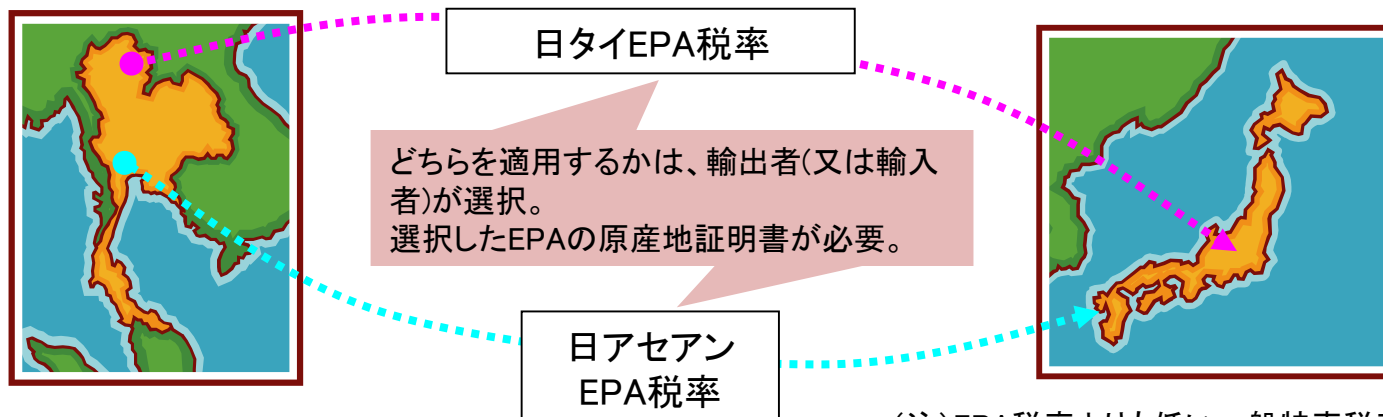
○RCEP協定・CPTPP協定・日アセアンEPAと二国間EPAの関係

- ◆日本は、アセアン各国と二国間EPAを締結している。
- ◆また、CPTPP締約国のうちカナダ及びニュージーランド以外の8か国と二国間EPAを締結しており、そのうちシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナムについては日アセアンEPA締約国でもあり、RCEP締約国でもある。
- ◆どのEPAを利用するかは、輸出者又は輸入者が選択できる。

RCEP税率・CPTPP税率・日アセアンEPA税率・二国間EPA税率は並存する。(注)

産品が**複数の協定の原産地規則を満たす場合**には、どの協定の特恵税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられる。
ただし、各協定の原産地規則の間には差異があるため、要確認。

- タイから輸出される産品が、日タイEPA及び日アセアンEPAのどちらの原産地規則も満たす場合



(注)EPA税率よりも低い一般特恵税率も並存する。

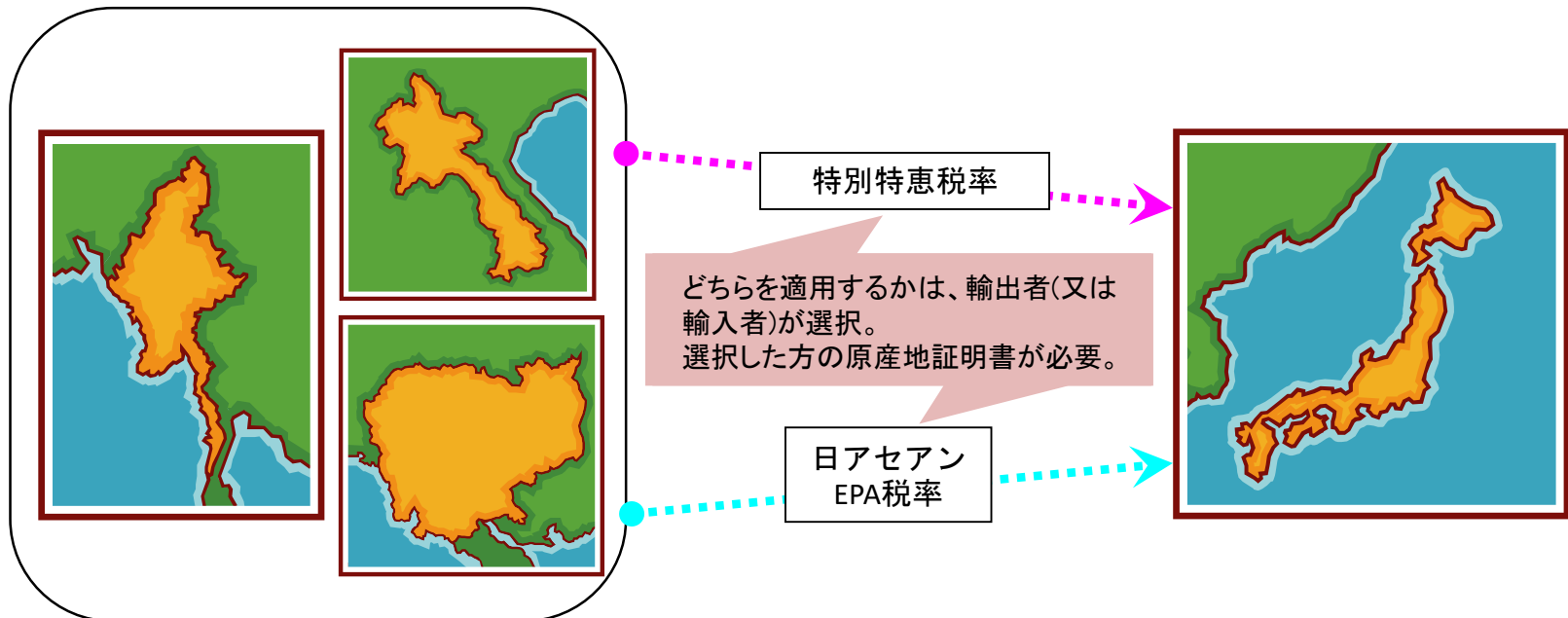
○EPAと一般特恵との関係

- ◆アセアン諸国のうち、カンボジア、ラオス及びミャンマーは後発開発途上国(LDC)である。
- ◆LDCについては、税率に関わらず(*)、全ての一般特恵適用が可能。

* 前ページ(注)参照

カンボジア、ラオス及びミャンマーに関しては、
EPA税率と一般特恵(特別特恵)税率とが並存する。

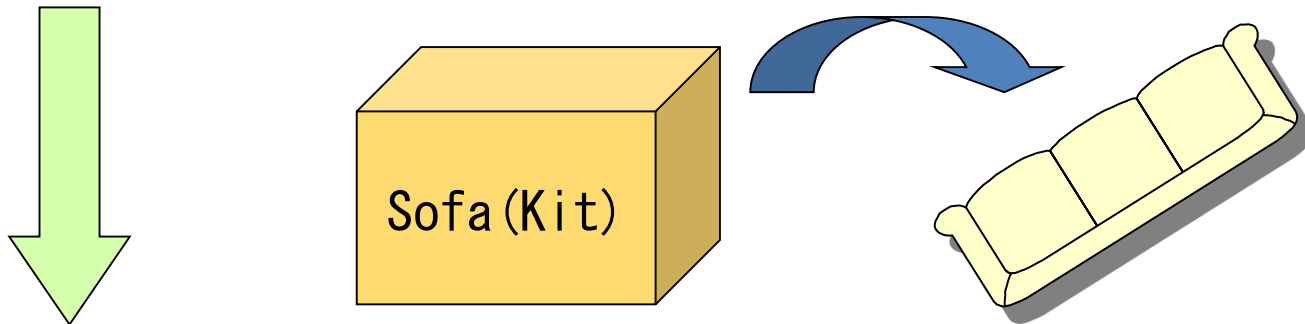
産品が双方の原産地規則を満たす場合には、どちらの特恵税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられる。
ただし、両者の原産地規則の間には差異があるため、要確認。



◎「組み立ててないか又は分解してある産品」

関税率表の解釈に関する通則(以下、「HS通則」という)2(a)

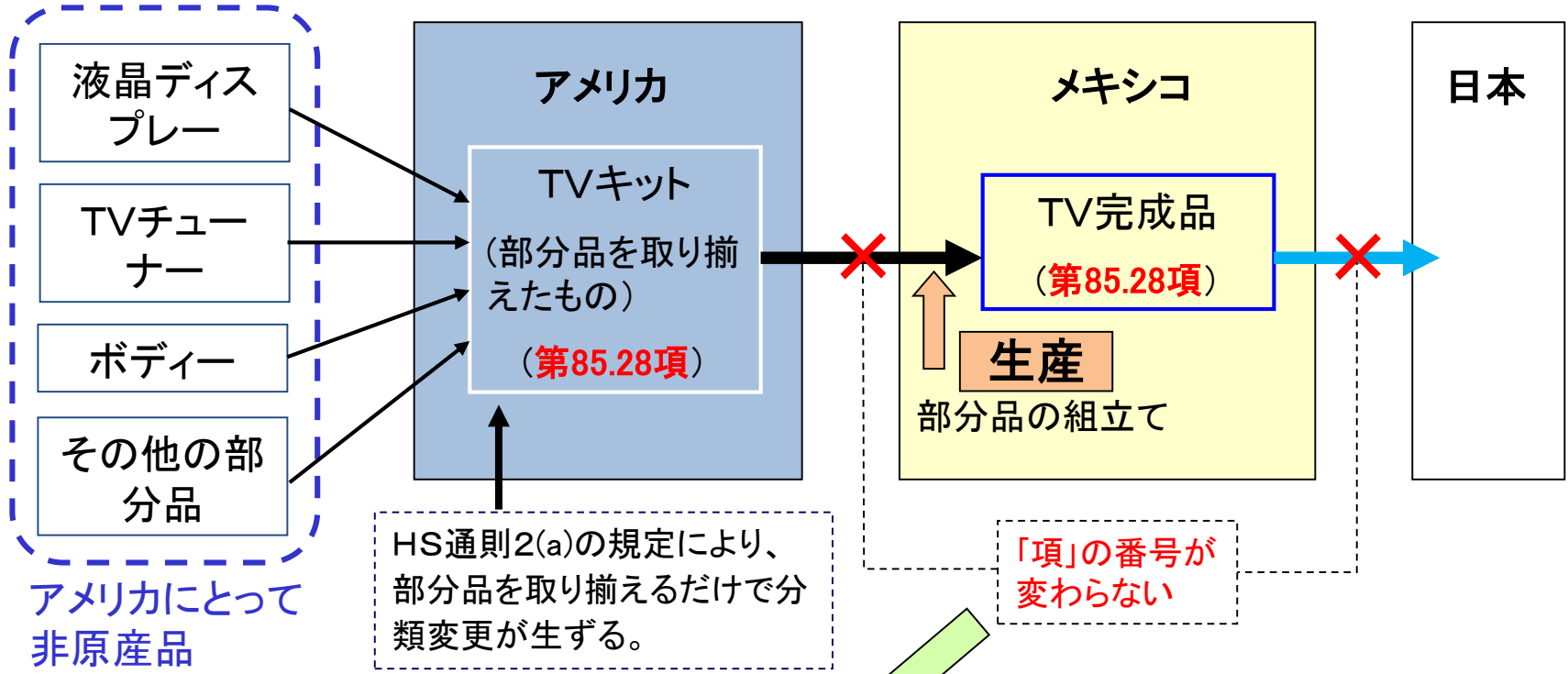
各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。



輸入の際に組み立ててないか又は分解してあったとしても、関税分類は組み立ててある物品と同じである、ということ。

つまり、「組み立ててないか又は分解してある産品」と「完成した産品」との間には、関税分類番号の変更が生じない。

第2章第3節 その他の特別な規定 1. 組み立ててないか又は分解してある産品



TV(第85.28項)に係る品目別規則が「他の項の材料からの変更」である場合、上の例は「項」の番号が変わらないので要件を満たさない。

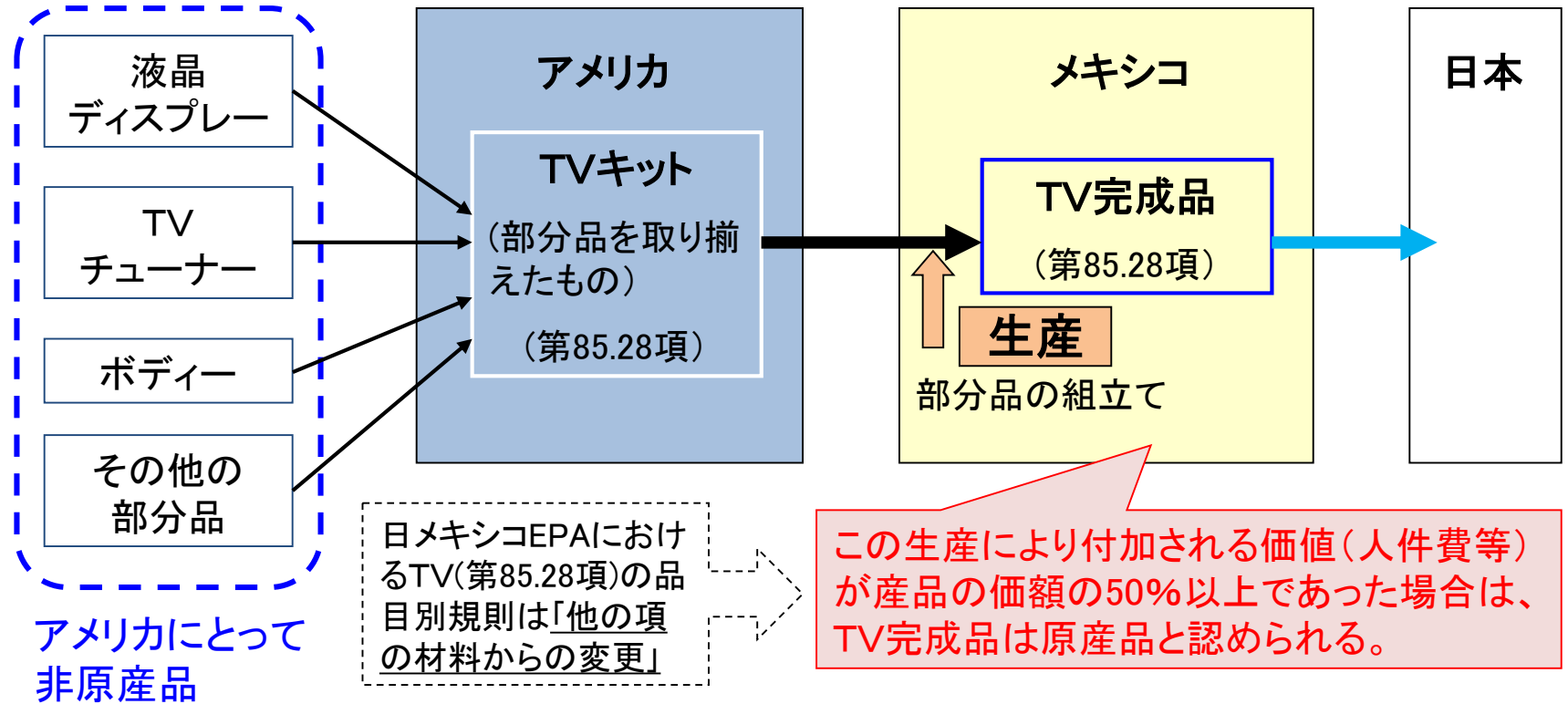
このままでは、組立てを行ったメキシコは原産地とならない

組立て国を「原産地」と認めるためには、別途規定が必要。

○日メキシコ EPA 原産地規則の例

◆日メキシコEPA 第22条1(d)(i)

1. この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は原産品とする。
 (d)一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品(中略)であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われな
 いもの。ただし、(中略) **当該産品の域内原産割合が50%以上**(中略)を条件とする。
 (i) 当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一
 システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること

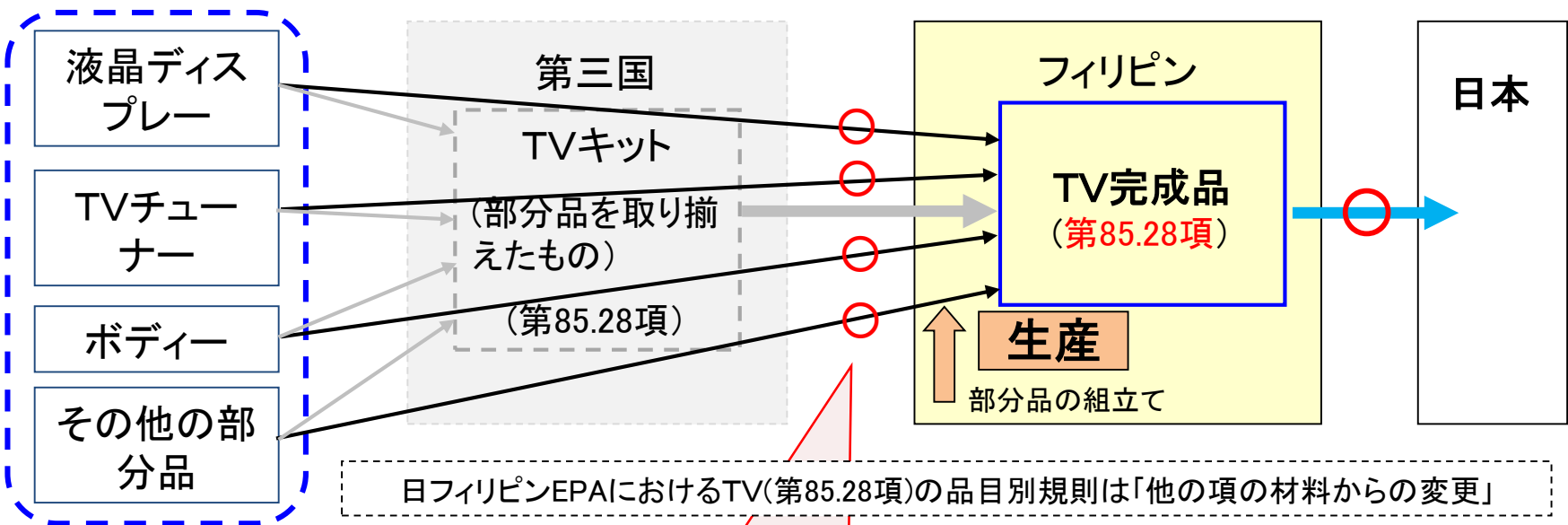


※日チリEPA 原産地規則に、同様の規定がある。

○日フィリピンEPA 原産地規則の例

◆日フィリピンEPA 第34条2

締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国の領域に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。
ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の領域に輸入されていたならば、当該産品が第29条から第32条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

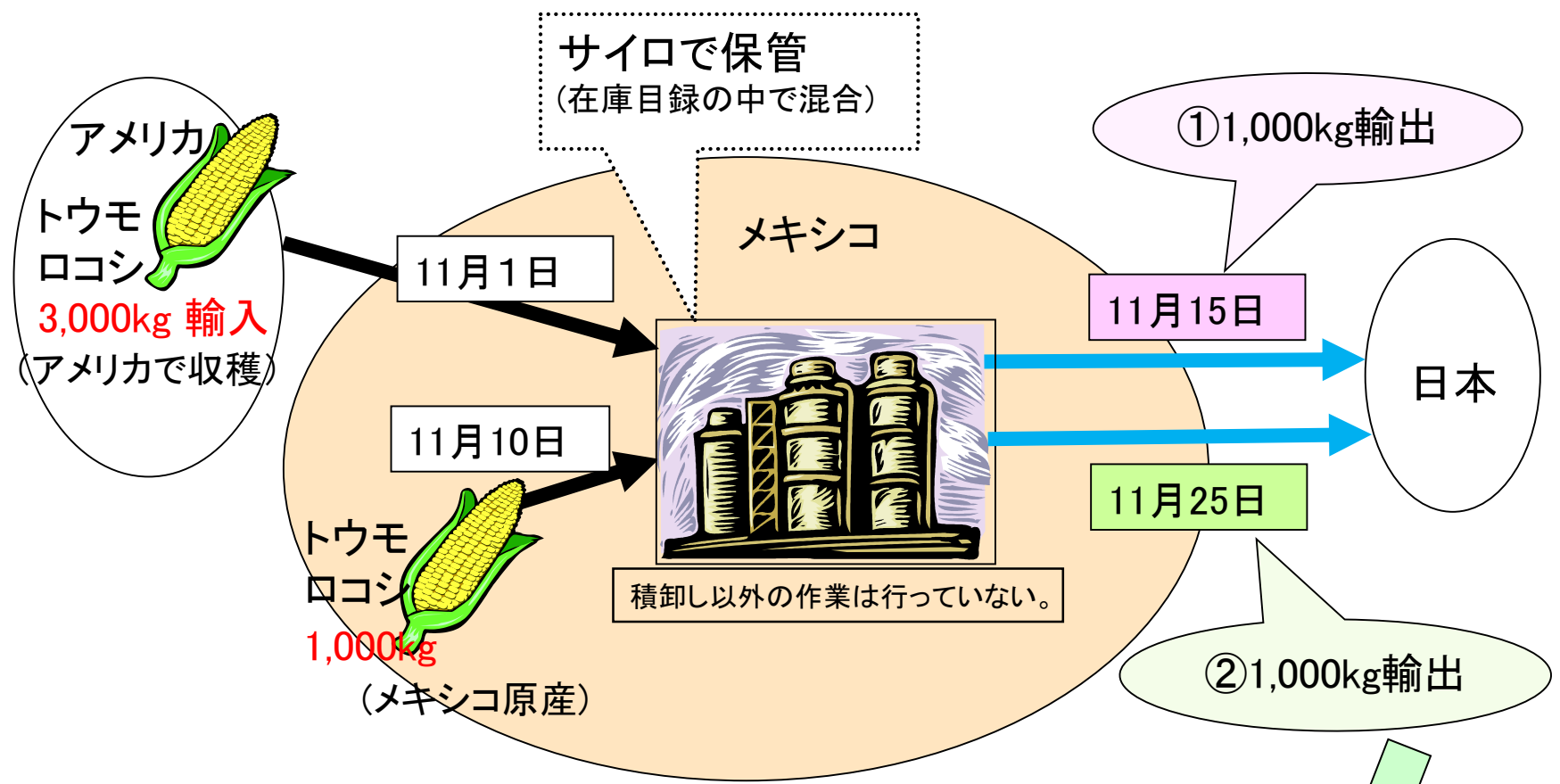


テレビの部分品が第三国で「TVキット」として取り揃えられていたもので、仮に部分品のままフィリピンに直接輸入されたとした場合に、部分品が「他の項の材料からの変更」等の所定の要件を満たしているときは、TV完成品はフィリピンの原産品と認められる。

*マレーシア、ブルネイ、インドネシア、スイス、ペルー、オーストラリア及びモンゴルの各EPA原産地規則にも同様の規定がある。

◎「代替性のある产品及び材料」について

例えば、サイロにおいて原産品のトウモロコシと非原産品のトウモロコシとを混在して保管する場合に、トウモロコシが原産品であるか否かを、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することが可能である。



①②の日本への輸入の際、日メキシコEPA税率を適用することができるか？

第2章第3節 その他の特別な規定 2. 代替性のある产品及び材料

- 「代替性のある产品及び材料(*)」を混在して保管した場合は、締約国の一般的に認められている会計原則に基づいた在庫管理方式で管理されている場合に限り、原産品として取り扱うことができる。
- 具体的には「先入れ先出し方式」「後入れ先出し方式」「平均方式」など。

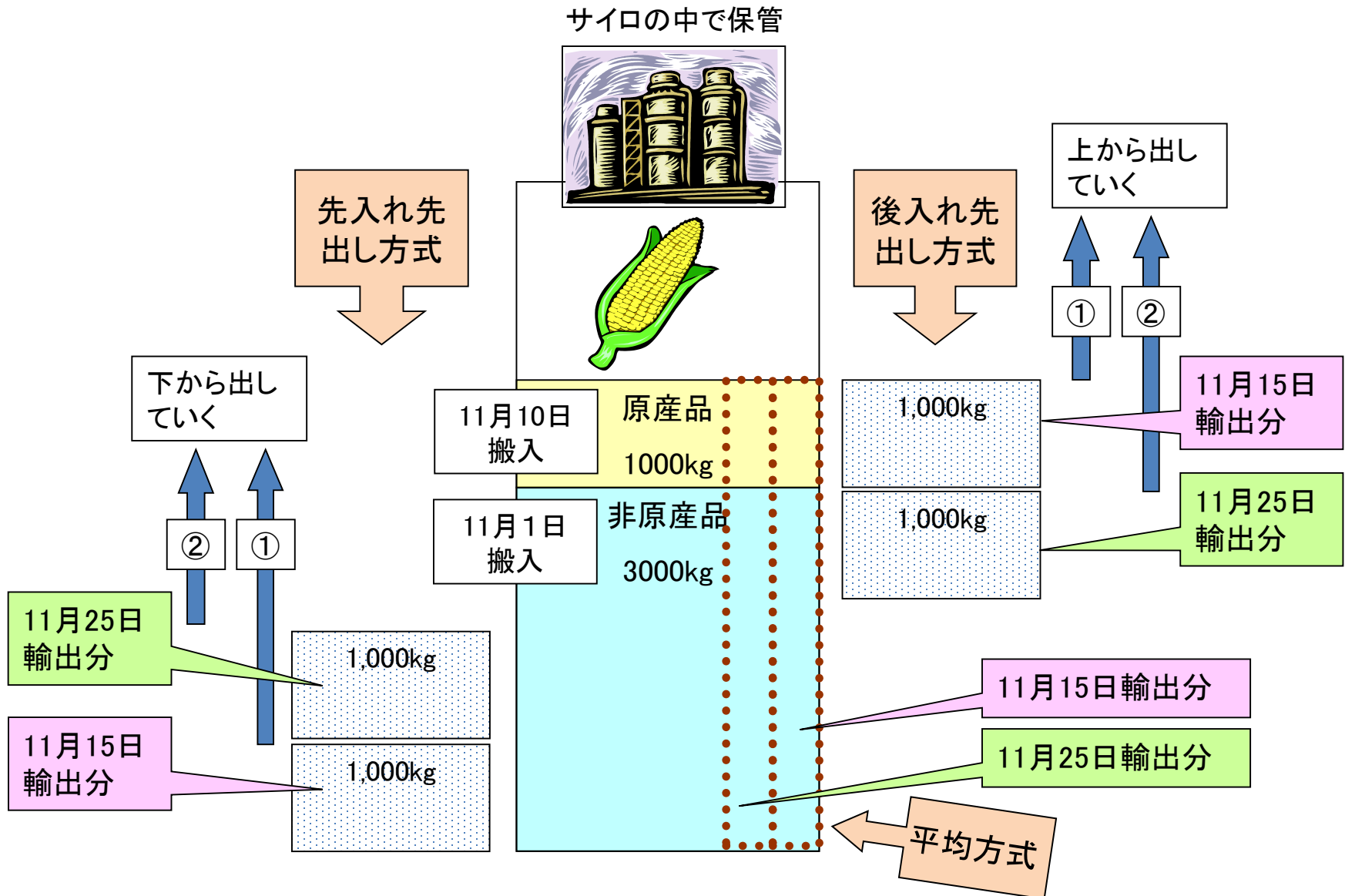
* 各EPA原産地規則で定義されており、日タイEPA原産地規則では「商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう」とされている。

◆前頁の例

	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式	
輸出① 11月15日 1,000kg	非原産品	原産品	250kg 750kg	原産品 非原産品
輸出② 11月25日 1,000kg	非原産品	非原産品	250kg 750kg	原産品 非原産品

- 物理的に分離している採用した在庫管理方式は、同一の会計年度(又は会計期間)の間は変更することができない。
- 日本では「後入れ先出し方式」は使用していない。

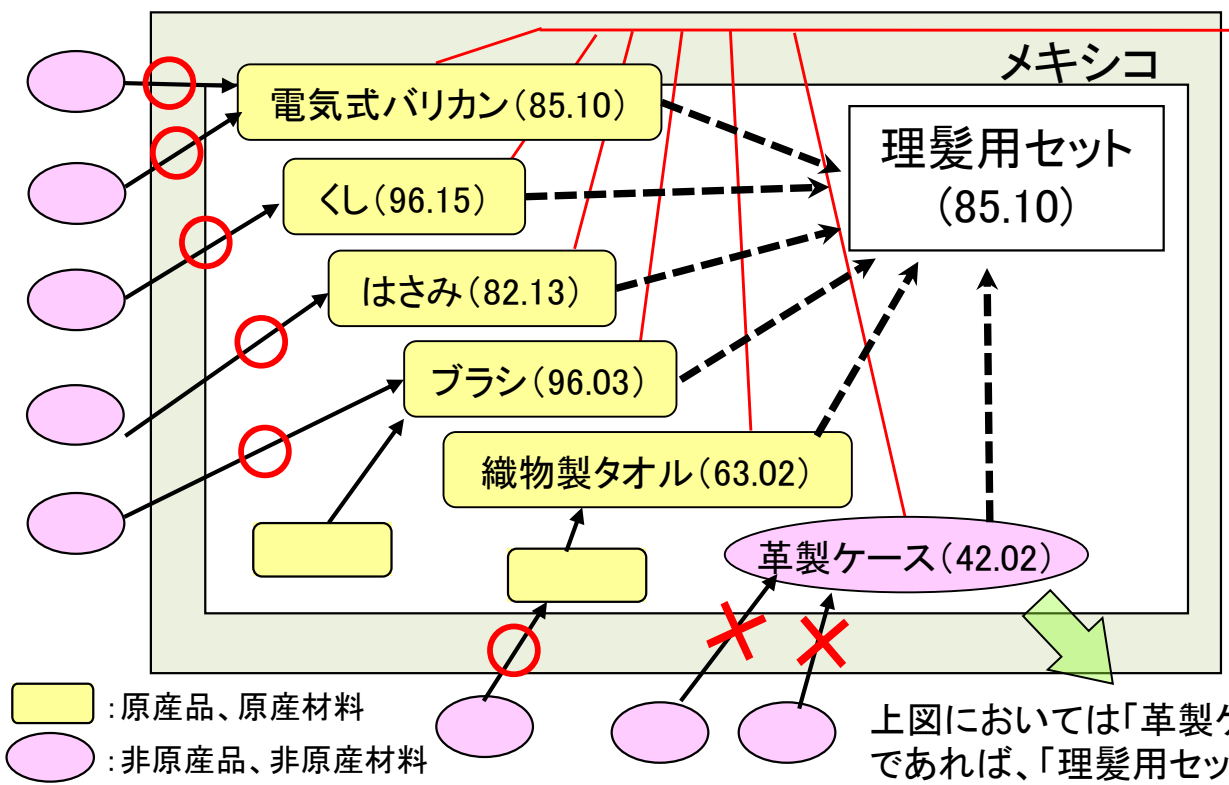
○「先入れ先出し方式」「後入れ先出し方式」「平均方式」のイメージ



◎「セット、キット又は複合的な産品」(HS通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット)

- ① 構成要素すべてが原産品でなければ、セットを原産品と認めないケース
 - ◆セットを構成する個々の要素を取り揃えただけでは原産品と認めず、セットを構成する産品すべてが原産地基準を満たす場合にのみ、原産品と認める。
 - ◆メキシコ、チリ、ペルー、EU及び英国各EPAが採用。また、CPTPPについては通則3(c)のセットと繊維又は繊維製品のセットに採用。(通則3(b)のセットについては次頁参照)

日メキシコEPA 第29条 セット、キット又は複合的な産品
 1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品及び統一システムの品目表にセット、キット又は複合的な産品として明示的に記述される産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、原産品とする。



個々の産品すべてが各産品の品目別原産地規則等を満たした原産品でなければ、「理髪用セット」は原産品と認められない。

ただし、一部協定を除き、セットに含まれる非原産品の価額が、セットの価額と比較して規定の値(*)以下である場合には、セットを原産品と認めることが可能。
 * 日メキシコ、日ペルーEPA及びCPTPP = 10%以下
 日EU及び日英EPA = 15%以下
 日チリEPAには規定の値なし。

上図においては「革製ケース」の価額がセットの価額の10%以下であれば、「理髪用セット」は原産品と認められる。

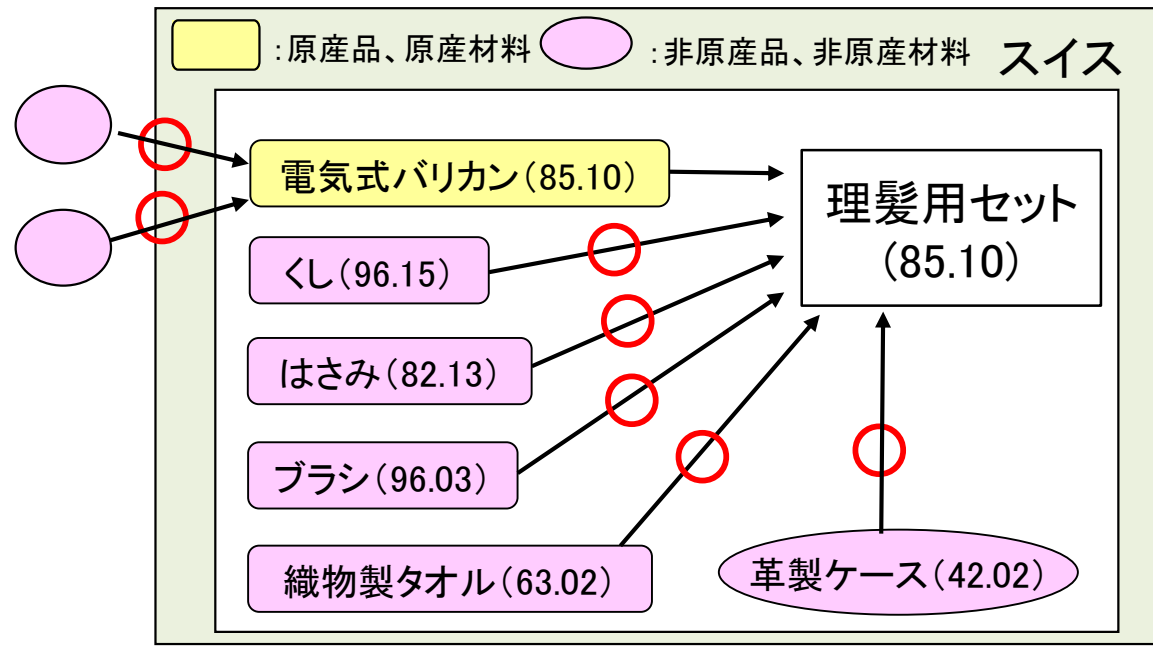
第2章第3節 その他の特別な規定 3. セット、キット又は複合的な産品

②「セット」に適用される品目別規則を満たせば、原産品と認めるケース

- ◆セット全体で原産品としての資格を判断する。
- ◆日スイスEPA及びCPTPP協定(通則3(b)のセット)が明示的に規定。

日スイスEPA 附属書2 第8条 原産品としての資格の単位
 1 この附属書の規定の適用上、原産品としての資格の単位については、統一システムに基づく分類を決定する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。したがって、当該単位は、次のとおりとなる。
 (a) 物品の集合又は組立てから成る産品が一の関税品目に分類される場合には、当該産品の全体が、当該単位となる。

セットに含まれる個々の産品が、セットの品目別規則を満たしていれば、セットは原産品と認められる(個々の産品の品目別規則を満たす必要はない)。



日スイスEPA: 第85.10項の品目別規則は「他の項の材料からの変更又は付加価値40%以上」(一般ルール)。

今回は、セットの価額が不明なため、関税分類変更基準を適用すると仮定。

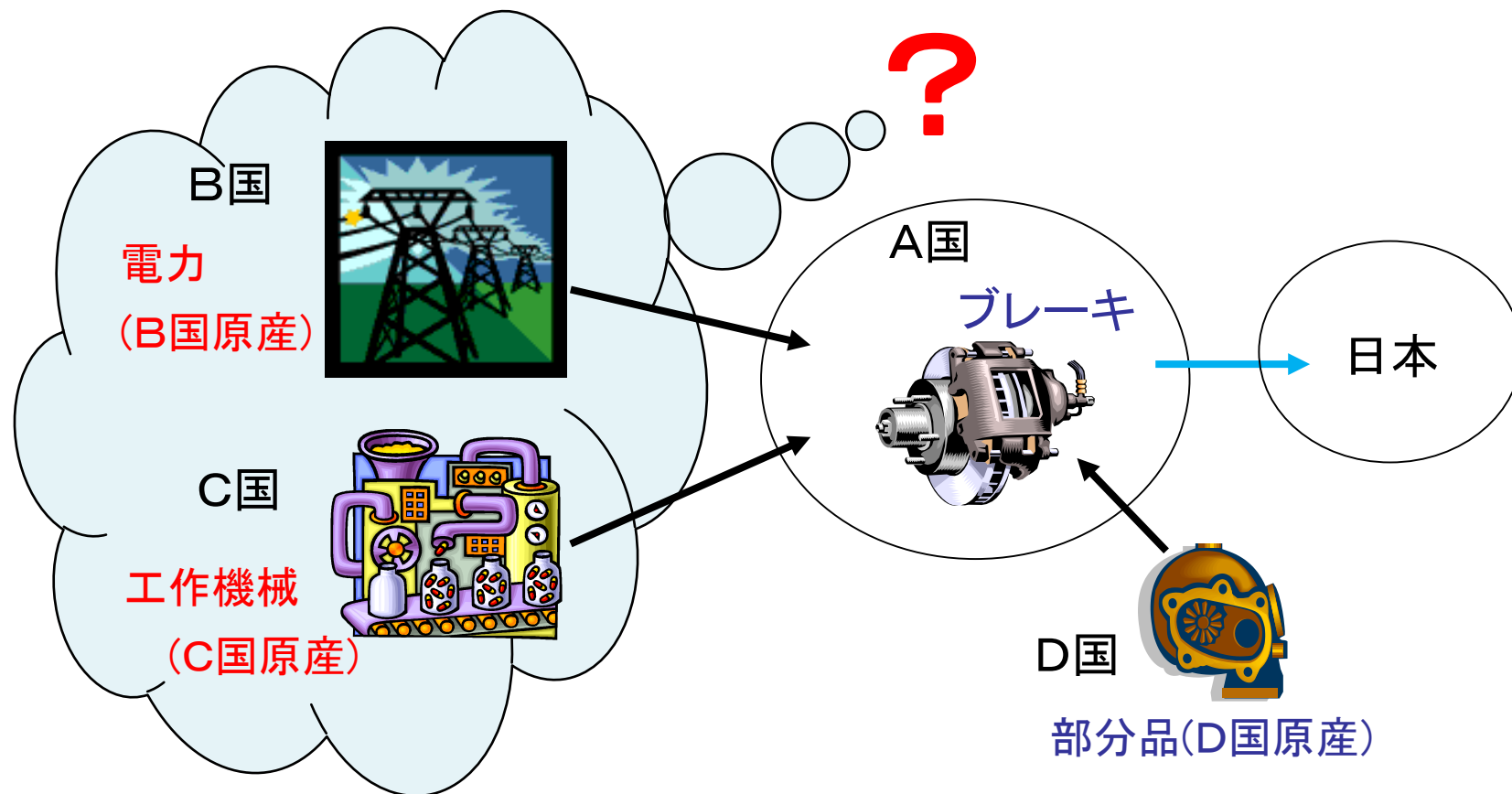
左図において、セットに含まれる個々の産品が第85.10項と異なる項に属する産品であれば、「理髪用セット」は原産品と認められる。ただし、セットが分類される税番である第85.10項の産品については、項変更が生じないことから、必ず原産品でなければならない。

前頁①に比べて原産資格を得やすい規定

【参考】CPTPPに係るセット規定の考え方(CPTPP 第3・17条)
 産品に適用される通則又は産品の品目により、セットに適用する品目別規則の考え方が異なる。
 ・通則3(b)のセット: 当該セットが分類される関税分類番号にかかる品目別原産地規則に従って、セットの原産性を判断 (本頁参照)
 ・通則3(c)のセット及び繊維又は繊維製品のセット: 当該セットを構成する各産品が分類される関税分類番号にかかる品目別原産地規則に従って、各産品すべてが原産品であるか否かで、セットの原産性を判断(前頁参照)

◎間接材料について

「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品のことをいう(13頁参照)。ブレーキの生産に使用された「電力」や「工作機械」は、「他の製品の生産に使用される製品」であることから「材料」といえるが、ブレーキの原産地を決定する際に、これらの「材料」も品目別規則等を満たす必要があるか？



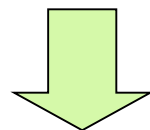
○間接材料の定義

◆日タイEPA 第27条(h)

「間接材料」とは、製品の生産、試験若しくは検査に使用される物又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物をいい、次のものを含む。



- (i) 燃料、エネルギー等
- (ii) 工具、ダイス、鋳型
- (iii) 設備、建物の維持のために使用される予備部品等
- (iv) 生産の過程や設備等の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材等
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備等
- (vi) 製品の試験、検査に使用されるもの
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) その他の物で、当該製品の使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

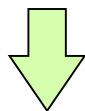


製品の原産地の決定に当たっての、これらの取扱いは？

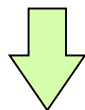
○間接材料は原産材料とみなされる。

◆日タイEPA 第35条

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず産品が生産される締約国の原産材料とみなす。



- 品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合には、間接材料は品目別規則を満たしているかいないかを考慮する必要はない。
- 品目別規則が付加価値基準に基づいている場合には、間接材料の価額を付加価値の計算式中の「非原産材料価額」に算入する必要はない。



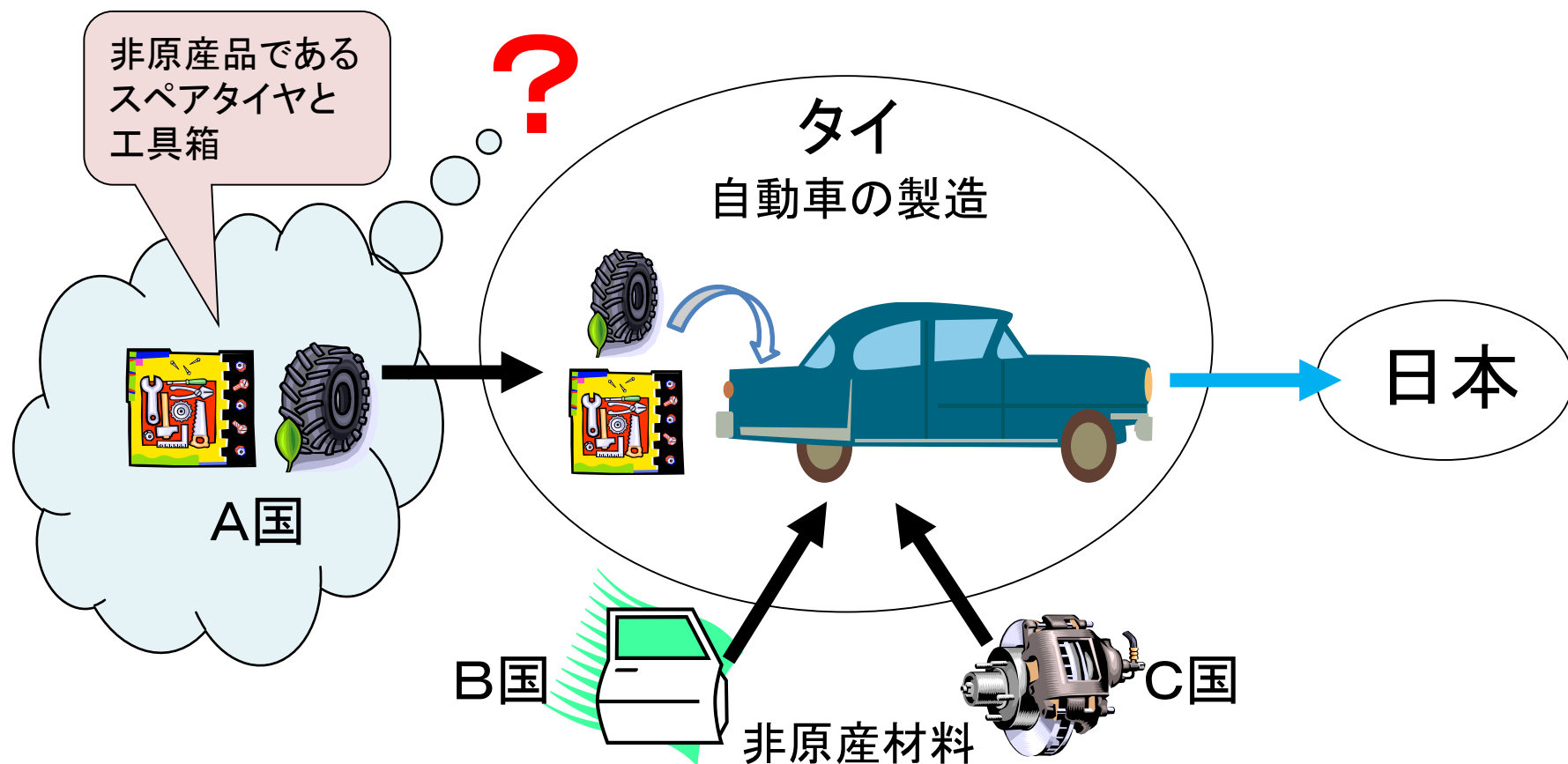
原産資格を得やすくなるという効果がある。

日本が締結しているEPAのうち、日シンガポールEPAを除くすべてのEPAで、当該取扱について明示的に規定されている。

※日スイス、日EU及び日英EPA原産地規則では、「間接材料」ではなく「中立的な要素」と定義している。

◎附属品、予備部品及び工具について

自動車の原産地の決定をする際、通常トランクに備え付けられるスペアタイヤや工具箱は、品目別規則を満たす必要があるか？



○「附属品、予備部品及び工具」の取扱い

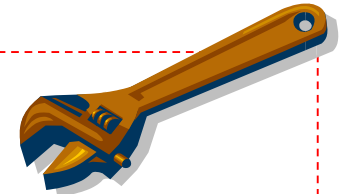
各EPA原産地規則（シンガポールEPAを除く(*)）において、以下のよう
に規定されている。 * 日シンガポールEPA原産地規則には明示的な規定はない。

◆関税分類変更基準と加工工程基準(**)の場合

以下の要件を満たす場合においては、「附属品、予備部品及び工具」を考慮
しない。 ** 日メキシコEPA及び日米貿易協定には加工工程基準の規定なし
⇒「附属品、予備部品及び工具」が基準を満たさなくても、商品は原産品
と認められる。

【要件】

- (a) インボイスが別立てにされないこと
- (b) 数量及び価額が当該商品について慣習的であること。



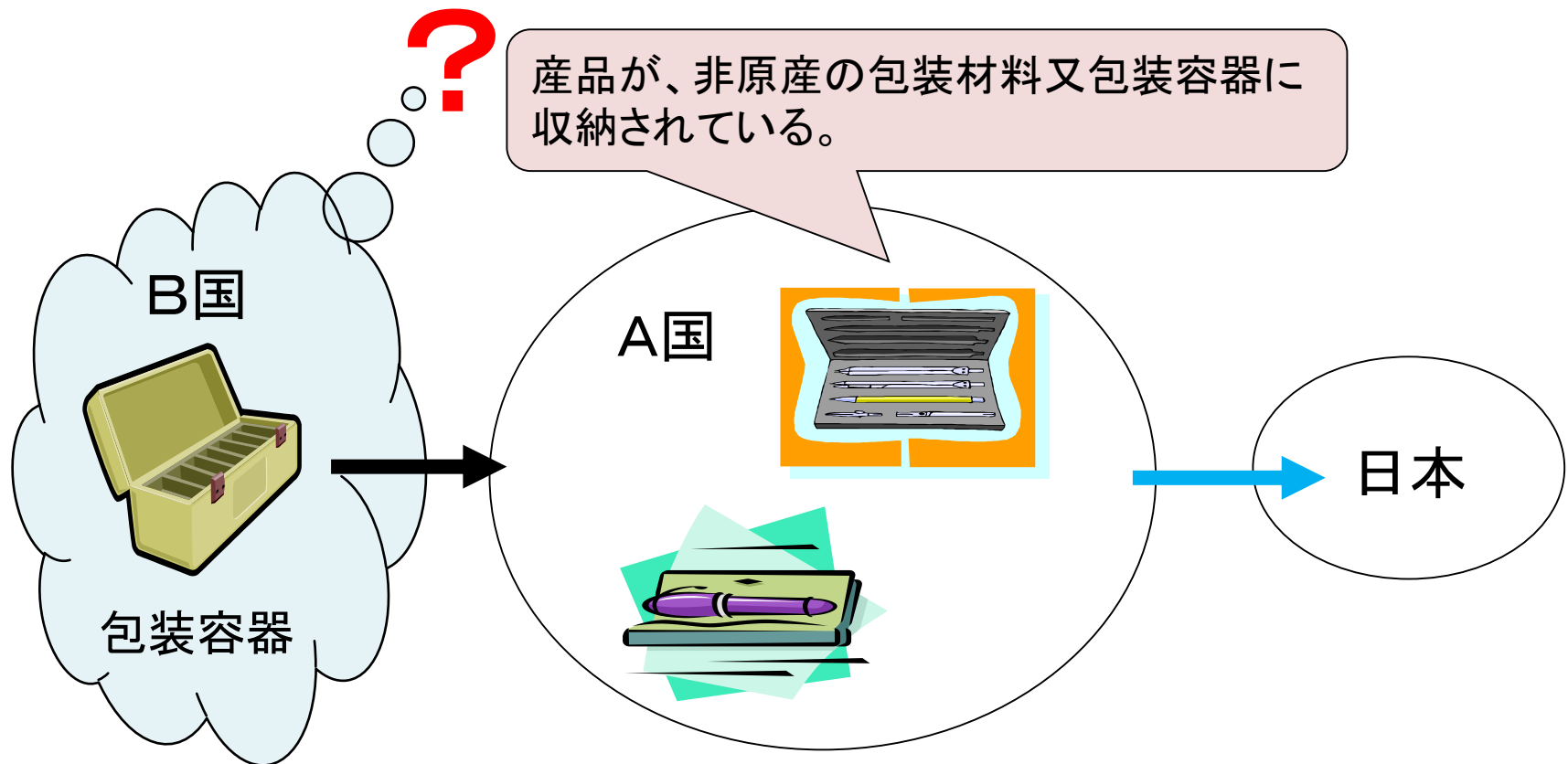
◆付加価値基準の場合

- 原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。
(日チリ以外の各EPA原産地規則)
- 原産材料又は非原産材料の価額として考慮しない。
(日チリEPA原産地規則)

◎小売用の包装材料及び包装容器について

原産地の決定をする際、製品の包装材料又は包装容器(*)は、品目別規則を満たす必要があるか？

* HS通則5により、产品本体と同じHS番号に分類されるもの。



○「小売用の包装材料及び包装容器」の取扱い

各EPA原産地規則(シンガポールEPAを除く(*))において、以下のように規定されている。 * 日シンガポールEPA原産地規則には明示的な規定はない。

◆関税分類変更基準と加工工程基準(**)の場合

** 日メキシコ、日アセアン、日ベトナム、日オーストラリアの各EPA原産地規則では、加工工程基準については規定されていない。

以下の要件を満たす場合においては、「小売用の包装材料及び包装容器」を考慮しない。

【要件】

包装材料等が、当該産品に含まれるものとして産品本体と同一のHS番号に分類されること(HS通則5)。

⇒「小売用の包装材料及び包装容器」が基準を満たさなくても、産品は原産品と認められる。

◆付加価値基準の場合

- 原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。
(日チリ、日米貿易協定以外の各EPA原産地規則)
- 原産材料又は非原産材料の価額として考慮しない。
(日チリEPA原産地規則、日米貿易協定)

(参考)「小売用の包装材料及び包装容器」の定義:HS通則5

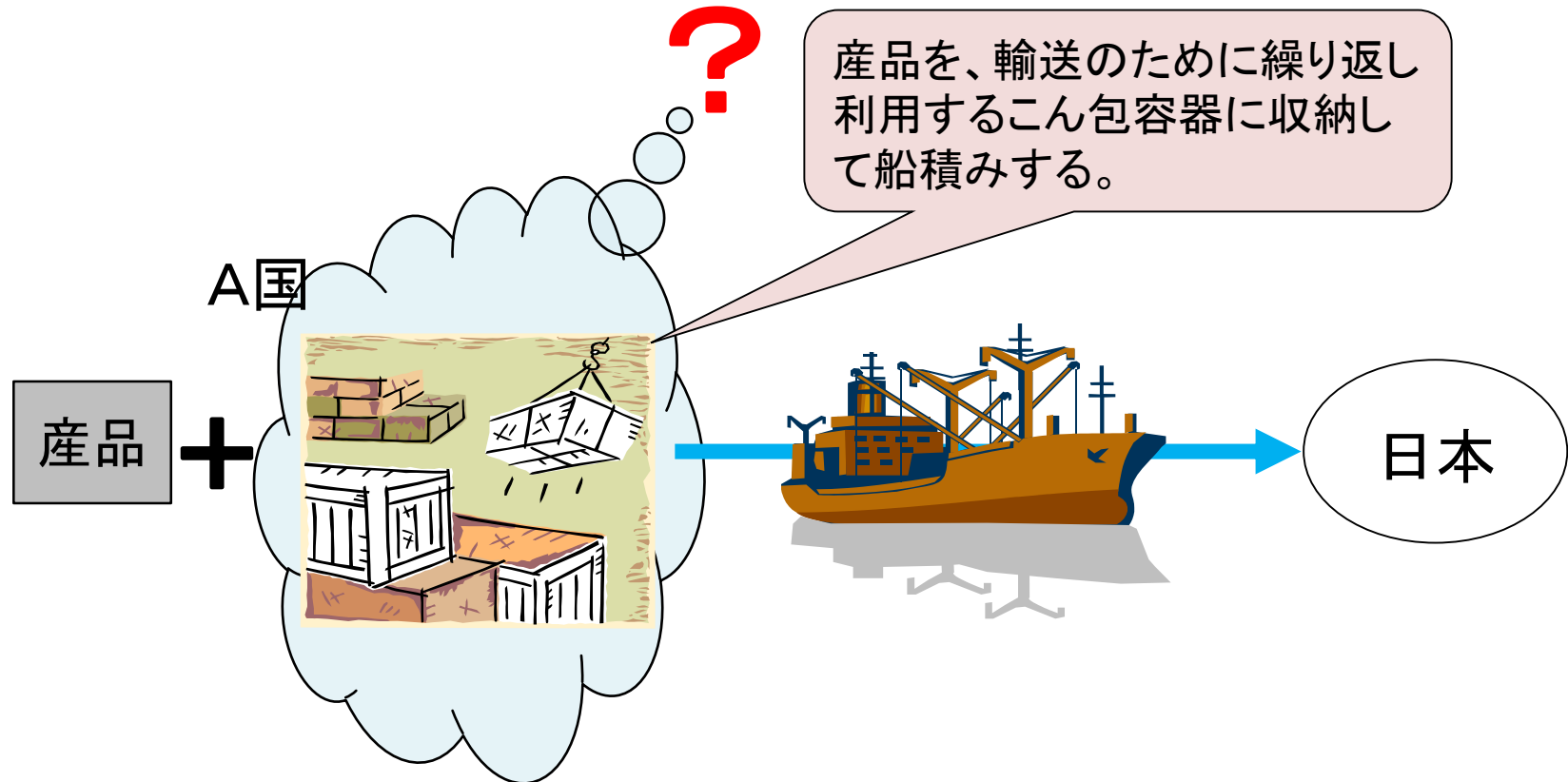
○関税率表の解釈に関する通則(HS通則)

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合されたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

◎船積み用のこん包材料及びこん包容器について

原産地の決定をする際、輸送に使われる製品のこん包材料又はこん包容器は、品目別規則を満たす必要があるか？



「船積み用のこん包材料及びこん包容器」の定義（各EPA特惠原産地規則で規定されている。）
産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、産品本体と同じHS番号に分類される「小売用の包装材料及び包装容器」以外のものをいう。

○「船積み用のこん包材料及びこん包容器」の取扱い

*シンガポールEPA特惠原産地規則には明示的な規定はない。

◆タイプ1

日タイEPA 第38条

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

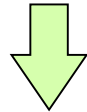
- (a) 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書2に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。
- (b) 製品の原産資格割合を算定するに当たって考慮しない。

□ 関税分類変更基準と加工工程基準の場合

「船積み用のこん包材料及びこん包容器」が基準を満たしているかを考慮する必要はない。

□ 付加価値基準の場合

原産資格割合を計算する際に、「船積み用のこん包材料及びこん包容器」の価額を加算することも控除することもしない。



製品の原産品としての資格を決定する際に、考慮する必要はない。

メキシコ、チリ、タイ、ブルネイ、アセアン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、CPTPP、EU、日米貿易協定、英国、RCEPの各EPA原産地規則が採用している。

○「船積み用のこん包材料及びこん包容器」の取扱い

◆タイプ2

日マレーシアEPA 第38条

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書2に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。
- (b) 製品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかなを問わず、当該製品が生産される締約国の原産材料とみなす。

□ 関税分類変更基準と加工工程基準の場合

「船積み用のこん包材料及びこん包容器」が基準を満たしているかを考慮する必要はない。

□ 付加価値基準の場合

原産資格割合を計算する際に、「船積み用のこん包材料及びこん包容器」を原産材料とみなし、控除方式における「製品の価額」から控除せず、「非原産材料の価額」に参入しない。

※ 控除方式の計算式

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

マレーシア、インドネシア、フィリピンの各EPA原産地規則が採用している。

◎品目別規則の読み方

(1) 複数の項又は号のルールを1本にまとめた規則

◆日マレーシアEPA 品目別規則

3916. 10－ 3926. 90	第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること(第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
-----------------------	--

第3925.10号の産品に当てはめると、

関税分類変更基準

第3925.10号の産品への第39.25項以外の項の材料からの変更
又は、原産資格割合が40%以上であること(第3925.10号の産品
への関税分類の変更を必要としない。)

付加価値基準

この2つの基準の間に優先関係はなく、どちらか片方を満たしていればよいというものであり、**両者は全く同格**である。

(2) 複数の細分のルールを1本にまとめた規則

◆日マレーシアEPA 品目別規則 第46.01項

46.01	第46.01項の いぐさ製品 への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)又は、 第46.01項の 産品(いぐさ製品を除く。) への他の類の材料からの変更若しくは、 原産資格割合が40%以上であること(第46.01項の産品(いぐさ製品を除く。)への関税分類の変更を必要としない。)。
-------	--

細分に分割すると下記のとおり

46.01	
(1) いぐさ製品	本品への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)
(2) その他のもの	本品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること

図にしてみると・・・

第2章第4節 品目別規則 1. 品目別規則の読み方

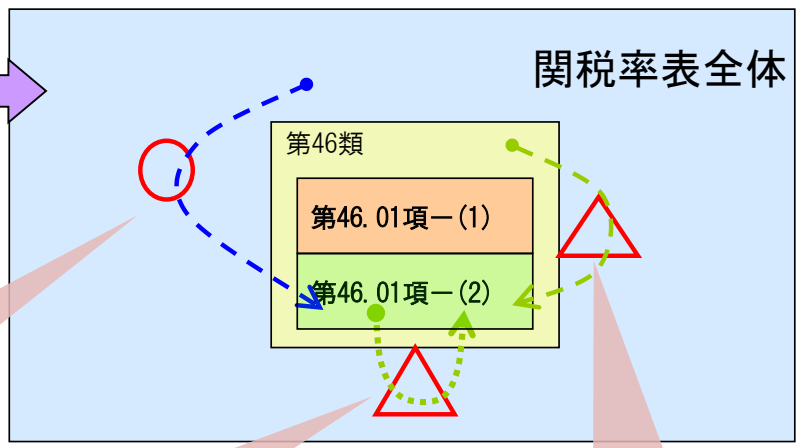
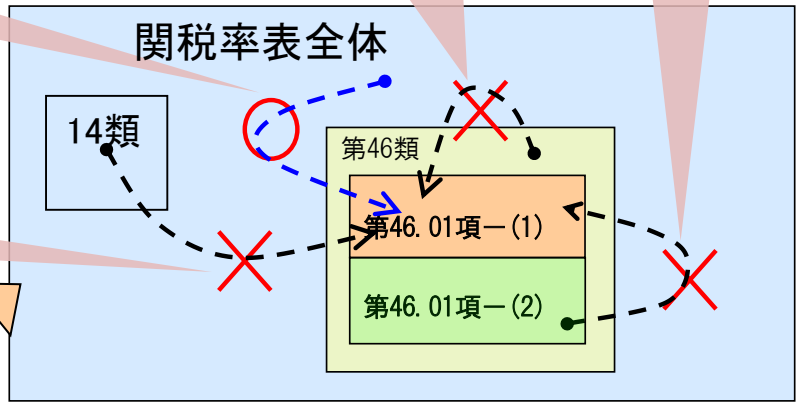
◆日マレーシアEPA 原産地規則第46.01項のイメージ図

第14類又は第46類以外の類の材料からの変更であれば、原産品としての資格が得られる。

第14類の材料からの変更では、原産品としての資格は得られない。

第46類の材料からの変更では、原産品としての資格は得られない。

46.01	
(1) いぐさ製品	本品への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)
(2) その他のもの	本品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること



この部分が右図内の△の変更を表している。

他の類の材料からの変更であれば、原産品としての資格が得られる。

原産資格割合が40%以上であれば、他の類の材料からの変更が生じていなくても原産品としての資格が得られる

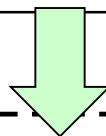
◎繊維製品における品目別規則の注釈

①関税分類を決定する構成部分

品目別規則の繊維製品第61類-第63類の注釈に、「**関税分類を決定する構成部分**」について規定されていることがある。

◆日タイEPA 品目別規則 第61類 注釈1

この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件(※)を満たさなければならない。



非原産材料を使用しているも、
当該材料が、**関税分類を決定する構成部分に該当しなければ、**
当該材料については**品目別規則を考慮する必要はない。**

スイス、インド、オーストラリア、モンゴル、EU、日米貿易協定、RCEP以外の各EPA原産地規則に同様の規定がある。

- ◆「原産地規則解釈例規」において、衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について説明している。

□ 原産地規則解釈例規（平成26年6月13日 財関第598号）

61類～63類 **衣類**における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**製品の表側の生地**（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、**製品が属する号（HS6桁）に規定する材料**から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

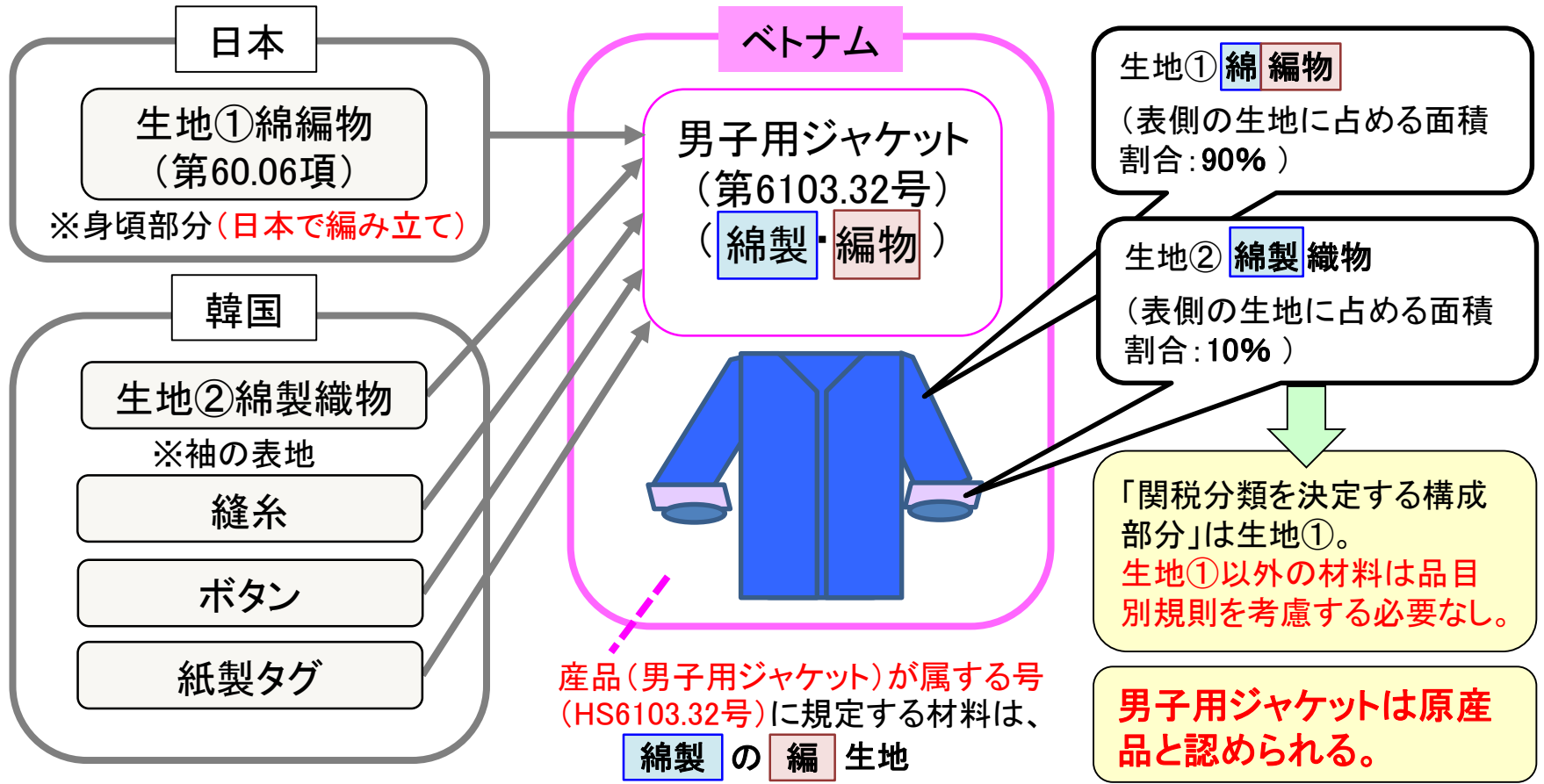
【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、CPTPP協定、英国協定

◆「関税分類を決定する構成部分」の解釈

□ 日ベトナムEPA 品目別規則 第6103.32号

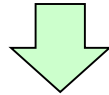
CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。**)



② 「関税分類を決定する構成部分」の規定がない協定の注釈

◆ 日スイスEPA 附属書2 付録1 注釈1(b)

第61類から第63類までの各類に分類される製品の原産地を決定するに当たり、製品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。



【具体例】

羊毛製のオーバーコート(第6101.90号)

第61類の品目別規則

CC(類の変更)(第60類からの変更を除く。)

ただし、製品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。

このオーバーコートに非原産材料のジッパー(第96.07項)を使っていた場合、ジッパーの一部(2次材料)に第60類の編物が使用されていたとしても、ジッパー自体が第50類から第63類までのいずれにも分類されないので、オーバーコートの原産地を決定するに当たってはジッパーを考慮する必要はない。

オーストラリア、モンゴル、EU(*)の各EPA原産地規則にも同様の規定がある。

- ・ 日EU・EPA原産地規則においては、品目別規則が付加価値基準である場合の非原産材料の価額の算出に当たっては第50類から第63類までに分類されない非原産材料の価額を考慮する。

③浸染し、又はなせんする工程

◆日マレーシアEPA 品目別規則

第11部 紡織用繊維及びその繊維(第50類から第63類まで)

注釈1

第50類から第55類までの各類及び第60類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については以下の2以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工

(2) 防融加工

(3) 防蚊加工

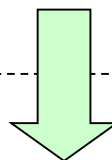
⋮

(中略)

⋮

(47)防風加工

(48)針布起毛



各品目別規則において「浸染し、又はなせんする工程」が要件として定められている場合には、当該「浸染し、又はなせんする工程」に加えて上記の注釈に掲げた(1)から(48)の作業のうち、2以上の作業が併せて行われなければならないとするもの。

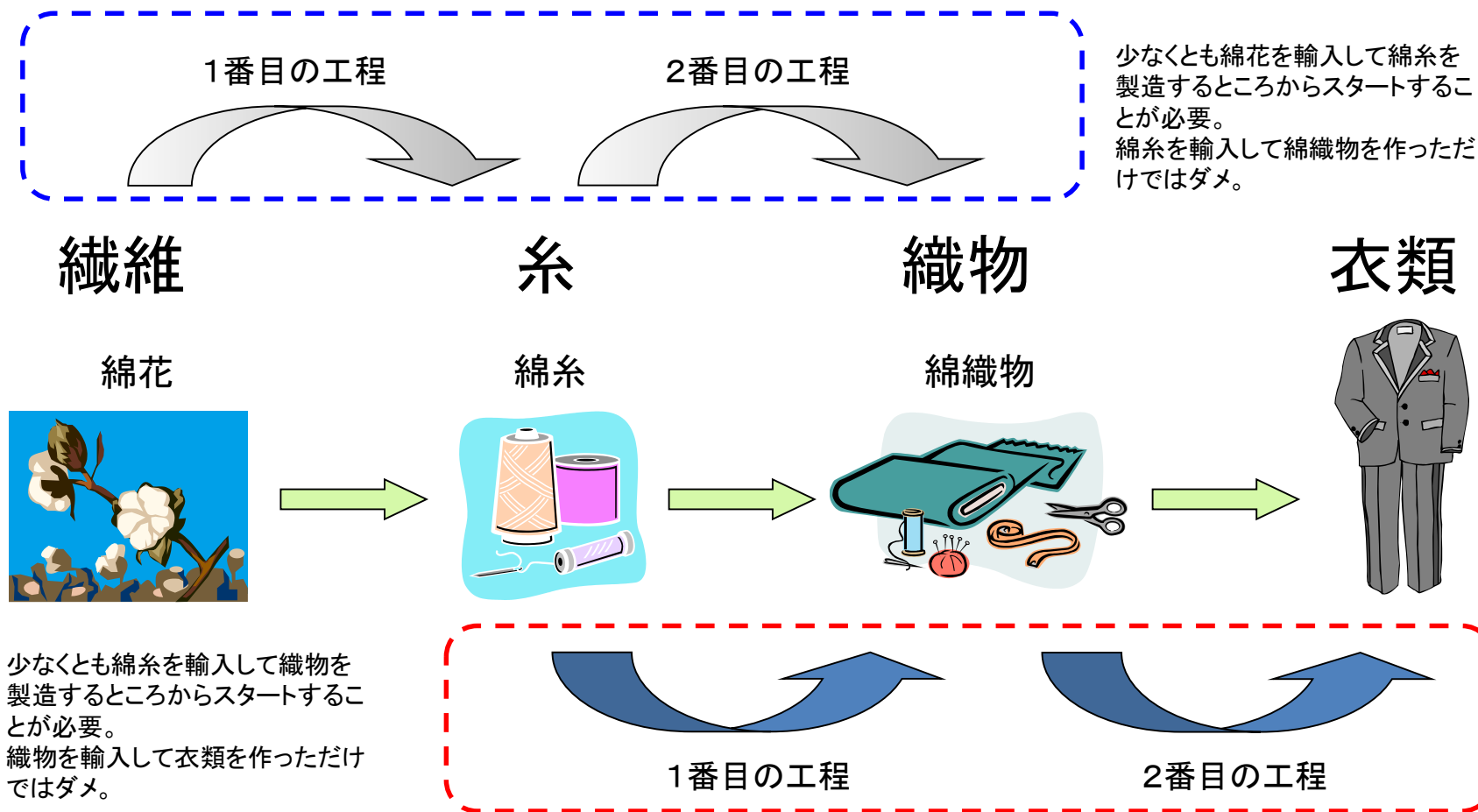
シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、ベトナム、インド及びモンゴルの各EPA原産地規則に同様の規定がある。

※日EU・EPA及び日英EPAのなせんに関する規定については、112頁参照

◎繊維製品の「2工程ルール」


繊維製品の製造工程のうち、2つの工程が1の国で行われることを要件とする規則のこと。
日本が締結しているEPAのうち、CPTPP、日米貿易協定※以外で基本として採用されている。

(※日米貿易協定では繊維製品は日本国の表に規定なし)



繊維・繊維製品の品目別規則の比較表

	(参考)一般特惠(GSP)	日アセアンEPAの例
織物 (HS第50類 ～第55類)	繊維(fibers)からの製造 繊維→糸→織物 (2工程ルール)	HS4桁番号の変更+紡糸+製織 繊維→糸→織物 (2工程ルール)
衣類 (編物: HS第61類)	編物(fabrics)からの製造 編物→衣類 (*1工程ルール)	HS2桁番号の変更+編上げ+切断・縫製 糸→編物→衣類 (2工程ルール)
衣類 (織物: HS第62類)	織物(fabrics)からの製造 織物→衣類 (1工程ルール)	HS2桁番号の変更+製織+切断・縫製 糸→織物→衣類 (2工程ルール)
繊維製品 (HS第63類)	繊維(fibers)からの製造 繊維→糸→編物→繊維製品 (3工程ルール)	HS2桁番号の変更+編上げ/製織+組立て 糸→編物/織物→繊維製品 (2工程ルール)

 :より厳格なルール 大まかな傾向を示したもので、品目によっては、異なるルールも存在する。

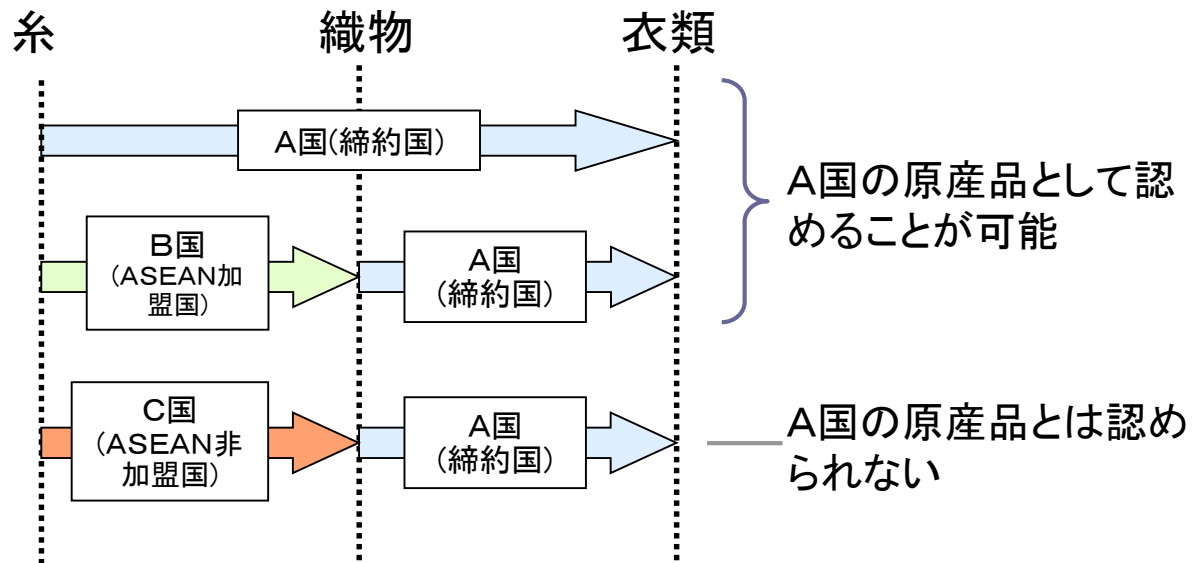
* 平成27年度関税改正において1工程に改正

○二国間EPAの「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」における「2工程ルール」の要件の一部緩和

◆日タイEPA 品目別規則 第62.01項—第62.11項

CC(類の変更) (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。)

2工程のうち1の工程がアセアン加盟国で行われることを許容しているもの

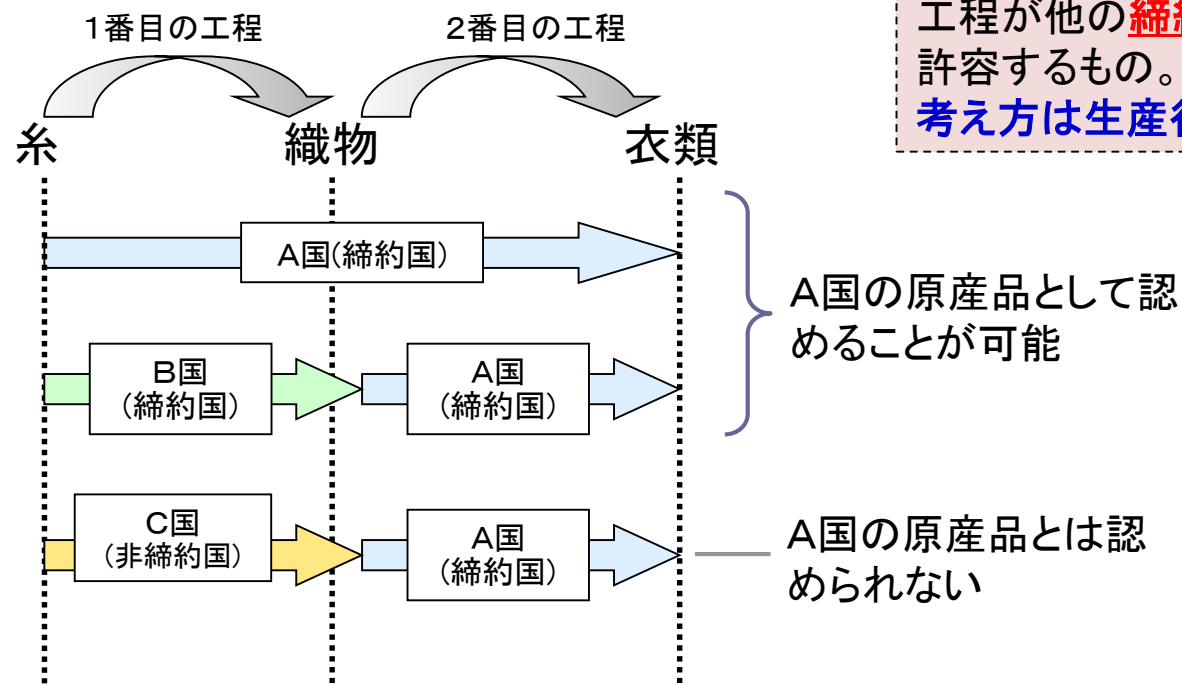


○日アセアンEPAにおける「2工程ルール」の要件の一部緩和

◆日アセアンEPA 品目別規則 第62.04項

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の締約国で行われることを許容するもの。
考え方は生産行為の累積と同様。



◎CPTPP協定における繊維及び繊維製品の品目別規則

- ◆ CPTPP協定では、繊維及び繊維製品(*)の原産地規則が、他の原産地規則と別章で定められている。

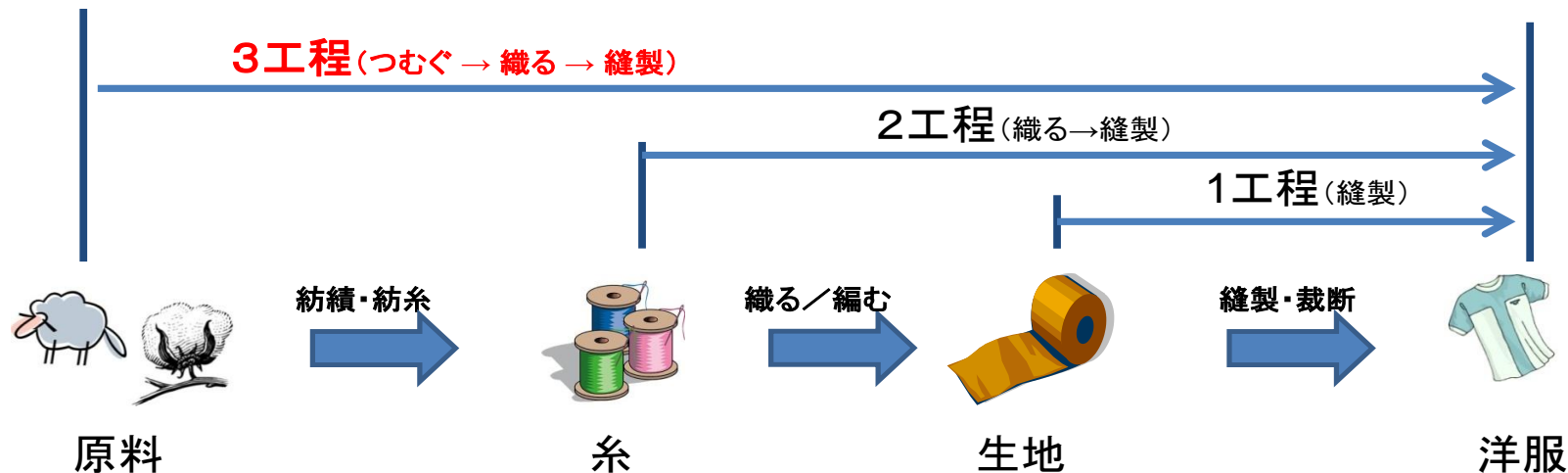
* 第4202.12号、第4202.22号、第4202.32号、第4202.92号及び第50類～第63類、第66.01項、第70.19項、第9404.90号、第96.19項のうち繊維製のものが対象。

□ 第3章 原産地規則及び原産地手続

□ 第4章 繊維及び繊維製品

第4・2条(原産地規則及び関連事項)において、第4章で別に規定する場合を除き、第3章の規定を繊維及び繊維製品にも適用する旨を規定している。

- ◆ CPTPP協定における繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3工程を原則CPTPP締約国内において行われなければならない「ヤーン・フォワード・ルール」を基本とする。



◆ 供給不足の物品の一覧表に掲げる材料の取扱い（第4・2条7）

繊維又は繊維製品が原産品であるかを決定するにあたり、附属書4-A付録1の「供給不足の物品の一覧表」=ショートサプライ・リスト(SSL)に掲げられた材料(繊維・糸・生地)については、CPTPP域外から調達されたものであっても原産材料とする。
なお、材料によっては、ショートサプライ・リストの中で最終用途が限定されている場合がある。

→ この取扱いにより、ヤーンフォワードルール(3工程)が緩和される。

◆ 第61類～第63類の繊維製品に関する規定

□ 関税分類を決定する構成部分（品目別規則第61類～第63類 類注1）

第61類～第63類の産品が原産品であるか否かは、産品の「関税分類を決定する構成部分」が品目別規則に定める関税分類変更基準を満たすか否かをもって、決定する。

□ 僅少の非原産材料（第4・2条3、4）

第61類～第63類の産品で、「関税分類を決定する構成部分」に品目別規則に定める関税分類変更基準を満たさない非原産材料が含まれるものは、当該非原産材料の総重量が「関税分類を決定する構成部分」の総重量の10%以下であるときは、原産品とみなす。

ただし、「関税分類を決定する構成部分」に弾性糸を含む場合は、当該弾性糸はCPTPP域内産に限る。

第2章第4節 品目別規則 2. 個別の留意事項

□ 縫糸に関するルール (品目別規則第61類及び第62類 類注3、第63類 類注2)

第61類～第63類の産品に縫糸(*)が使用されている場合は、当該縫糸がCPTPP域内産である場合に限り、産品を原産品と認める。

* 縫糸とは、第52.04項、第54.01項及び第55.08項の縫糸並びに縫糸として使用される第54.02項の糸をいう。

縫糸は「関税分類を決定する構成部分」には通常含まれないため品目別規則の対象とならないが、このルールにより非原産の糸の使用が排除される。

□ 弾性生地に関するルール (品目別規則第61類、第62類 類注2)

第61類及び第62類(第6212.10号を除く)の繊維製品に第5806.20号又は第60.02項の生地(弾性生地)が含まれている場合は、当該生地がCPTPP域内産の糸から作られかつCPTPP域内で仕上げられたものである場合に限り、産品を原産品と認める。

□ 着物・帯に関するルール (品目別規則第62類 類注4)

絹織物はショートサプライ・リストで域外調達が認められている(1工程)が、日本の伝統的な衣類である絹100%の着物及びその付属品である絹製の帯に使用される織物は、CPTPP域内で製織する必要がある(2工程)。

◆ 第61類～第63類以外の繊維又は繊維製品の規定

□ 僅少の非原産材料 (第4・2条2、4)

第61類～第63類までに分類されない繊維又は繊維製品について、品目別規則に定める関税分類変更基準を満たさない非原産材料がある場合、その総重量が産品の総重量の10%以下の場合は当該産品を原産品とみなす。

ただし、弾性糸を含む場合は、当該弾性糸はCPTPP域内産に限る。

◎日EU・EPAにおける繊維及び繊維製品(*)の品目別規則

* 附属書3—B第11部

- ◆ 品目別規則に規定する「紡績」は、「紡糸」も含む。(原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)第2章3.)
- ◆ 品目別規則が「製織」を要求している場合、「織る」ことができない非原産材料(編み生地、縫糸等)は当該品目別規則を考慮しなくてよい。同様に、品目別規則が「メリヤス編み又はクロセ編み」を要求している場合、「編む」ことができない非原産材料(織り生地、縫糸等)は当該品目別規則を考慮しなくてよい。(日EU・EPA附属書3—A注釈3、原産地規則解釈例規第3章2.)

第61.09項品目別規則：メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ



Tシャツ本体の生地は「編生地」。
品目別規則に定める要件である「締約国で生地を編み、裁断し、縫製してTシャツを製造する」必要がある。

ポケットの生地は「織生地」。
織生地は「編む」ことができないので、品目別規則を考慮しなくてよい。

- ◆ 品目別規則の中に規定されている「なせん(独立の作業)」については、附属書3—A注釈6(d)において列記されている技術に該当し、かつ生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件としている。この非原産材料の価額の計算については、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額についても考慮する。(日EU・EPA附属書3—A注釈6(d)、原産地規則解釈例規第2章6.) ※日英EPAにも同様の規定あり。

◆ 許容限度(僅少の非原産材料)の規定 1/2

二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品【附属書3A 注釈7】

「基本的な紡織用繊維」(抜粋)

(a)絹、(b)羊毛、(c)粗獣毛、…(f)綿、…(m)人造繊維の長繊維(合成繊維のものに限る。)、(n)人造繊維の長繊維(再生繊維又は半合成繊維のものに限る。)、…(p)ポリプロピレンの人造繊維の短繊維(合成繊維のものに限る。) ……

※「二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品」とは、産品全体で2種類以上の紡織用繊維を含む産品のことであり、複数の生地を使用している産品について、生地毎に2種類以上の紡織用繊維を含んでいる必要はない。

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)第2章4.(4)

原則

非原産の基本的な紡織用繊維の重量の合計 $\leq 10\%$ であれば

基本的な紡織用繊維の総重量

品目別規則を満たしているか考慮しなくてよい。

例外

- 「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸(ジンプヤーンであるかないかを問わない)」を含む産品の許容限度は20%以内(そのうち、その他の非原産材料は10%が上限。)
- 「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの中に挟まれたもの」を含む産品の許容限度は30%以内(そのうち、その他の非原産材料は10%が上限。)
- 第51.06項から第51.10項(毛糸)、第52.04項から第52.07項(綿糸)の産品については、産品の総重量の40%まで非原産の人造繊維を紡績の工程で使用することができる。
- 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない産品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。

◆ 許容限度(僅少の非原産材料)の規定 2/2

特定の紡織用繊維を用いた産品【附属書3A 注釈8】

対象となる品目は、第61類、第62類及び第63類第1節(第63.01項から第63.06項)のみ。

※注釈8-1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、品目別規則上「製品にすること(“making-up”)」が要件とされている第61類、第62類及び第63類第1節(第63.01項から第63.06項)である。
原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)第2章4.(2)

原則

非原産材料(※)の価額

産品のEXW又はFOB価額

≦8%であれば

品目別規則を満たしているか考慮しなくてよい。

※非原産材料は産品と同じ項に属していないことを条件とする。

例外

- 注釈8-1に規定する許容限度を適用する場合、裏地及び芯地は原産材料でなければならない。
- 産品に2種類以上の基本的な紡織用繊維を使用していれば、注釈7の適用も可能(注釈7又は8のどちらかを選択。)
- 第61類から第63類までの産品の生産に使用される第50類から第63類までに分類されない非原産材料(例: ボタン・ファスナー)については、紡織用繊維を含むか否かに関わらず、制限を受けることなく使用することができる(103頁参照)。ただし、品目別規則が付加価値基準である場合、非原産材料の価額の算出に当たっては、第50類から第63類までに分類されない非原産材料の価額を考慮する。

◎日英EPAにおける繊維及び繊維製品(*)の品目別規則

* 附属書3-B第11部

繊維及び繊維製品の許容限度

注釈7-2	2以上の基本的な紡織用繊維(注釈7-1で定義)を含む製品について、非原産である基本的な紡織用繊維を、製品全体の基本的な紡織用繊維の重量10%まで使用可 ※日EU・EPAと同じ(計算方法も同じ)
注釈8-1	非原産である紡織用繊維(製品が該当する項以外の項に分類されるもの。裏地及び芯地を除く)を、製品全体の価額8%まで使用可 ※日EU・EPAと同じ(計算方法も同じ)

関税分類を決定する構成部分

日EU・EPAより緩和

注釈8-2 第61類から第63類までの製品は、「**関税分類を決定する構成部分**」のみが**関税分類変更基準**又は**加工工程基準**を満たせばよい

→第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料(金属ボタン等)のみならず、関税分類を決定する構成部分に当たらなければ、当該非原産材料は品目別原産地規則を満たすか否か考慮しなくて構わない。

※ 注釈7-2から注釈7-4及び注釈8-1に規定する許容限度を適用する場合、注釈8-2の規定にかかわらず(「関税分類を決定する構成部分」のみならず)、製品全体を考慮する。

※ 注釈8-2に関し、品目別原産地規則のうち付加価値基準については製品全体を考慮する。(注釈8-3)

◎アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

アセアン(東南アジア諸国連合)に加盟する国との二国間EPAの品目別規則では、アセアン加盟国である第三国(以下、「アセアン第三国」)で生産された材料を使用する場合に関する特別なルールが定められている。

◆日タイEPA 品目別規則

第2001.10号

CC(類の変更)(第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

第20類の注釈

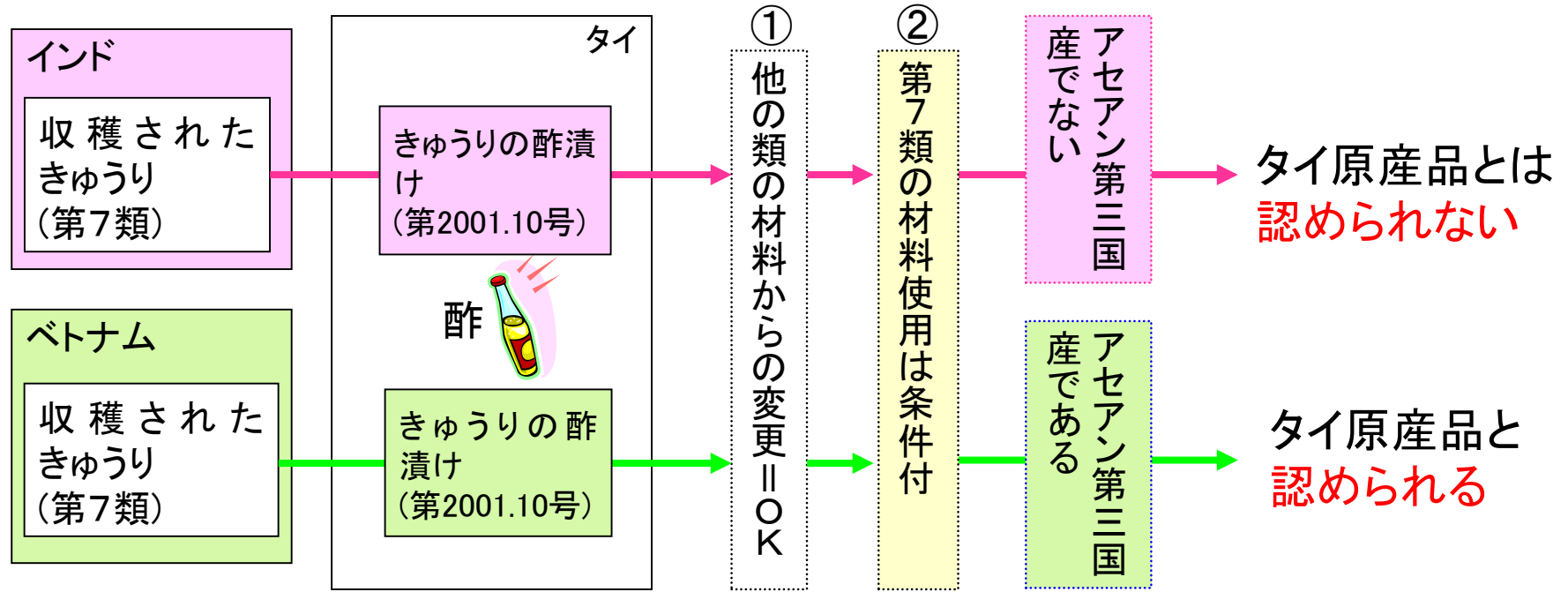
第2001.10号から第2005.60号までの各号、(中略)及び第2009.89号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
- (i) 当該第三国からの直接輸送
 - (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
- (b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産され、製品の生産に使用される非原産材料は、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア及びベトナムの各EPA原産地規則に同様の規定がある。

◆日タイEPA 品目別規則 第2001.10号

- ① CC(類の変更)
- ② (第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

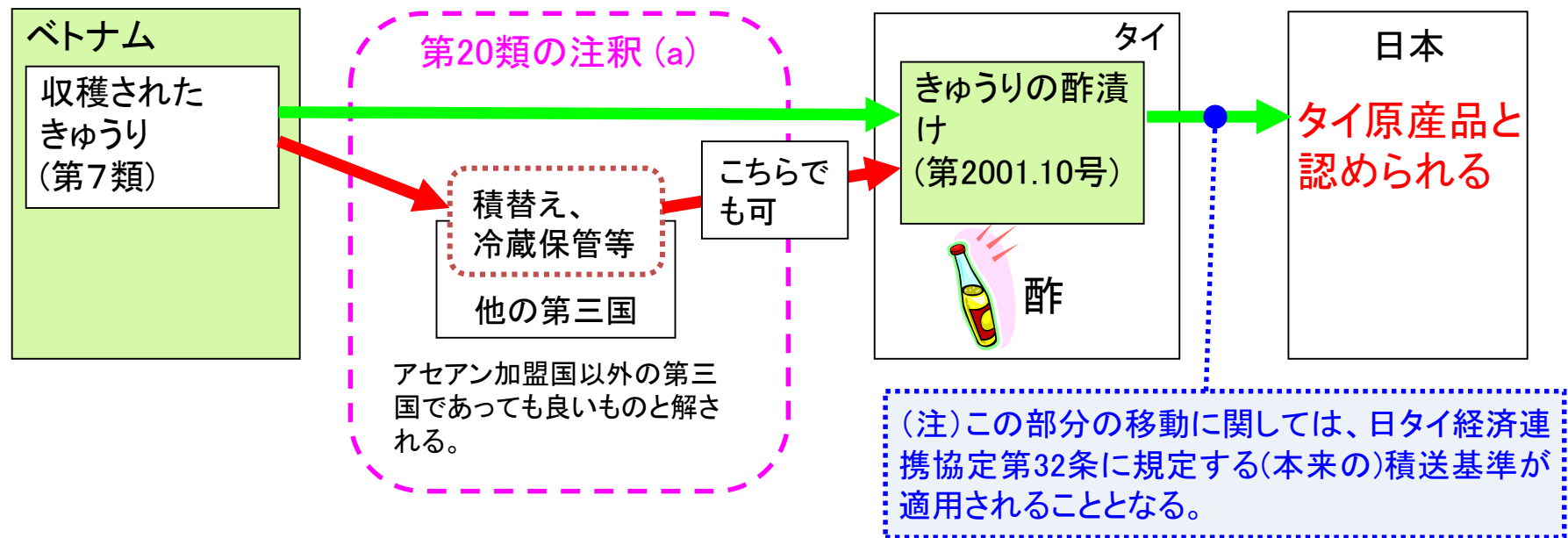


アセアン加盟国である第三国の「ベトナム」で収穫した第7類のきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産品と認めることが可能であるが、アセアン非加盟国である第三国である「インド」で収穫した第7類のきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産品と認めることはできない。

この規定は「累積」ではないことに留意(累積は**締約相手国の原産品**を自国の原産品と認めるルール)。

◆日タイ経済連携協定 品目別規則 第20類注釈

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
 - (i) 当該第三国からの直接輸送
 - (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。



この規定は「積送基準」と類似しているが、品目別規則の中で規定されているものであり、「積送基準」そのものではないことに留意。

◎ IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール



Indian Ocean Tuna Commission(インド洋まぐろ類委員会)

タイ及びフィリピンの各EPA原産地規則で採用。

◆ 日タイEPA 品目別規則

第1604.14号

CC(類の変更)(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

第16類の注釈1

第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「IOTCの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

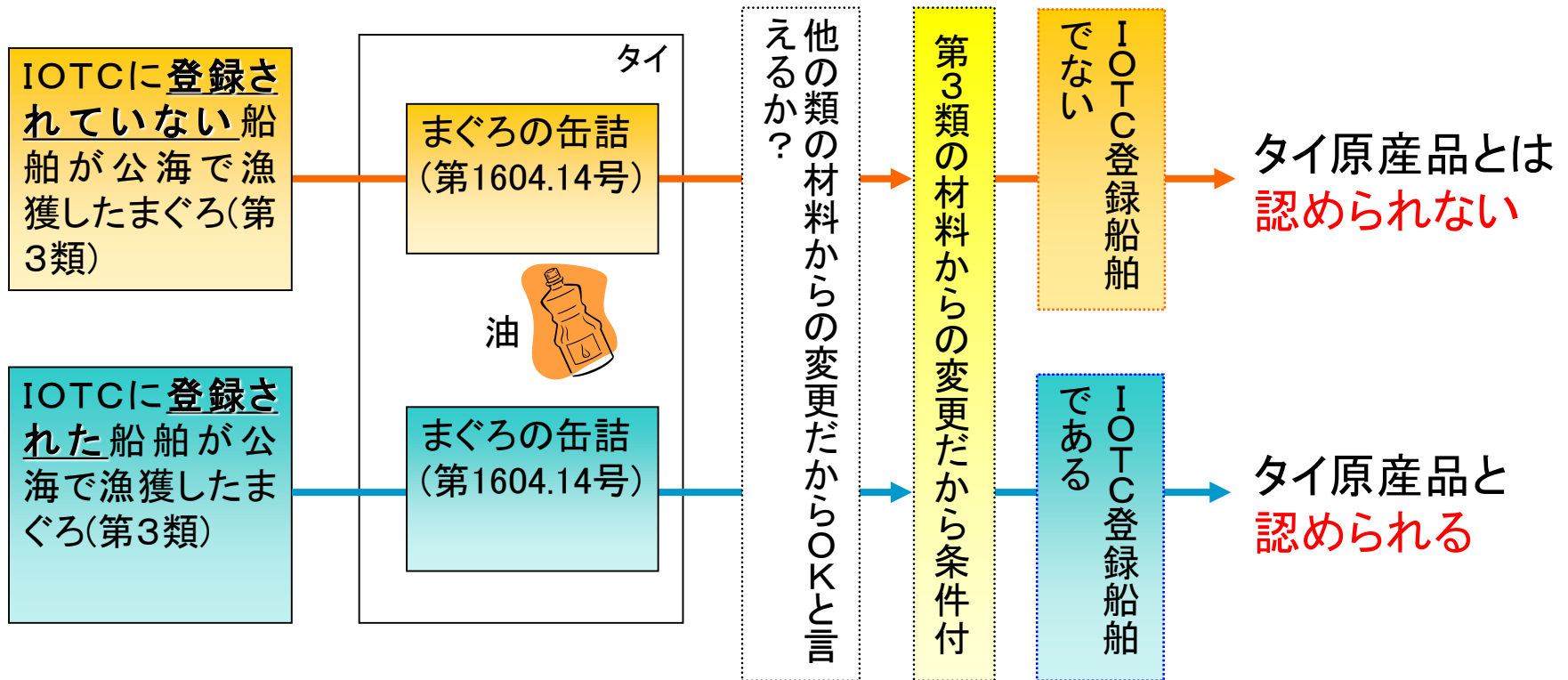
図にすると…

第2章第4節 品目別規則 2. 個別の留意事項

◆日タイEPA 品目別規則 第1604.14号

CC(類の変更)

(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)



すなわち・・・

材料であるまぐろ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲され」なければならない。

(注) 日タイEPA 第28条の規定により完全生産品となる場合、上記品目別規則を満たすことを要しない。

第2章第4節 品目別規則 2. 個別の留意事項

(参考)アセアン第三国産材料及びIOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	ブルネイ	フィリピン	ベトナム
第3類	○	—	○	—	—	—	—
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	○	○	○	—	○	○	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—
第50—60類	○	○	—	○	○	○	○
第61—62類	○	○	○	○	○	○	○
第63類	○	○	—	○	○	○	○
IOTC(第16類)	—	—	○	—	—	○	—

(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

◎自動車関連の品目別規則

CPTPP、日EU・EPA及び日英EPA原産地規則では、自動車及び自動車部品について特別の規定が設けられている。

◆CPTPP特惠原産地規則

自動車(*)及び特定の自動車部品の品目別規則における付加価値基準の計算において、材料の原産地規則を緩和するルールを規定している。

* HS第8701.10号～第8701.30号、第87.02項～第87.05項

□ 自動車

付加価値基準の計算に当たり、特定の自動車部品7品目(注1)については、指定された加工工程(注2)のうちどれか一つでもCPTPP域内で行われていれば、品目別規則を満たしているか否かに関わらず、原産材料と認められる。

□ 自動車部品

特定の自動車部品(注3)の付加価値基準の計算に当たり、当該自動車部品の材料に対して指定された工程(注2)のうちどれか一つでもCPTPP域内で行われていれば、原産材料と認められる。ただし、品目ごとに、5%以下または10%以下という閾値が設けられている。

(注1)強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(貨物車等用のもの)、バンパー、車体用プレス部品及び扉組立、駆動軸及び非駆動軸

(注2)複雑な組み立て、複雑な溶接、ダイカストその他これに類する鋳込み成形、押出成形、鍛造、熱処理(ガラスの強化又は金属の焼戻しを含む)、積層、切削、金属成形、鋳造、スタンピング(プレス成形を含む)

(注3)HS第8407.33号、第8407.34号、第8708.20号、第8706.00号、第8708.10号から第8708.50号まで、第8708.80号、第8708.94号から第8708.99号までの自動車部品が対象。

第2章第4節 品目別規則 2. 個別の留意事項

◆ 日EU・EPA原産地規則

特定の自動車及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、3つの緩和措置(ステージング、柔軟措置(自動車のみ)、拡張累積)を導入している。

□ ステージング：付加価値計算において、閾値の適用に暫定期間を設定

✓ 自動車(HS87.03)

協定発効から3年間	4年目～6年目	7年目以降
付加価値(RVC)50%以上	同55%以上	同60%以上

✓ 自動車部品

(車体、シャシー HS87.06、HS87.07)

協定発効から5年間	6年目以降
付加価値(RVC)50%以上	同60%以上

✓ 自動車部品

(エンジン(HS84.07、HS84.08)及び部分品(HS87.08))

協定発効から3年間	4年目以降
付加価値(RVC)45%以上	同55%以上

□ 柔軟措置

HS8703.21～8703.90の自動車に適用される品目別規則の要件を満たすに当たり、使用される特定の材料(*)について、特定の生産工程(*)が締約国において行われれば、当該材料は締約国の原産材料とみなされる。

* 付録3-B-1の第3節の表に定められている。

(例)第7007.11号の材料に対し、非原産材料の焼戻し(ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。)が締約国において行われれば、当該材料は締約国の原産材料とみなされる。

□ 拡張累積

第三国の原産材料である自動車部品(HS84.07、HS85.44、HS87.08)であって最終製品である乗用車(HS87.03)を生産するために使用されるものについては、以下(a)～(c)の条件が満たされた場合であって、**日EU間で拡張累積の適用開始を別途決定した場合には、原産材料として考慮可能。**

(a) 日EU双方が当該第三国とEPAを締結している国であること

(b) 拡張累積を適用しようとする国(日本)と当該第三国との間で検証依頼への対応等に係る行政上の協力に関する取極が効力を有しており、日本からEUに対し当該取極について通報すること

(c) 日EUの間で他の全ての適用可能な条件に合意すること

第2章第4節 品目別規則 2. 個別の留意事項

◆ 日英EPA原産地規則

特定の自動車及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、2つの緩和措置(ステージング、柔軟措置(自動車のみ))を導入している。

□ ステージング：付加価値計算において、閾値の適用に暫定期間を設定

✓ 自動車(HS87.03)

[※1年目は発効日から2021年1月31日まで](#)

協定発効から2年間	3年目～5年目	6年目以降
付加価値(RVC)50%以上	同55%以上	同60%以上

✓ 自動車部品

(シャシー(HS87.06)、車体(HS87.07))

税番	協定発効から4年間	5年目以降
87.06	付加価値(RVC)50%以上	同55%以上
87.07	付加価値(RVC)50%以上	同60%以上

✓ 自動車部品

(エンジン(HS84.07、HS84.08)及び部分品(87.08))

協定発効から2年間	3年目以降
付加価値(RVC)45%以上	同55%以上

□ 柔軟措置

日EU・EPAと同様の措置。

第3章 EPA積送基準

◎積送基準とは、

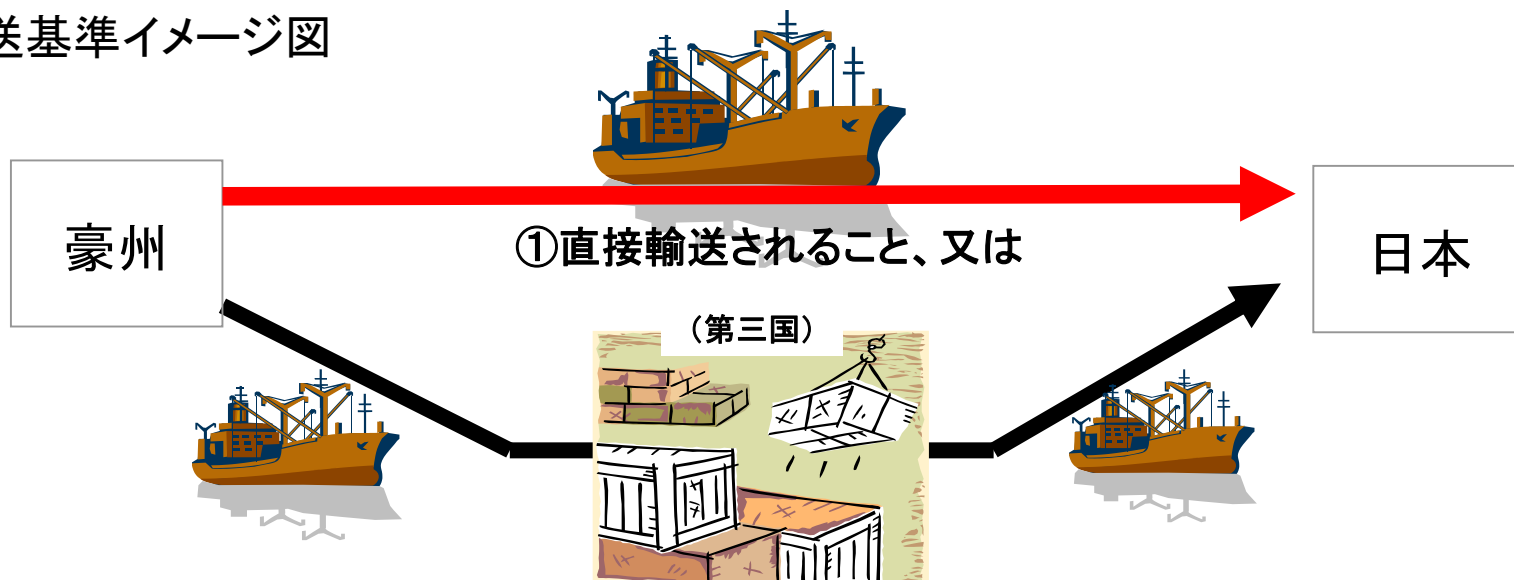
輸出国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことをいう。

◆以下に該当した場合は、原産品とはみなされない。

- 輸出締約国の区域外において、引き続き生産その他の作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われる場合
- 産品が第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理下に置かれていない場合

◆EPA積送基準は、第三国経由の場合について、GSP(一般特惠関税制度)とは異なり、相手国が内陸国である等の「運送上の理由」は要件とされていない。

◆積送基準イメージ図

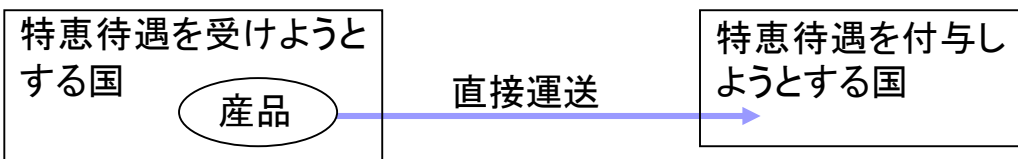


②第三国を経由する場合は、税関の管理下において、積替え、一時蔵置及び産品に実質的な変更を加えない程度の作業のみが許容される。

第3章 EPA積送基準

◆以下のケースA, Bは、積送基準を満たす。ケースCは、積送基準を満たさない。

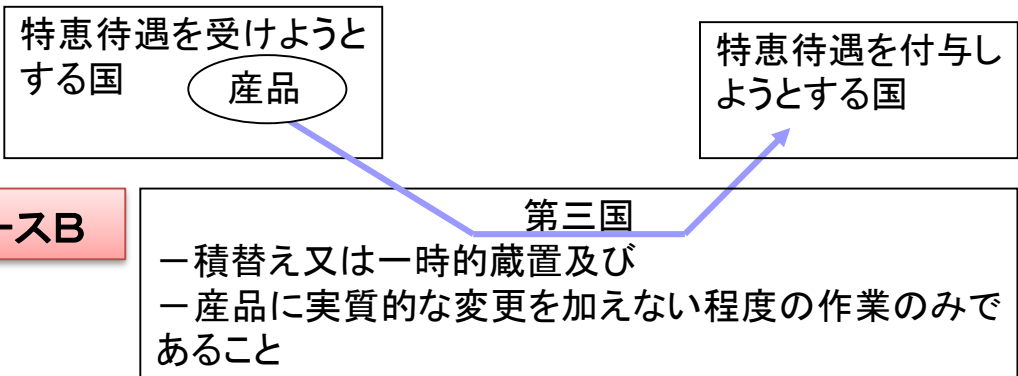
ケースA



原産品
としての
資格を維持

直接運送されていれば、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を維持。

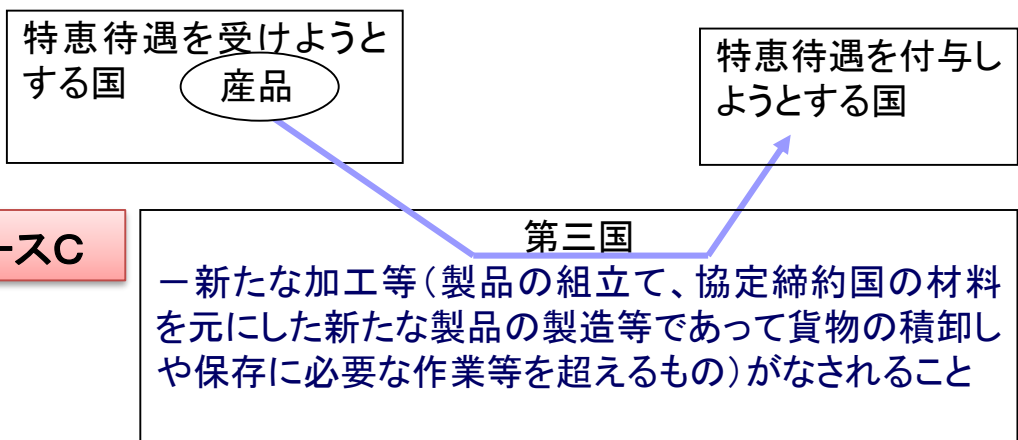
ケースB



原産品
としての
資格を維持

第三国を経由していても、左記の要件を満たしていれば、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を維持。

ケースC



原産品
としての
資格を失う

第三国を経由していても、左記のような場合には、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を失う。

第4章 手續的要件

◎手続的要件に関する規定

◆関税上の特惠待遇の要求

日インドネシアEPA 第40条

1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。 →原産地証明書の提出(原則)

2 1の規定に関わらず、輸入締約国は、その課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。 →原産地証明書の提出(例外)

関税法第68条 輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類

税関長は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

上記の規定を受け、関税法施行令第61条で原産地証明書の提出を規定

関税法施行令第61条において、

EPA特恵税率を適用する場合、原産地基準及び積送基準を満たしていることの確認のために必要な書類を**税関に提出すること**について規定されている。

- (1) 原産地証明書又は原産品申告書の提出 (第1項第2号イ)
- (2) 第三国を経由する場合、積送基準を満たしていることの証明(第1項第2号ロ)
- (3) 証拠書類の提出時期 (第4項、第8項)
- (4) 証拠書類の提出免除 (第1項第2号イ、ロ)

【参照】関税法施行令(e-Govへリンク)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29SE150.html>

(参考)EPA税率適用と関税法施行令61条

関税法施行令第61条

第1項第1号 WTO協定に基づく税率を適用する際の手続き

第1項第2号 EPA税率を適用する際の手続き

イ 原産地証明書 原産品申告書等

ロ 運送要件証明書

第2項 WTO協定に基づく税率を適用する際の手続き

(原産地証明書の発給機関)

第3項 WTO協定に基づく税率を適用する際の手続き

(原産地証明書の有効期間)

第4項 EPA税率を適用する際の手続き

(原産地証明書の提出の時期)

第5項 EPA税率を適用する際の手続き

(原産地証明書の有効期間)

第6項 日シンガポールEPA 原産地証明書の発給の時期

第7項 運送要件証明書の記載事項

第8項 運送要件証明書の提出の時期

※下線部:EPAの関連規定

◎原産地証明手続

原産地証明手続には以下の3種類が存在する。

① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産品申告書等**
・・・輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- **日オーストラリアEPA(②と併用)、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定(②③と併用)**で採用。

② 第三者証明制度

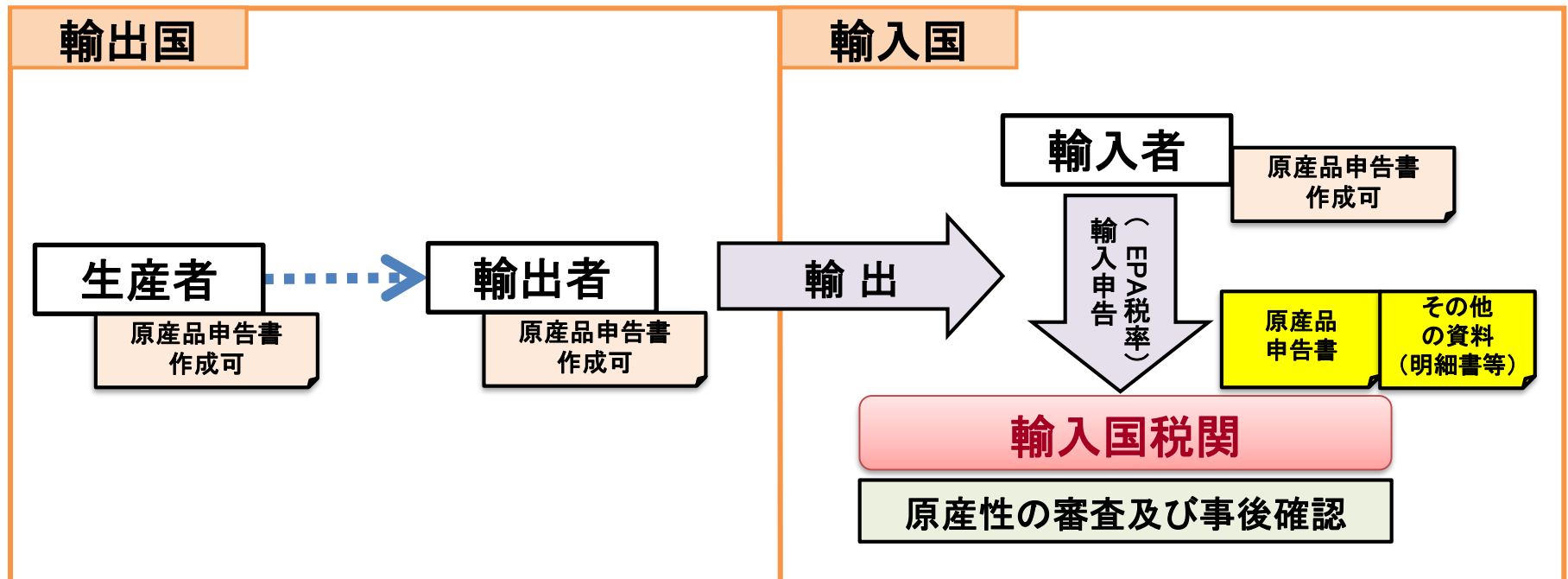
- 原産品であることを証明する書類：**原産地証明書**
・・・輸出国の商工会議所等の機関が発給する原産地証明書
- **CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAを除く、締結済のすべてのEPA**で採用。

③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産地申告**
・・・輸出国政府が認定した者が自ら作成する原産品である旨の証明
- **日メキシコ、日スイス、日ペルーEPA(いずれも②と併用)及びRCEP協定(②③と併用)**で採用。

◎自己申告制度とは、

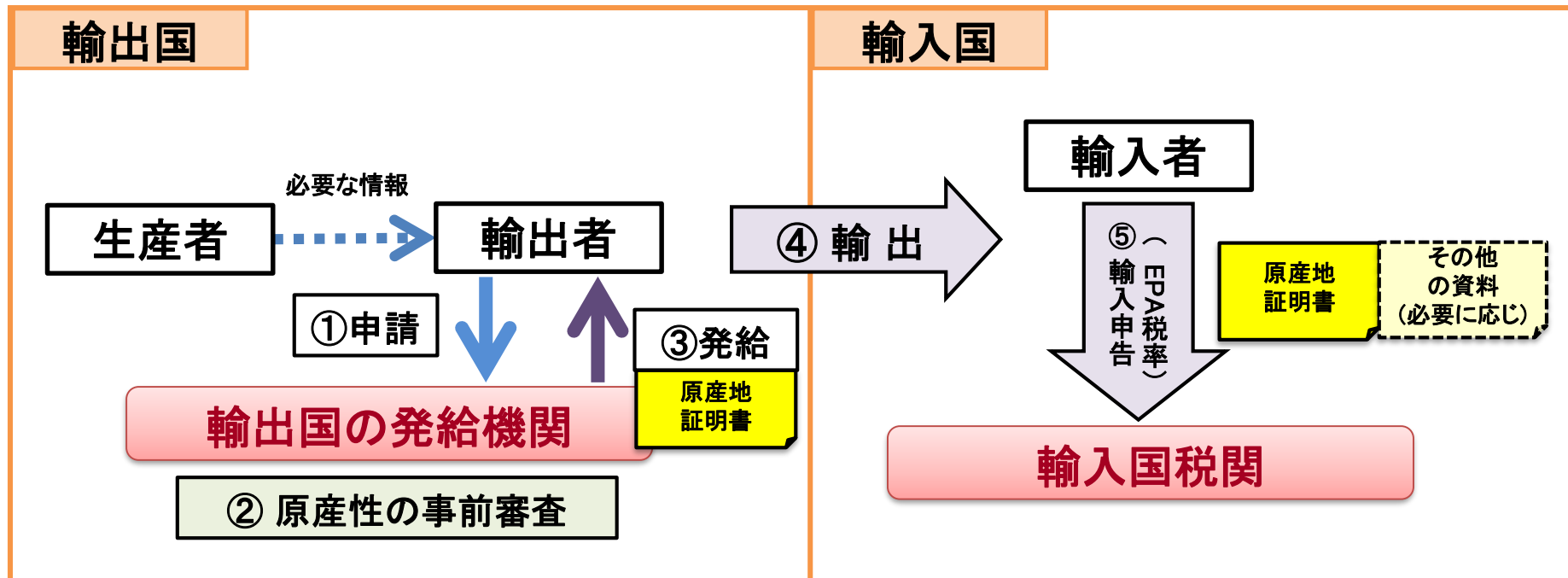
- ◆貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。
- ◆日オーストラリアEPA、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定で採用。
CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAは自己申告制度のみを採用しており、日オーストラリアEPA及びRCEP協定は第三者証明制度との併用である。
- ◆日本での輸入申告時には、原産品申告書のほか原産品申告明細書及び記載内容の確認ができる書類の提出が原則として必要となる(*)。



* 輸入申告時に提出すべき書類については、各締約国が国内法令で定めることとなっている。輸出相手国での輸入手続に必要な書類については当該相手国への確認が必要。日米貿易協定では輸入者のみ原産品申告書作成可。

◎ 第三者証明制度とは、

- ◆ 輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。
- ◆ 輸入者は、EPA特恵税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出する。
- ◆ CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPA以外の、締結済のすべてのEPAで採用されている。
- ◆ 日オーストラリア協定及びRCEP協定では生産者も申請可能。



第4章 手続的要件 2.2. 第三者証明制度

○各EPAにおける原産地証明書発給機関

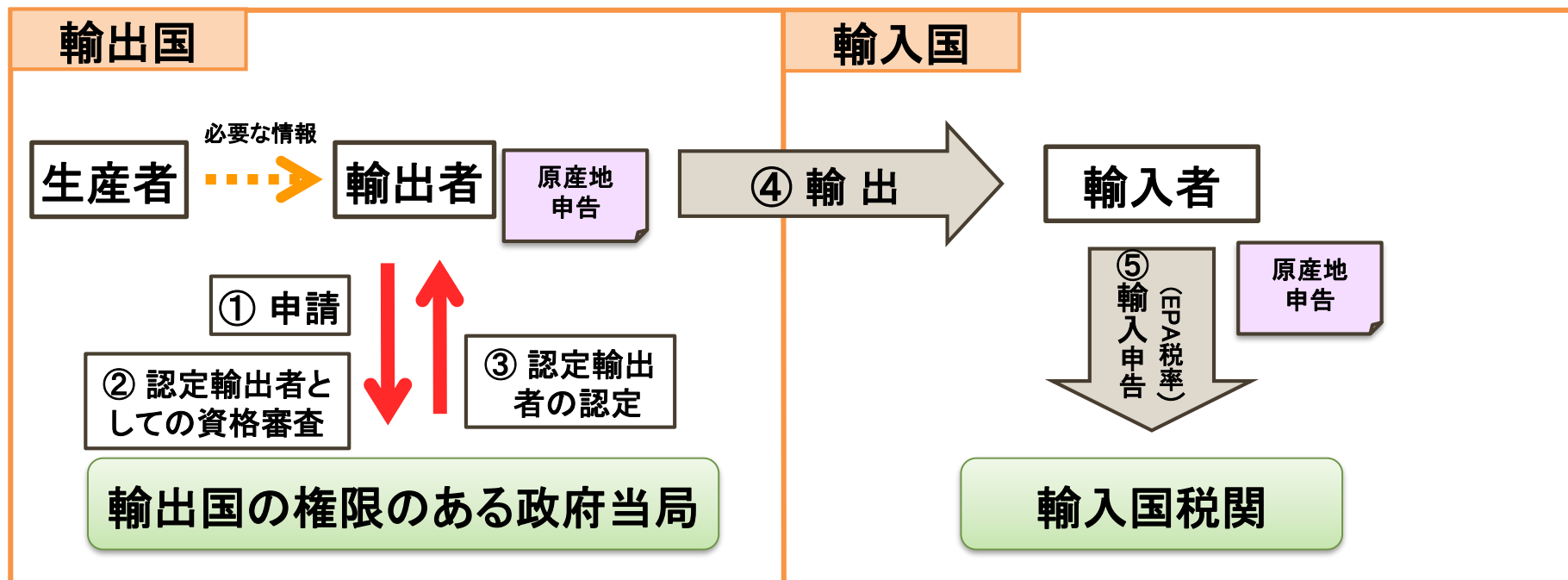
国名	発給機関	国名	発給機関
日本	経済産業省（日本商工会議所）※	フィリピン	フィリピン関税局
シンガポール	シンガポール税関	スイス	スイス連邦関税管理局（原産地申告を除く）
メキシコ	メキシコ経済省	ベトナム	ベトナム商工省
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	インド	インド商工省商務局 (Export Inspection Council of India、 Textiles Committee又は The Marine Products Export Development Authority)
チリ	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ商工会議所又はチリ製造業振興協会)	ペルー	ペルー通商観光省又はその後継機関
タイ	タイ商務省又はこれを承継する当局	オーストラリア	Australian Chambers of Commerce and Industry (ACCI)、 Australian Industry Group (AiG) 又は International Export Certification Services(IECS)
インドネシア	インドネシア商業省	モンゴル	モンゴル産業省 (Mongolian National Chamber of Commerce and Industry)
ブルネイ	ブルネイ外務貿易省	RCEP	RCEP協定第3・1条(i)に規定する機関
アセアン	ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区		

※ 日シンガポール協定における原産地証明書の発給は日本商工会議所ではなく全国の商工会議所で実施している。

※（税関ホームページ）経済連携協定(EPA)の原産地証明書発給機関一覧
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm#hakkyu

◎認定輸出者による自己証明制度とは、

- ◆輸出国が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。
- ◆日メキシコEPA、日スイスEPA、日ペルーEPA及びRCEP協定で、第三者証明制度との併用で採用されている。



(参考)権限のある政府当局・・・メキシコ:経済省、スイス:スイス税関、ペルー:ペルー通商観光省、日本:経済産業省

◎原産地に関する証拠書類の提出・保存について

○証拠書類の提出時期

◆原産地証明書等(※)：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第4項)

※原産地証明書、原産地申告、原産品申告書等を指

□ ただし、次の場合には原則として2^すか月以内の適当な期間、提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行なう場合

(関税法施行令第61条第4項、同基本通達68-5-15, 16)

□ 特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除：関税法基本通達67-3-4、68-5-1、保存義務：関税法施行令第4条の12)

◆運送要件証明書：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第8項)

○証拠書類の提出免除

◆原産地証明書等

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

※EPAについては、「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」として書類提出を免除する製品の指定はない。

(参考)

一般特恵において「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品については、原産地証明書等の提出が免除される。しかし、**EPA特恵に関しては製品の指定はない**。したがって、一般特恵の「明らか物品」に該当する物品であっても、経済連携協定税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

◆運送要件証明書

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

○原産地証明書等の有効期限

発給又は作成から1年間 (関税法施行令第61条第5項)

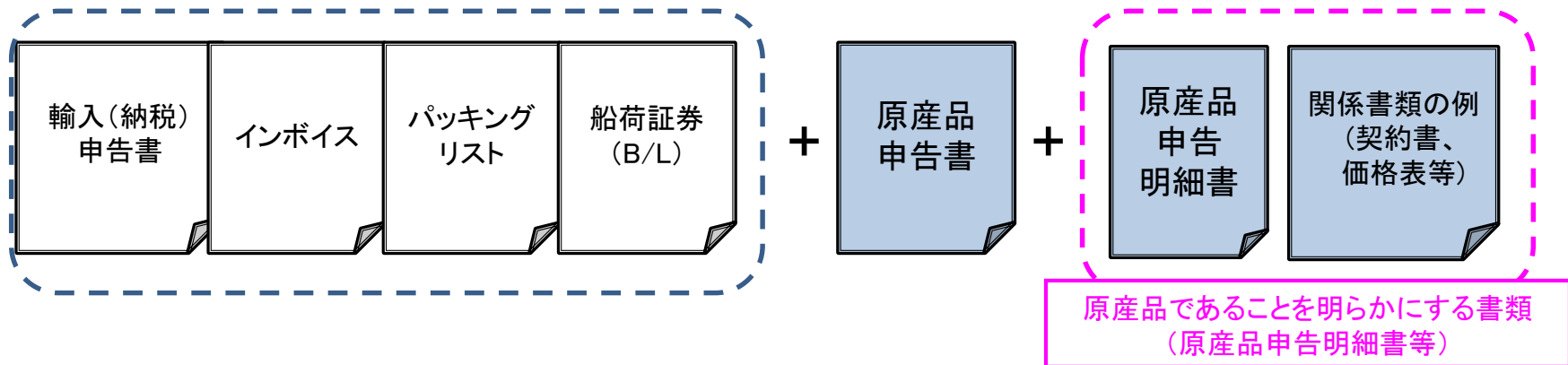
○対象となる輸入

◆1回限りの輸入に適用。(関税法基本通達68-5-11(2)ニ)

◆CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAにおいては、12か月を超えない期間の同一の製品の2回以上の輸入に適用可。(関税法基本通達68-5-11の3(2))

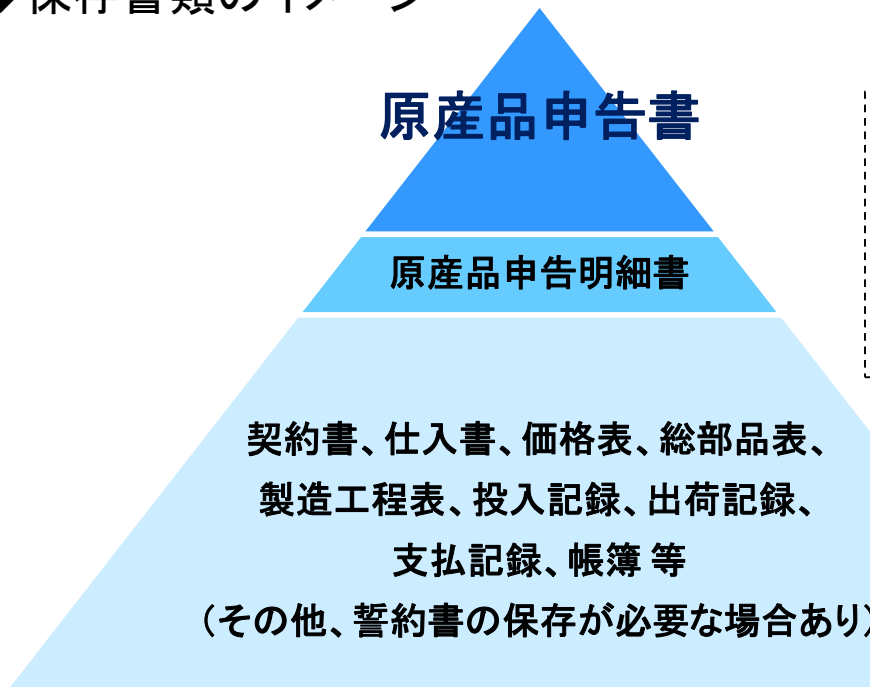
○自己申告制度における証拠書類の提出方法

- ◆通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類(以下「原産品申告明細書等」という。)」の提出が必要となる。
- ◆NACCSを利用して電子的に提出することが可能(原産品申告書及び原産品申告明細書等の原本の提出は不要)。
- ◆原産品申告書及び原産品申告明細書等を作成する際の様式については、税関HPの様式見本利用可能。ただし、任意の様式でも作成可能。
- ◆自己申告制度によるEPA税率の要求時の輸入申告書類イメージ



○自己申告制度における書類の保存義務(輸入者)

- ◆輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から5年間保存する必要がある。
- ◆対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書のほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等となる。
- ◆輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とならない。
- ◆保存書類のイメージ



✓ 輸出者又は生産者の書類の保存義務
原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を作成の日から5年の間(日EU・EPA及び日英EPAについては4年間)、保存する必要がある。

◎自己申告制度における提出書類

○原産品申告書

- ✓ **作成者**
輸出者、生産者又は輸入者。(※日米貿易協定の場合は輸入者のみ)
輸入者による自己申告は通関業者の代理作成が可能。
 - ✓ **提出**
輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際、原産品申告書を税関に提出する必要がある(日本への輸入の場合は原産品申告明細書等の提出も必要。)
 - ✓ **様式**
日EU・EPA及び日英EPAにおける輸出者・生産者による自己申告(*)を除き、税関HP掲載の様式見本が利用可能(必要的記載事項を網羅した任意様式の使用も可)。
* 日EU・EPA及び日英EPAにおける輸出者・生産者は、仕入書その他の商業上の文書に、定められた申告文を用いて作成する。
(日EU・EPAは協定附属書3-D、日英EPAは協定附属書3-Eに規定。)
 - ✓ **有効期限**
作成の日から1年間
 - ✓ **対象となる輸入**
1回限りの輸入に適用。ただし、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAにおいては、12箇月を超えない期間における同一の製品の2回以上の輸入に適用可。
 - ✓ **提出省略**
課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。
 - ✓ **必要的記載事項 ~日オーストラリアEPAの例~**
 - ・ 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 品名及び関税分類番号(HS2012年版)
 - ・ 包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量
 - ・ 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
 - ・ 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
 - ・ 原産品申告書の作成者の情報
- ※各協定の必要的記載事項等については次頁参照。

<日オーストラリアEPAの例>

<原産品申告書の記載例>

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 商品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No.1-1000 仕入書番号・日付: No.AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No.AB00001	第2204.21号	PSR
5. その他の特記事項 □ 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2.に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11
 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス株式会社
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区有明 3-1-1

本原産品申告書の作成者 (輸入者、 輸出者、 生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される商品、PSR: 実質的変更基準を満たす商品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(規格 A 4)

○参照規定: 関税法基本通達68-5-11の3

第4章 手続的要件 3. 2. 自己申告制度における提出書類

	日オーストラリアEPA	CPTPP	日米貿易協定
	輸入者		
言語使用	日本語又は英語	日本語又は英語	日本語又は英語
様式	任意 税関HP掲載の様式見本利用可能	任意 税関HP掲載の様式見本利用可能	任意 税関HP掲載の様式見本利用可能
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 2. 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 3. 関税分類番号(6桁、HS2012) 4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU) 5. その他の特記事項(第三国インボイス使用等) 6. 協定附属書3に定める産品が原産品である旨の記載及び日付、作成者の情報と共に印又は署名 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 2. 生産者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 3. 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 4. 品名、仕入書の番号 5. 関税分類番号(6桁、HS2012) 6. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU) 7. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸入される場合) 8. その他の特記事項 9. 日付、作成者の情報と共に印又は署名、及び協定附属書3-Bに定める誓約文 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出者の氏名又は名称、住所 2. 生産者の氏名又は名称、住所、 3. 輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号 4. 品名及び仕入書の番号等 5. 関税分類番号(6桁、HS2017) 6. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI) 7. その他の特記事項 8. 日付、作成者の情報と共に印又は署名
作成の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報 2. 輸入者が作成する場合は、産品が原産品である旨の輸出者又は生産者による誓約書に対する合理的な信頼 3. 産品の生産者でない輸出者が作成する場合は、産品が原産品である旨の生産による誓約書に対する合理的な信頼 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入者が作成する場合 <ol style="list-style-type: none"> (a)産品が原産品であることについての輸入者が有する書類 (b)産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼 2. 産品の生産者でない輸出者が作成する場合 <ol style="list-style-type: none"> (a)産品が原産品であることについての輸出者が有する情報 (b)産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼 3. 生産者が作成する場合 <ol style="list-style-type: none"> (a)産品が原産品であることについての生産者が有する情報 	輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報

第4章 手続的要件 3. 2. 自己申告制度における提出書類

	日EU・EPA及び日英EPA		RCEP協定	
	輸出者・生産者	輸入者	輸出者・生産者	輸入者
言語用	【日EU・EPA】 協定附属書3-Dに定められた24か国の申告文のうちいずれかを用い、仕入書その他の商業上の文書に作成	【共通】 日本語又は英語	英語	日本語又は英語
様式	【日英EPA】 協定附属書3-Eに定められた日本語又は英語の申告文のうちいずれかを用い、仕入書その他の商業上の文書に作成	【共通】 任意 税関HP掲載の様式見本利用可能	任意 税関HP掲載の様式見本利用可能	任意 税関HP掲載の様式見本利用可能
記載事項	【日EU・EPA】 協定附属書3-Dに定められた申告文を用いる。 【日英EPA】 協定附属書3-Eに定められた申告文を用いる。 【共通】 《定型文(日本語)》 (期間____から____まで) この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号____)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地が特恵に係る原産地であることを申告する。 (用いられた原産性の基準____) (場所及び日付____) (輸出者の氏名又は名称____)	【共通】 1. 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名含む) 2. 品名、仕入書の番号等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項 3. 関税分類番号(6桁、HS2017) 4. 適用する原産性の基準(A、B、C(Cの場合1、2、3))、適用するその他の原産性の基準(D、E) 5. その他特記事項(同一の製品が2回以上輸入される場合の期間等) 6. 日付、作成者の情報と共に印又は署名	協定附属書3B(必要的記載事項)の規定に従って作成する。	協定附属書3B(必要的記載事項)の規定に従って作成する。
作成の根拠	【共通】 産品が原産品であることを示す情報(産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む)	【共通】 輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報	産品が原産品であることを示す情報(産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む)	輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報

○原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

- ◆日本での輸入時に原産品申告書を提出する際は、「原産品申告明細書」を作成して提出することが求められる。
- ◆原則として、輸入者又は代理人である通関業者が作成する。
- ◆明細書第5欄の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」に関しては、当該説明内容を確認できる書類(契約書、価格表、総部品表、製造工程表等)を添付する必要がある。
- ◆以下の場合には明細書等の提出を原則として省略可能。
 - ①文書による事前教示を取得している場合
 - ②インボイス等の通関関係書類により、完全生産品であることが確認できる場合。
 - ③課税価格の総額が20万円以下の場合
- ◆様式は任意。税関HP掲載様式見本利用可能。
- ◆記載事項(日オーストラリアEPAの例)
 - ・ 仕入書の番号及び日付
 - ・ 原産品申告書における製品の番号
 - ・ 製品の関税分類番号(HS2012年版)
 - ・ 適用する原産性の基準
 - ・ 適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・ 当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・ 明細書の作成者の情報

<日オーストラリアEPAの例>

<p><原産品申告明細書の記載例></p> <p>原産品申告明細書 (<input checked="" type="checkbox"/>オーストラリア協定、<input type="checkbox"/>TPP11協定)</p>	
1. 仕入書の番号及び日付 No.AB00001 2015.12.1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第2204.21号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> FSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP) DMI <input type="checkbox"/> ACU	
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう(カベルネソービニオン) (第08.06項) : 豪州で収穫したもの(原産材料) ②ぶどう(メルロー) (第08.06項) : 豪州で収穫したもの(原産材料) ③ぶどう(シラー) (第08.06項) : 豪州で収穫したもの(原産材料) ④酸化防止剤(第28.32項) : 米国から輸入したもの(非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則(第2204.21号)は、「類変更(第8類又は第20類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表(材料一覧表)によって確認することができる。	
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商社株式会社 東京都江東区青海2-7-11 (代理人の氏名又は住所又は居所) 財務ロジスティクス株式会社 東京都千代田区有明3-1-1 作成 2015年12月5日	
※WO:完全生産品、PE:原産材料のみから生産される産品、 FSR:実質的変更基準を満たす産品 (CTC:関税分類変更基準、VA:付加価値基準、SP3:加工工程基準) DMI: 僅少の非原産材料、ACU:果糖 (規格A.4)	

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4

○「適用した原産性の基準を満たすことの説明」(明細書第5欄)には、適用する原産地基準に応じ、以下のような書類に基づいて原産性を満たしている事実を記載する。原産品申告明細書には当該関係書類を添付する。

➤ **完全生産品の場合**

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

➤ **原産材料のみから生産された産品の場合**

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

➤ **実質的変更基準を満たす産品の場合**

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ **原産品申告明細書に添付する書類の例**

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名：ワイン (750ml)

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

→ 詳細については、原産地規則ポータル(税関ホームページ)に掲載している『自己申告制度』利用の手引き』をご参照ください。

◎第三者証明制度における提出書類

○原産地証明書（※提出書類には他に品目証明書等あり）

記載事項は、主に以下の3つの項目から構成されている。

①真正性に係る項目

- ✓様式
- ✓印影・署名
- ✓有効期間・遡及発給の記載
- ✓修正・再発給の記載 等

②貨物の同一性に係る項目

- ✓品名、数量等
- ✓インボイス番号、輸出入者名
- ✓特別な品名・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- ✓HS番号
- ✓特惠基準 等

○原産地証明書記載内容の確認

日タイ EPA
原産地証明書

ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's name, address and country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A.MUANG CHIANGMAI THAILAND 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		Reference No. 0000- AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For off-invoice "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 "DMI"	"PS"	20,00 kg	ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country). CHIANGMAI, January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 印影 CHIANGMAI, January 19, 2011 Place and date, signature and			

No. 000000

- ① 真正性に係る項目
- ② 同一性に係る項目
- ③ 原産性に係る項目

①真正性に係る項目の確認
(真正に発給されたものか)

ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000- AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI KOTO-KU, TOKYO JAPAN		4. For special use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
3. Means of transport and route (as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN ON BOARD RA		8. Origin criterion (see Note Over)	
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	50,000 kg ZP002 ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN CHIANGMAI January 19, 2011 輸出者 署名		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. CHIANGMAI 署名 January 19, 2011 印影	

No. 000000

様式は規定のものか？

軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能


遡及発給の場合(タイ協定の場合船積日翌日以降の発給)、
「ISSUED RETROACTIVELY」及び船積日の記載が必要

修正・追記箇所毎には、
証印・署名が必要
(関税法基本通達68-5-11(2)ホ)

有効期限内のものか？
日タイEPAにおける原産地証明書発給機関から発給されたものか？

② 同一性に係る項目の確認
 (申告貨物と記載貨物は同一か)

ORIGINAL


1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		FORM JTEPA Issued in..... THAILAND (country)			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011" </div>			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	"PS"	50,000 kg	ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 <small>Place and date, signature of authorised signatory</small>			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  輸出者 署名 CHIANGMAI 署名 January 19, 2011 <small>Place and date, signature and stamp of authorised signatory</small> </div>		


No. 000000

取引関係が輸入申告と合致しているか？

記載された品名、数量が、輸入申告貨物と合致するか？

③ 原産性に係る項目の確認
 (どのような原産品であると証明されているか)

 ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)													
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For official use <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2022" </div>													
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2022 VESSEL : ZEIKANMARU		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">5. Item number</th> <th style="width: 15%;">6. Marks and numbers of packages</th> <th style="width: 40%;">7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)</th> <th style="width: 15%;">8. Origin criterion (see Notes Overleaf)</th> <th style="width: 10%;">9. Gross weight or quantity</th> <th style="width: 10%;">10. Number and date of invoice</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.</td> <td style="text-align: center;">NO MARK</td> <td> 50Bags ACETYLATED STARCH <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">HS CODE:3505.10</div> <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">"DMI" "ACU"</div> </td> <td style="text-align: center; border: 1px solid purple; border-radius: 15px;">"PS"</td> <td style="text-align: center;">10,000 kg</td> <td style="text-align: center;">ZP001 January 19,2022</td> </tr> </tbody> </table>		5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or quantity	10. Number and date of invoice	1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">HS CODE:3505.10</div> <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">"DMI" "ACU"</div>	"PS"	10,000 kg	ZP001 January 19,2022
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or quantity	10. Number and date of invoice										
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">HS CODE:3505.10</div> <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">"DMI" "ACU"</div>	"PS"	10,000 kg	ZP001 January 19,2022										
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country). CHIANGMAI January 19, 2022 Place and date, signature of authorised signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the above declaration by the exporter is correct. <div style="text-align: center; border: 1px solid green; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> CHIANGMAI January 19, 2022 Place and date, signature and stamp of certifying authority													

Origin criterion

WO : 完全生産品
 PE : 原産材料のみから生産される製品
 PS : 実質的変更基準を満たす製品

HS2017版(日タイEPAの場合)の6桁番号が記載されているか?

第7欄

- ・僅少の非原産材料の規定を適用した場合は"DMI"
- ・累積の規定を適用した場合は"ACU"が記載されているか?

輸出者署名

署名

○各EPA原産地証明書の記載要領を原産地規則ポータルに掲載している。

◆日ベトナムEPA原産地証明書

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名		Certification No.	Number of page /	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「選及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。		AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam		
3. Transport details (means and route) (if known): 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)		積出港、積積港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): HS2007 版、6桁 それぞれの製品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第 0910.99 号のうちカレー、第 1515.90 号のうち桐油及びその分別物など) HS 第 50 類から第 63 類までの各級の製品については、以下の事項を記入。 ・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。)		5. Preference criteria 特惠基準 下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なものを ③ "PE"	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 記入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合：第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合：第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は引續きに取引関係が判明するような資料を提出。
8. Remarks: 原産地証明書が選及発給される場合には、発給当局により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給。第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給。第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。				
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ 原産国の国名を記入。 Signature: _____ 輸出者 (又は代理人) による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字) Name (printed): _____ ゴム印は不可 Company: _____		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ 輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 Stamp: _____ 日付 (原則として船積日を詰めその日から3日以内 ⇒ それより後の発給を選及発給として扱う。) ・ 押印 (手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名 (自署又は署名の形状の印字) Place and Date: _____ Name (printed): _____ ゴム印は不可 Signature: _____		

(税関ホームページ)原産地規則ポータル「原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表」

<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/kisai/index.htm>

○原産地証明書の再発給及び遡及発給

以下のEPAについては、原産地証明書の再発給及び遡及発給が可能。
シンガポールEPAには、明示的な規定がない。

◆再発給(紛失等の理由による)可能なEPA

日インドネシア、日チリ及び日マレーシアEPA(運用上の手続規則Rule3(e)) / 日メキシコEPA(第39条のA6) / 日タイEPA(運用上の手続規則Rule3(5)) / 日ブルネイEPA(運用上の手続規則Rule3(f)(i)) / 日アセアンEPA(運用上の規則Rule5) / 日フィリピンEPA(運用上の手続規則Rule 4 4. a) / 日スイスEPA(附属書2第18条) / 日ベトナムEPA(運用上の規則Rule5) / 日インドEPA(運用上の手続Rule3(f)) / 日ペルーEPA(第56条) / 日オーストラリアEPA(実施取極第2・1条5) / 日モンゴルEPA(運用上の手続規則Rule3 5.) / RCEP協定(第3・17条8)

※再発給した原産地証明書の有効期間は、オリジナルの原産地証明書の残余の期間になるため注意が必要。

◆遡及発給(貨物船積後の原産地証明書発給)可能なEPA

日インドネシア、日チリ及び日マレーシアEPA(運用上の手続規則Rule3(b)) / 日メキシコEPA(第39条のA5) / 日タイEPA(運用上の手続規則Rule3(2)) / 日ブルネイEPA(運用上の手続規則Rule3(c)) / 日アセアンEPA(運用上の規則Rule7) / 日フィリピンEPA(運用上の手続規則Rule2 6.) / 日スイスEPA(附属書2第17条2) / 日ベトナムEPA(運用上の規則Rule7) / 日インドEPA(運用上の手続Rule3(b)) / 日ペルーEPA(第55条) / 日オーストラリアEPA(実施取極第2・1条3) / 日モンゴルEPA(運用上の手続規則Rule3 2.) / RCEP協定(第3・17条8)

◎認定輸出者による自己証明制度の提出書類

○原産地申告

- ◆認定輸出者による自己証明制度では、原産品であることを証明する書類として、認定輸出者が作成した「原産地申告」を輸入国税関に提出する。
- ◆日スイス、日ペルー及び日メキシコ協定では、以下の申告文を関係する製品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。
- ◆RCEP協定では、必要的記載事項を含む任意の様式で作成する。

日スイス協定

「“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地 (Switzerland)) preferential origin.”」

日ペルー協定

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (場所及び日付**)”」

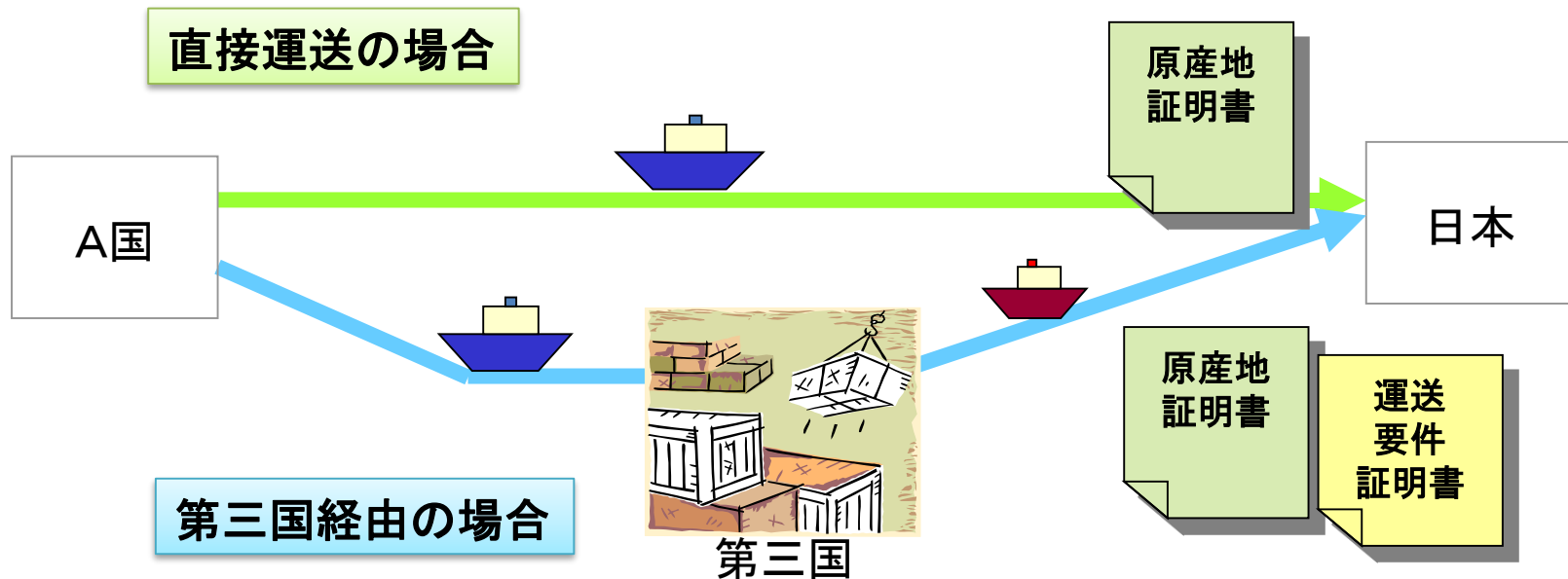
日メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

◎積送基準を満たしていることを証する書類

第三国を経由して日本に輸入する場合で、EPA特恵税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たしていることを証する書類(運送要件証明書)の提出が必要となる。



◆「運送要件証明書」として、以下のものが認められている。

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

- ①当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- ②第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- ③その他税関長が適当と認める書類

課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合は、提出不要

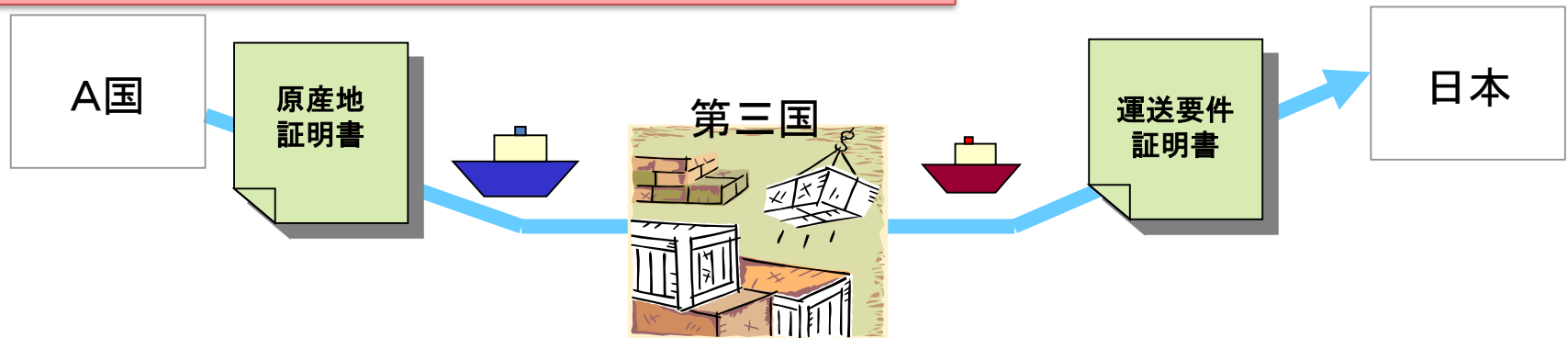
○積送基準を満たしていることを証する書類の提出が困難な場合

運送要件証明書として、①通し船荷証券の写し又は②第三国の官公署が発給した証明書が取得できないことにつき相当の理由があると認められるときは、

- ▶ 非原産国において積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったこと又は非原産国における博覧会等への出品のため送り出された貨物であることに該当することを証する書類の提出
- ▶ 上記書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての原産地証明書への記載

をもって、③その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えないこととされている。

積替地等についての原産地証明書への記載



◆A国からの輸出の際発給される原産地証明書は、その時点での製品の原産性についての権限ある当局による証明である。

※関税法基本通達68-5-1(1)ハなお書き

○積替地等が記載された原産地証明書の例(日タイEPA)

見本

Appendix1-A(Thailand)
ORIG

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)
ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD.
1111-1 CENTER BLD.
WATKET A.MUANG CHIANGMAI
THAILAND

Reference No. 0000-
AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)
FORM JTEPA

2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)
ZEIKAN SHOJI CO.,LTD.
2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN

3. Means of transport and route (as far as known)
FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN VIA SINGAPORE BY SEA
ON BOARD DATE : January 19, 2011
VESSEL : ZEIKANMARU

1. Item number	2. Marks and numbers of packages	3. Number and type of packages, etc. (including quantity where appropriate, importing country)	4. Description of goods	5. PS	6. Weight	7. Date of issue
1.	NO MARK	50Bags	ACETYLATED STARCH HS CODE:3505	"PS"	50,000 kg	ZP001 January 19,2011

11. Declaration by the exporter
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country).
CHIANGMAI, Thailand January 19, 2011
Place and date, signature of authorized signatory

CHIANGMAI, Thailand January 19, 2011
Place and date, signature and stamp of authorized signatory

No. 000000

課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く

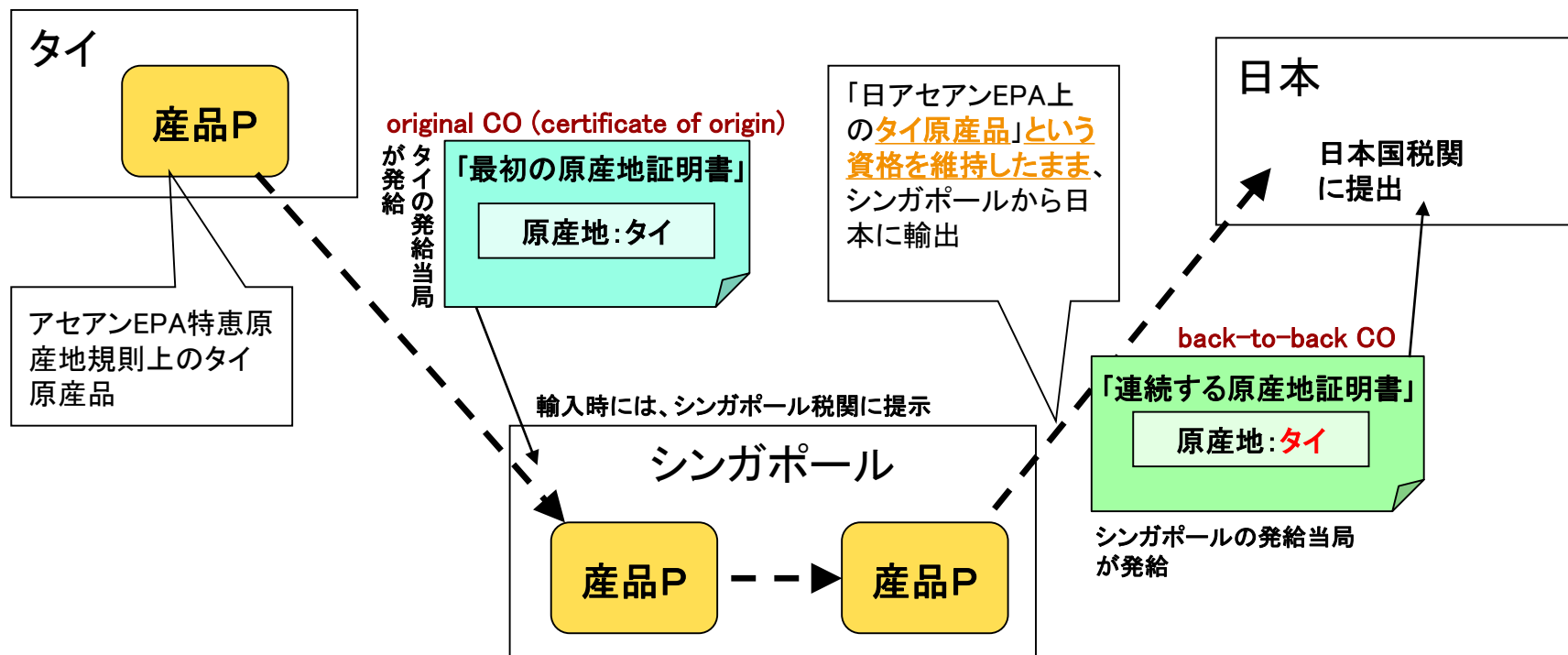
非原産国を経由して日本へ輸入する場合、
①通し船荷証券の写し
②第三国の官公署が発給した証明書
③①又は②の書類以外の書類で税関長が相当と認めるもの
のいずれかの提出が必要

①又は②の書類が提出できないことにつき相当な理由があると認められ、かつ、関税法施行令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出も困難であると認められるときは、
・第3欄に積替地等の記載をもって、③の提出があったものとして取り扱って差し支えない。(関税法基本通達68-5-1(1)ハ)

輸出者 署名
印影 署名

○日アセアンEPA 原産地規則の「連続する原産地証明書」

◆日アセアンEPA 附属書4 第3規則4(a) ※RCEP協定においても同様の規定あり。



「製品P」(日アセアンEPA原産地規則上のタイ原産品)がシンガポールを経て日本に輸出され、シンガポールで「製品P」に何ら加工等が施されない(=日アセアンEPAのタイ原産品という資格を維持したまま)場合、



シンガポールから日本に「製品P」を輸出する者は、**シンガポールの原産地証明書発給当局**に対し「最初の原産地証明書」を提示して申請することにより、「製品P」がアセアンEPA上の**タイ原産品**であることを証明する**「連続する原産地証明書」**の発給を受けることができる。

◎不備のある原産地証明書等の取扱いについて

- ◆ 特恵税率を適用できるのは協定等に基づく相手国の原産品のみであり、原産品であることを確認するため、輸入申告時に税関に対して原産品申告書又は原産地証明書等（以下「原産地証明書等」という。）の提出又は保存が必要になる。
- ◆ 原産地証明書等は記載漏れなどの不備がないことが原則となるが、真正性や記載内容の正確性に影響を与えない不備は、「軽微な誤り」として、税関で有効なものとして取り扱う。
- ◆ 税関における具体的な取扱いを示す「不備のある原産地証明書等の取扱い」が、税関ホームページ「原産地規則ポータル」において公表されている。

不備のある原産地証明書等の取扱い

※明らかなタイプミスは有効

真正性に関する項目の不備 (例)発給番号、発給機関の印影	同一性に関する項目の不備 (例)仕入書番号、輸出入者、数量	原産性に関する項目の不備 (例)特恵符号、HS番号、品名
「軽微な誤り」ではないため 無効 〔一部例外あり〕	「軽微な誤り」であり 有効 〔他の書類で確認できる場合に限る (複数箇所に不備がある場合は要相談)〕	「軽微な誤り」ではないため 原則無効
← 輸入者が原産品であることを明らかにした場合、有効※ → ※文書による原産地の事前教示を得ている場合、原産品であることを明らかにしたと取扱う。		

第4章 手続的要件 3. 7. (参考)原産地証明書等に記載される原産地基準の記号(※1)

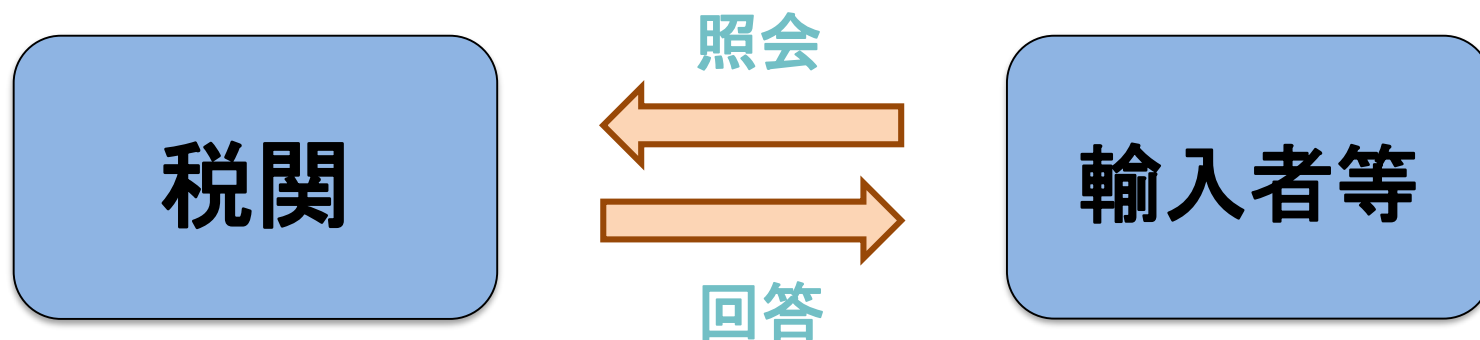
協定名		メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	アセアン	フィリピン	ベトナム	インド	ペルー	オーストラリア	モンゴル	CPTPP	EU	アメリカ	英国	RCEP	
完全生産品		A	A	A	WO	A	A	WO	A	WO	A	(a)	WO	A	※5 WO	A	※5 WO	A	WO	
原産材料のみから生産される産品		B	B	B	PE	B	B	PE	B	PE	※2 B	(b)	PE	B	※5 PE	B	※5 PE	B	PE	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	関税分類変更基準	-	-	-	-	-	CTH	-	CTH	※3 B	-	-	-	-	-	-	-	-	
		付加価値基準	-	-	-	-	-	-	RVC	-	LVC	-	-	-	-	-	-	-	-	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	C	C	C	PS	C	C	CTC	C	CTC	B	(c)	※4、※5 PSR + CTC	C	※5 PSR + CTC	C1	※5 PSR	C1	CTC
		付加価値基準	C	C	C	PS	C	C	RVC	C	LVC	B	(c)	※4、※5 PSR + VA	C	※5 PSR + VA	C2	※5 PSR	C2	RVC
		加工工程基準	C	C	C	PS	C	C	SP	C	SP	B	(c)	※4、※5 PSR + SP	C	※5 PSR + SP	C3	※5 PSR	C3	CR
その他(D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		D TPL	-	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
適用する際に記載 (メキシコ協定では、いずれの適用もない場合「N/A」と記載)	累積	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	-	※5 ACU	ACU	※5 ACU	D	-	D	ACU	
	僅少の非原産材料/許容限度	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	-	※5 DMI	DMI	※5 DMI	E	※5 DMI	E	DMI	
	代替性のある産品及び材料	FGM	FGM	FGM	-	FGM	FGM	-	FGM	IIM	FGM	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中間材料	IM	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1 本項において、「原産地証明書等」とは、原産地証明書、原産品申告書及び原産品申告明細書を指す。
 ※2 直接該当する規定はないが、協定第27条(b)、第29条を満たす産品として「B」を記載。 ※3 HS6桁変更と付加価値基準の両方を満たす必要あり。
 ※4 協定上は「PSR」のみで可。 ※5 協定上は特定の記号は定められていない(表中の記号は通達や原産品申告書の様式見本に記載のもの)。

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には、これらの記号は記載されない。

◎原産地に係る事前教示制度とは、

貨物の輸入を考えている方やその他の関係者が、税関に対し、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)についての照会を原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度。



- ✓ 輸入予定貨物の原産地の扱い、特惠関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなる。
- ✓ また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになる。
- ✓ 税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重される(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、安定的な取り扱いが確保される(*)。

* 口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合は、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないので注意。

○事前教示制度の根拠法令は、関税法に規定されている。

◆関税法第7条第3項

税関は…申告について必要な輸入貨物に係る…所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

原産地を含む

○文書による事前教示は、30日以内の極力早期に税関から回答される。

◆文書による事前教示の回答の手続（関税法基本通達7-18）

□ 照会者

輸入者又は輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している関係者、代理人

□ 対象貨物

架空の貨物、申告中の貨物、紛争に係る貨物以外のもの

□ 回答期限

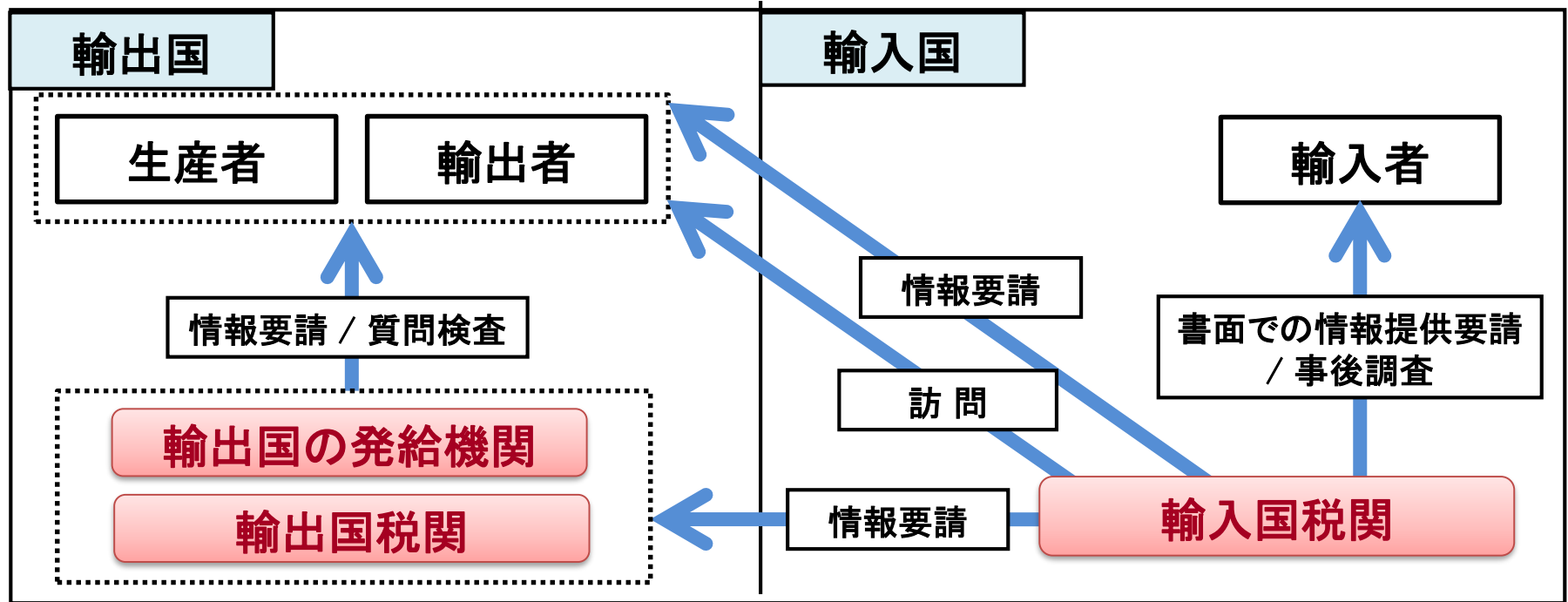
30日以内の極力早期

□ 公開

原則公開、ただし最大180日の範囲で非公開期間を設定することが可能。

◎事後確認とは、

特惠税率にて輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいう。



◆事後確認の実施方法

- 輸入者に対し、書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)を実施。
1. により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から(輸出国の発給機関又は税関を通して(CPTPPの場合は直接))、輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証※を行うことがある。
1. 2. の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認される。また、事案の内容に応じて過少申告加算税等の対象になる。

(※日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの輸入者自己申告においては1のみ規定されており2は行うことが出来ない)

輸入者の皆様へ

経済連携協定に基づく輸入貨物に対する

「事後確認の実施」

に、ご協力ください。

税関においては、輸入者の皆様が経済連携協定に基づき特惠税率にて輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物の原産性に係る確認(以下、「事後確認」)を実施しております。

1. 実施方法

- 輸入者に対する事後確認は、以下の方法により実施されます。
 - ① 書面での情報提供要請
 - ② 輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)
- 上記①又は②の際に、税関に対し、輸入された貨物が経済連携協定に基づく原産品であることの確認に必要な資料を御提出いただきます。
- 御提出いただいた資料により原産品であることが確認できない場合は、税関からその貨物の輸出国に対し、当該貨物の原産性に係る情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。

2. 実施の結果

事後確認の結果、輸入申告された貨物について経済連携協定に基づく原産品であることが確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。事後確認の実施及びその結果については、書面によりお知らせします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。